

令和4年度 スポーツ庁委託調査

令和4年度 スポーツ政策調査研究事業  
諸外国におけるスポーツ政策が対象とするスポーツ  
の範囲及びデジタル技術やデータの利活用等による  
DXの推進状況等に関する調査研究

報告書

令和5年3月

WIPアンドアソシエイツ株式会社

令和4年度 スポーツ政策調査研究事業  
諸外国におけるスポーツ政策が対象とするスポーツの範囲及びデジタル技術や  
データの利活用等によるDXの推進状況等に関する調査研究  
調査の概要

## 1. 調査研究の趣旨

諸外国におけるスポーツに係る行政計画、およびデジタル技術やデータの利活用等によるDX（デジタルトランスフォーメーション：Digital Transformation）※<sup>1</sup>の推進状況に関して、調査研究を行うことで、今後のスポーツ施策の推進に役立てることを目的とする。

諸外国でスポーツを所管する行政機関は、政策の対象範囲となる「スポーツ」を、「身体的活動」に応じてどのような捉え方をしているのか、また、スポーツ政策において、いわゆる「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」をどのように取り扱っているのかを調査する。さらにデジタル技術やデータの利活用等によるDXの推進について、行政機関における位置づけや取組について現状や課題について調査を行う。

以上を目的とする調査研究を実施することで、海外におけるスポーツ振興施策の最近の状況・動向、を把握し、今後のスポーツ施策検討の参考にする。

## 2. 調査研究内容

諸外国のスポーツ政策に関して、政策の対象となる様々な「身体的活動」に関する用語の使い分け・整理、「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」の位置づけ、デジタル技術やデータの利活用等によるDXの推進状況に関し、以下の事項の調査・分析を実施した。

### （1）様々な「身体的活動」に関する用語の使い分け・整理

諸外国のスポーツ行政機関は、スポーツ振興に関する行政計画や行政文書上において、「身体的活動」を運動量や運動形態を踏まえて、使い分けや整理などのため、各用語をどのように定義づけているのか。各用語に伴う活動を所管する担当省庁及びその部局名情報などを調査する。

### （2）スポーツ政策における「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」の位置づけ

諸外国のスポーツ行政機関が取り組むスポーツ振興に関する行政計画や行政文書上において、「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」などスポーツに類する活動がどのように位置づけられているのか、行政機関の下に行われている場合は、所管する担当省庁及びその部局名情報など、行政体制、予算、関連する政策などを調査した。

### （3）デジタル技術・データ利活用等によるDXの推進状況に関する調査

諸外国のスポーツ行政機関において、スポーツにおけるデジタル技術・データ利活用等によるDXの推進について、行政計画上における位置づけや取組内容の現状に関して調査した。各国のスポーツ行政機関による取組がDXを標榜せず、従来アナログで行っていたことのデジタル化（デジタイゼーション）であったり、デジタル技術を活用して新たな価

値や体験を生み出す目的で推進するデジタル化（デジタルライゼーション）であった場合は、これらのいずれに当たるかが判別し難いものを含めて、そのような取組の例を示した。

### 3. 本報告書で取り上げる「バーチャルスポーツ」について

「バーチャルスポーツ」については、IOC（国際オリンピック委員会）が2021年3月15日に公表した「オリンピック・アジェンダ 2020+5」の15の提言（recommendations）の9番目に「バーチャルスポーツの発展を促し、ビデオゲームコミュニティとの関わりを深める」が提言されていた。

以下にJOC（日本オリンピック委員会）によるIOC「オリンピック・アジェンダ 2020+5」の提言9の日本語訳を示し、ポイントとなる部分に下線を施した。

提言9：バーチャルスポーツの発展を促し、ビデオゲームコミュニティとの関わりを深める  
バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる

- ・IFの規約や戦略の中でバーチャルなシミュレーション形式での競技を一つの種別として確立できるようにIFの役割と責任を強化する
- ・IOCのデジタルエンゲージメント戦略を支えるために、バーチャルなシミュレーション形式での競技を通じた独自のオリンピックの商品と体験を発表する
- ・各IFと協力して、オリンピック（競技）プログラムに身体運動を伴うバーチャルスポーツを加えることを検討する
- ・若者に運動やオリンピック・ムーブメントとの関わりを促すために、競技コミュニティとビデオゲームコミュニティとのローカルレベルのパートナーシップを支援する
- ・オリンピック選手関連のオンラインプログラムとデジタルツールを競争型のビデオゲームコミュニティに提供し、彼らの身体的・精神的健康を支援する

#### ー背景説明

バーチャルスポーツの2つの形態とビデオゲームを区別することが重要である。バーチャルスポーツには、身体運動を伴うもの（サイクリングなど）と身体運動を伴わないもの（サッカーなど）がある。一方、ビデオゲームには、競争型のゲーム（「リーグ・オブ・レジェンド」など）とカジュアルゲーム（「スーパーマリオ」など）がある。

COVID-19が影響を及ぼす中、ゲーム業界は、ゲーム人口の30%の伸びとゲーム利用の75%増大が物語っているように成長を続けており、2020年の市場規模は1,590億米ドルと推定される。この成長はバーチャルスポーツにも反映されており、一部のIFはそれぞれの競技のバーチャル形式を活用して若者世代と交流し、独自のバーチャル競技会を開催している。

IOCは、IFが統括するバーチャルなシミュレーション形式での競技を開発するための支援を提供することによって、こうした取り組みを前進させることを目指す。こうしたバーチャルスポーツが発展するに伴い、バーチャルスポーツをめぐるIFの役割と責任は増大すると思われる。したがって、IFが競技のシミュレーションに関して良好なガバナンスと必要な規制を確保することが重要である（提言1を参照）。

若者がビデオゲームやデジタルエンターテインメントに親しんでいることを踏まえると、バーチャル形式での競技を通じて独自のオリンピックの商品や体験を生み出すことで、人々との直接的な交流を増やすことができる。これは、IOCデジタル戦略に合致する。この直接的な交流の目的は、特に若者に焦点を当て、スポーツ参加を促しオリンピックの価値を推進することにある。

さらに、こうした商品と体験は、バーチャルスポーツとオリンピック競技大会のギャップを埋め、IFとそれぞれのバーチャル競技との間に価値あるブランド連想を生み出す。この一環として、IFから将来のオリンピック競技大会のオリンピック・プログラムに身体的な要素を伴うバーチャルスポーツを含めたいという提案が出る可能性に前もって対処するため、実現可能性調査を検討することが考えられる。

ビデオゲームは、共通の興味を持つ人々が集まるさまざまなコミュニティを一つにまとめる役割を果たしている。地域レベルでこうしたコミュニティと戦略的パートナーシップを結ぶことにより、競技団体は、その競技界の外部の若年層と接点を持ち、これまでとは異なる層に働きかけつつ、若者をスポーツに引き入れることができる（提言 12 を参照）。

エリート e スポーツやゲームの競技者は、比較的最近になって競争の激しい環境に参入しているため、伝統的な競技の選手に比べアクセスできるリソースが限られている。IOC はこうした課題を認識し、彼らに合わせて既存の各種ツールやリソースに手を加えることで、男女平等や精神的・身体的健康、競争の高潔性、キャリア変更などのさまざまな領域において支援することを目指す。

IOC が「オリンピック・アジェンダ 2020+5」に「身体運動を伴う」バーチャルスポーツとして例示しているサイクリング（自転車）が UCI（国際自転車競技連合）公認ロードレースの zwift やトラックレースの Bkool を指し、「身体活動を伴わない」バーチャルスポーツとして例示しているサッカーが FIFA（国際サッカー連盟）公認ゲームの e フットボールを指しているのは明らかながらも、IOC はこれらのライセンスを特定の営利企業が有していることから明示しなかったと考えられる。

また IOC は「ビデオゲーム」として例示しているリーグ・オブ・レジェンドが「身体活動を伴わないもの」として例示しているサッカーのバーチャルスポーツとどのように異なるのかを説明していないが、「身体活動を伴わないもの」は FIFA の e フットボールのように国際競技連盟が公認しかつリアルスポーツと同じ競技規則が用いられているものを指し、「ビデオゲーム」はそうでないものを指していると考えられる。

いっぽう、2021 年 5 月から 6 月にかけて IOC が主催したオリンピック・バーチャル・シリーズでは、野球（パワフルプロ野球）、自転車競技（zwift）、ボート競技（Concept 2）、セーリング（Virtual Regatta, Virtual Regatta SAS）、モータースポーツ（グランツーリスモ SPORT）の 5 つのバーチャル競技が採用されたが、ボート競技のバーチャルスポーツで用いられる Concept 2 は World Rowing（国際ボート連盟）公認のトレーニング器具であり、オンラインログブックと呼ばれるソフトウェアと連動させることができる点で zwift とよく似たコンセプトであることから、5 競技のうち自転車、ボート、セーリングのバーチャル競技が「身体活動を伴うバーチャルスポーツ」であり、野球とモータースポーツのバーチャル競技は「身体活動を伴わないバーチャルスポーツ」であると捉えられる。

上記の考察から、本調査研究では、各国における「バーチャルスポーツ」について、①（Zwift 等の）身体活動を伴うバーチャルスポーツ、②（e フットボール等の）身体活動を伴わないバーチャルスポーツ、③（リーグ・オブ・レジェンドやスーパーマリオ等の）ビデオゲーム、のそれぞれについて行政機関による取組や活動の位置づけ等に関する情報を整理し、取組等が全くない場合はないことを示した。

#### 4. 本報告書で取り上げる「ビデオゲーム」について

IOC が「オリンピック・アジェンダ 2020+5」に示した「ビデオゲーム」は、調査対象国において例外なく「e スポーツ」と表現されているため、スポーツ行政機関が e スポーツをどのように捉えているかについて調査した。

## 調査の概要

### 5. 調査対象国

イギリス, オーストラリア, フランス, ノルウェー, ドイツ, 韓国, アメリカ

### 6. 調査方法

文献調査及びヒアリング調査により実施した。

また, 報告書の作成に当たって以下の有識者から助言を受けた。

- ・友添 秀則  
スポーツ審議会委員  
公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
- ・久木留 毅,  
スポーツ審議会スポーツ基本計画部会委員  
独立行政法人日本スポーツ振興センター HSPC 長, 国立スポーツ科学センター長

### 7. 外国通貨の取扱い

予算等の外国通貨による金額の日本円換算額は併記せず, 読者の判断に委ねる方針とし, 各国章冒頭の脚注に, 各国通貨の 2020 年における対円年平均為替レートを表記した。

参考までに, 近年の対円年平均為替レートを以下に示す。

調査対象国	通貨単位	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
イギリス	1 ポンド	147.48	139.26	137.08	150.97	161.92
オーストラリア	1 豪ドル	82.60	75.83	73.67	82.48	91.01
フランス, ドイツ	1 ユーロ	130.42	122.07	121.81	129.89	138.04
ノルウェー	1 クロネ	13.59	12.40	11.38	12.78	13.66
アメリカ	1 ドル	110.43	109.05	106.82	109.80	131.43
韓国	1,000 ウォン	100.60	93.80	90.70	96.10	101.80

### 8. 受託者・執筆編集責任者

WIP アンドアソシエイツ株式会社

代表取締役 高瀬富康

## ● 各国の状況の簡潔な比較表

	イギリス	オーストラリア	フランス
スポーツ行政機関	DCMS	保健高齢化省	スポーツ所管省
統括団体	スポーツカウンシル	スポーツオーストラリア	CNOSF
統括団体の性格	公的機関（非政府）	公的機関（政府）	公的機関（非政府）
統括団体に対する国の補助金交付	あり	あり	あり
統括団体の国の補助金再配分機能	あり	あり	あり
スポーツ行政計画	あり	あり	あり
スポーツ行政計画におけるマインド/バーチャルスポーツの位置づけに関する記述	なし	なし	なし
統括団体によるマインドスポーツに関する方針	あり	なし	あり
中央競技団体に認定されたマインドスポーツ統括団体	なし	なし	あり（チェス）
マインドスポーツ統括団体に対する国の補助金	—	—	なし
統括団体によるバーチャルスポーツに関する方針	なし	なし	なし
政府等によるeスポーツに関する方針	あり	なし	なし
統括団体によるeスポーツに関する方針	あり	あり	あり
中央競技団体に認定されたeスポーツ統括団体	なし	なし	なし
中央競技団体による zwift 等の採用	あり	あり	あり
国の機関によるDXの定義	あり	あり	あり
スポーツ行政計画におけるデジタル化の標榜名	Digitalization	Digitalization	DX

調査の概要

ノルウェー	ドイツ	韓国	米国
文化平等省	連邦内務省	文化体育観光部	(なし)
NIF	DSOB	大韓体育会	USOPC
任意団体	任意団体	公的機関（非政府）	任意団体
あり	あり	あり	なし
あり	あり	あり	—
あり	あり	あり	なし
なし	なし	なし	—
あり	あり	あり (法律にある)	なし
なし	あり(チェス)	あり(囲碁)	なし
—	なし	あり	—
なし	あり	なし	なし
なし	なし	あり	—
あり	あり	あり	なし
なし	なし	あり	なし
あり	あり	なし	あり
あり	あり	あり	あり
Digitalization	DX	DX	—

## 【総目次】

• 第1章 イギリス .....	1
1. 概要 .....	1
2. 関係機関 .....	1
3. スポーツ政策に関する法令 .....	3
4. スポーツに関する行政計画 .....	3
5. 中央競技団体のスポーツ .....	4
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	7
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	10
8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	11
(1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ .....	11
(2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ .....	11
(3) ビデオゲーム .....	12
9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況 .....	13
(1) 政府による DX の定義 .....	13
(2) スポーツ政策における DX .....	15
10. 参考文献 .....	16
• 第2章 オーストラリア .....	17
1. 概要 .....	17
2. 関係機関 .....	17
3. 関係法令 .....	18
4. スポーツに関する行政計画 .....	18
5. 中央競技団体のスポーツ .....	19
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	22
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	23
8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	23
(1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ .....	23
(2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ .....	23
(3) ビデオゲーム .....	23
9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況 .....	24
10. 参考文献 .....	25
• 第3章 フランス .....	27
1. 概要 .....	27
2. 関係機関 .....	27
3. 関係法令 .....	29
4. スポーツに関する行政計画 .....	31
5. 中央競技団体のスポーツ .....	31
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	35
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	36
8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	37
(1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ .....	37
(2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ .....	37
(3) ビデオゲーム .....	37
9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況 .....	38
10. 参考文献 .....	39
第4章 ノルウェー .....	41
1. 概要 .....	41
2. 関係機関 .....	41
3. 関係法令 .....	43
4. スポーツに関する行政計画 .....	43
5. 中央競技団体のスポーツ .....	44
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	45
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	45



8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	46
(1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ .....	46
(2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ .....	46
(3) ビデオゲーム .....	46
9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況 .....	48
10. 参考文献 .....	49
第5章 ドイツ .....	51
1. 概要 .....	51
2. 関係機関 .....	51
(1) 連邦行政機関 .....	51
(2) DSOB (ドイツオリンピックスポーツ委員会) .....	52
3. スポーツ政策に関する法令 .....	55
4. スポーツに関する行政計画 .....	55
5. 中央競技団体のスポーツ .....	55
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	58
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	59
8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	60
9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況 .....	68
(1) 連邦政府による地域スポーツデジタル化プロジェクト .....	68
(2) 連邦スポーツ科学研究所によるデジタル化推進プロジェクト .....	69
10. 参考文献 .....	71
• 第6章 韓国 .....	73
1. 概要 .....	73
2. 関係機関 .....	73
3. 関係法令 .....	75
4. スポーツに関する行政計画 .....	76
5. 中央競技団体のスポーツ .....	79
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	84
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	85
8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	86
(1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ .....	86
(2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ .....	87
(3) ビデオゲーム .....	87
9. デジタル技術・データ利活用による DX の推進状況 .....	88
10. 参考文献 .....	90
• 第7章 アメリカ .....	91
1. 概要 .....	91
2. 関係機関 .....	91
3. 関係法令 .....	92
4. スポーツに関する行政計画 .....	93
5. 中央競技団体のスポーツ .....	93
6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理 .....	94
7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ .....	95
8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ .....	95
(1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ .....	95
(2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ .....	95
(3) ビデオゲーム .....	95
9. スポーツ行政機関による DX の推進状況 .....	96
10. 参考文献 .....	97

• 第1章 イギリス<sup>1</sup>

## 1. 概要

イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4か国からなる連合王国(UK: United Kingdom)であり、スポーツを所管する行政機関は、イングランドは DCMS (デジタル文化メディアスポーツ省)、他の3か国はそれぞれの政府である。各国においてスポーツを所管する行政機関の下には、公的機関であるスポーツカウンシルが置かれている。本章ではもっぱらイングランドにおける取組について記述するところ、イングランドのスポーツカウンシルには地域の草の根スポーツの振興を担うスポーツイングランドとオリパラの統括団体である UK スポーツがある。

イングランドの中央競技団体は NGB (National Governing Body) と呼ばれる。NGB の認定はスポーツイングランドと UK スポーツが別々に行う。NGB が統括している活動がスポーツに当たるかについては、欧州スポーツ憲章に示されているスポーツの定義と合致するかが判断基準となる。

イングランドにおいて我が国のスポーツ基本計画に相当するのは2015年の「スポーツの未来 (Sporting Future)」であるが、同計画にはスポーツと身体活動 (physical activity) を区別しないという記述がある。身体活動の定義は行政文書によりさまざまであり、政府としての一貫性は諮られてない。

イギリスのスポーツ行政計画にバーチャルスポーツ、ビデオゲーム、又は e スポーツに関する言及は全くない。ただし議会の委員会による報告書に e スポーツに関する勧告が示されたことはある。スポーツイングランドは伝統的なスポーツと e スポーツが連携することを非としていないが、e スポーツの国内統括団体である BEA (British Esports Association) を NGB に認定することについては検討課題としている。

## 2. 関係機関

スポーツを所管する行政機関は、イングランドは DCMS (デジタル文化メディアスポーツ省)、他の3か国はそれぞれの政府である。

スポーツに対する国の財政支援は各国政府及び各国のスポーツカウンシルが決定し、スポーツ団体が認定したスポーツ団体に配分する。財政支援の原資は各国政府と国営宝くじ配分基金 (NLDF: National Lottery Distribution Fund) からの分配金 (share) である。スポーツイングランド、スポーツウェールズ、スポーツスコットランド、スポーツ北アイルランドは地域の草の根スポーツの統括団体に対して国からの補助金を再配分する。またイングランドでは UK のスポーツカウンシルである UK スポーツがオリンピック・パラリンピックスポーツの統括団体として NGB (中央競技団体) に財政支援を行っている。これらスポーツカウンシルの位置づけは公的機関 (public body) であり、スポーツイングランドとスポーツスコットランドは公的機関の中でも特に NDPB (Non-governmental public body) と呼ばれる。NDPB とは、所管の大臣が議会に直

<sup>1</sup> 本章においてイギリスの通貨を表す際には、ポンド 又は £ を用いる。  
参考までに、2022年における対円年平均為替レートは、1ポンド = 161.92円である。

## 第1章 イギリス

接説明責任（accountability）を負うが、省には属しないと位置づけられる公的機関である。4か国のスポーツカウンシルは共通して経営部門と運営部門からなり、経営部門のメンバーは公募に応募した非公務員の中から国規定の手続によって選定されて所管の大臣が任用する。また運営部門の職員の身分は非公務員である。

したがって4か国のスポーツカウンシルは公的機関としてスポーツ団体の認定機能と国の補助金の再配分機能の両方を担っているといえる。

4か国においてスポーツ及び身体活動を所管する行政機関と団体等の関係を整理すれば次のようになる。

図表-1-1 イギリス（UK）におけるスポーツ及び身体活動を所管する機関・団体

### ●イングランド

- House of Lords, National Plan for Sport and Recreation Committee  
：貴族院スポーツ・リクリエーション国家計画委員会
- DCMS（Department for Digital, Culture, Media & Sport）：デジタル文化メディアスポーツ省
  - ↳ Sport, Gambling and Ceremonials Unit：スポーツ・ギャンブル・儀典課
  - ↳ Cultural Renewal Taskforce：文化革新TF
  - ↳ Sport Working Group：スポーツWG
- ↳ Sport England（スポーツイングランド）：草の根スポーツの統括団体
  - ↳ <sup>（所管）</sup> NGBs（National Governing Bodies）：イングランドの中央競技団体
- ↳ UK Sport：UKスポーツ：
  - ↳ EIS（English Institute of Sport）：オリパラ競技の支援
  - ↳ <sup>（所管）</sup> NGBs（National Governing Bodies）：オリパラ競技の中央競技団体
- DHSC（Department of Health and Social Care）：保健福祉省
  - ↳ CHO（Chief Medical Officer）：首席医務官—身体活動ガイドラインを策定・公表
  - ↳ OHID（Office for Health Improvement & Disparities）：健康増進・医療格差対策推進室
  - ↳ PHE（Public Health England）：イングランド公衆衛生サービス

### ●ウェールズ

- Welsh Government：ウェールズ政府
  - ↳ Economy, Treasury and Constitution Group：経済財政憲法グループ
  - ↳ PHW（Public Health Wales）：ウェールズ公衆衛生サービス
- ↳ Sport Wales（スポーツウェールズ）：草の根スポーツの統括団体
  - ↳ <sup>（所管）</sup> NGBs：ウェールズの中央競技団体

### ●スコットランド

- Scottish Government：スコットランド政府
  - ↳ Population Health Directorate：健康管理局
- ↳ Sportscotland（スポーツスコットランド）：草の根スポーツの統括団体
  - ↳ <sup>（所管）</sup> SGBs：スコットランドの中央競技団体

### ●北アイルランド

- Northern Ireland Executive：北アイルランド政府
  - ↳ Department of Communities：生活文化局
- ↳ Sport Northern Ireland（スポーツ北アイルランド）
  - ↳ <sup>（所管）</sup> NGBs：北アイルランドの中央競技団体

## 3. スポーツ政策に関する法令

イギリスには我が国のスポーツ基本法のような法律や、国がスポーツを規制する法律がなく、スポーツに対する法的な規制は WADA（世界アンチドーピング機構）の規定が準用されている程度である<sup>2</sup>。

なお中央競技団体の認定に関する規定は、UK スポーツと 4 か国のスポーツカOUNシルが 2017 年に共同で策定した方針に示されている<sup>3</sup>。

## 4. スポーツに関する行政計画

イギリスにおいてスポーツ及び身体活動政策の枠組みが示された長期計画は、イングランドでは 2015 年の「スポーツの未来（Sporting Future）<sup>4</sup>、ウェールズでは 2015 年の「高みを目指して（Climbing Higher）<sup>5</sup>、スコットランドでは 2018 年の「もっと活発なスコットランド（A More Active Scotland）<sup>6</sup>、北アイルランドでは 2022 年の「活発な生き方（Active Living）<sup>7</sup>がこれに当たり、これらのコンセプトは我が国のスポーツ基本計画に近いものである。

内閣府が 2015 年 12 月に公開した「スポーツの未来」は、国際スポーツと草の根スポーツの戦略方針を定めた 10 か年計画である。同計画の 27 ページには、スポーツと身体活動について次のような記述がある。

現在、スポーツと広義の身体活動とは区別がなされている。例えば（国の）資金を適正に交付するにふさわしい活動はスポーツイングランドの目的に資する活動とされている。（しかし、）コンサルテーションに参加した人々の圧倒的多数がこれらの区別は役に立たず、時代遅れであり、関係性がないと回答したことから、我々（国）はこれらを区別しない。

スポーツを所管する DCMS（デジタル文化メディアスポーツ省）とスポーツの公的機関である UK スポーツ及びスポーツイングランドが策定した計画で現行の計画には以下がある。

- DCMS 実施計画 2021-22（DCMS Outcome Delivery Plan: 2021 to 2022）<sup>8</sup>
- UK スポーツ戦略計画 2021-2031（UK Sport Strategic Plan 2021-2031）<sup>9</sup>
- スポーツイングランド戦略計画 2021-2031（Uniting the Movement: Ten-year vision）<sup>10</sup>

<sup>2</sup> Sports Law in the United Kingdom

[www.lexology.com/library/detail.aspx?g=7cc100e9-382e-4013-b1a0-8499c6889c0e#:~:text=There%20are%20no%20statutory%20controls,more%20generally%20under%20company%20law.](http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=7cc100e9-382e-4013-b1a0-8499c6889c0e#:~:text=There%20are%20no%20statutory%20controls,more%20generally%20under%20company%20law.)

<sup>3</sup> Sports Council's Recognition Policy 2017

<https://sportscotland.org.uk/sport-a-z/governing-bodies-of-sport/recognition-of-sports-and-national-governing-bodies/>

<sup>4</sup> HM Government（2015）Sporting Future: A New Strategy for an Active Nation

[www.gov.uk/government/publications/sporting-future-a-new-strategy-for-an-active-nation](http://www.gov.uk/government/publications/sporting-future-a-new-strategy-for-an-active-nation)

<sup>5</sup> Welsh Government（2015）Sport and physical activity strategy（Climbing Higher）

<https://gov.wales/sport-and-active-recreation>

<sup>6</sup> Scottish Government（2018）A More Active Scotland: Scotland's Physical Activity Delivery Plan

[www.gov.scot/publications/active-scotland-delivery-plan/](http://www.gov.scot/publications/active-scotland-delivery-plan/)

<sup>7</sup> Department of Communities（2022）Active Living- Sport and Physical Activity Strategy for Northern Ireland

[www.communities-ni.gov.uk/publications/active-living-sport-and-physical-activity-strategy-northern-ireland](http://www.communities-ni.gov.uk/publications/active-living-sport-and-physical-activity-strategy-northern-ireland)

<sup>8</sup> [www.gov.uk/government/publications/department-for-digital-culture-media-sport-outcome-delivery-plan/dcms-outcome-delivery-plan-2021-to-2022](http://www.gov.uk/government/publications/department-for-digital-culture-media-sport-outcome-delivery-plan/dcms-outcome-delivery-plan-2021-to-2022)

<sup>9</sup> [www.ukssport.gov.uk/about-us/strategic-plan](http://www.ukssport.gov.uk/about-us/strategic-plan)

<sup>10</sup> [www.sportengland.org/about-us/uniting-movement](http://www.sportengland.org/about-us/uniting-movement)

↳ スポーツイングランド実施計画 1 年目 (Implementation Plan: Year 1 (2021-2022))<sup>11</sup>

↳ スポーツイングランド実施計画 2~4 年目 (Implementation Plan: Year 2-4 (2022-25))<sup>12</sup>

「DCMS 実施計画 2021-22」は、DCMS が所管する行政分野における 2021 年度予算の配分を定めたものである。スポーツ行政分野では、アウトカム評価計画 (outcome evaluation plan) の対象なる活動を ①ボランティア活動、②身体活動、③国家的スポーツイベントへの参加、の 3 つに分けている。

「UK スポーツ戦略計画 2021-2031」はオリパラ競技スポーツの支援を行う公的機関である UK スポーツの 10 か年計画であるところ、身体活動については一切言及されていない。

「スポーツイングランド戦略計画 2021-2031」は、副題が「スポーツと身体活動を通じた生き方とコミュニティを変革する 10 か年のビジョン」とあるものの、スポーツと身体活動の違いについては記述がない。

## 5. 中央競技団体のスポーツ

イギリスにおいて中央競技団体はイングランド、ウェールズ、北アイルランドでは NGB (National Governing Body)、スコットランドでは SGB (Scottish Governing Body) と呼ばれている。各国のスポーツカウンスルであるスポーツイングランド、スポーツウェールズ、スポーツスコットランド、スポーツ北アイルランドが認定 (recognition) を行う。いっぽうで UK (連合王国) 又は GB (グレートブリテン) としての中央競技団体は UK スポーツが認定を行う。各国のスポーツカウンスルが認定した中央競技団体が UK スポーツ認定団体と重なっているケースも多い。

スポーツカウンスルは独自に中央競技団体を認定できるが、4 か国のスポーツカウンスル及び UK スポーツの 5 者が中央競技団体を認定する基準には、2017 年に 5 者共同で策定した「スポーツカウンスルの認定方針 2017」<sup>13</sup>が用いられている。同方針によれば、中央競技団体の認定とは、スポーツカウンスルによる支援及び協働を前提としたスポーツ活動 (sporting activity) についてこれを統括する責任を有する団体として認定することであり (1.1.a)、その団体が統括している活動がスポーツ活動であるか否かの判断は、2001 年に改定された 1992 年欧州スポーツ憲章の第 2 条第 1 項 a に示された次のスポーツの定義による (5.33. f))<sup>14 15</sup>。

“スポーツ”とは、気軽にあるいは組織的に参加することにより、体力の向上、精神的充足感の表出、社会的関係の形成、あらゆるレベルでの競技成績の追求を目的とする身体活動の総体を意味する。

<sup>11</sup> [www.sportengland.org/about-us/uniting-movement/implementation-plan-year-1-2021-22](http://www.sportengland.org/about-us/uniting-movement/implementation-plan-year-1-2021-22)

<sup>12</sup> [www.sportengland.org/about-us/uniting-movement/implementation-plan-years-2-4-2022-25](http://www.sportengland.org/about-us/uniting-movement/implementation-plan-years-2-4-2022-25)

<sup>13</sup> Sport Council's Recognition Policy 2017

<https://sportscotland.org.uk/media/2642/uk-recognition-policy-2017-final-for-publication.pdf#page=10&zoom=100,116,105>

<sup>14</sup> European Sports Charter <https://rm.coe.int/16804c9dbb>

<sup>15</sup> Sport Wales, What is a sport?

[www.sport.wales/content-vault/recognition-of-sports-and-national-governing-bodies/](http://www.sport.wales/content-vault/recognition-of-sports-and-national-governing-bodies/)

以下に、UK スポーツ及び各国のスポーツカウンスルが認定した中央競技団体について、スポーツ別に示す。

図表-1-2 スポーツカウンスルが認定したスポーツ，及び認定中央競技団体の有無<sup>16</sup>

【スポーツカウンスル】		UK/GB	E	W	S	N
UK/GB：UK スポーツ，E：スポーツイングランド，S：スポーツスコットランド，N：スポーツ北アイルランド						
【認定スポーツ団体の有無】						
◎：UK スポーツ認定団体，○スポーツカウンスル独自の認定団体						
スポーツ (sport)	種目 (disciplines)	UK/GB	E	W	S	N
Aikido (合気道)		◎	◎	◎	◎	
Air sports (エアスポーツ)	Flying (エアスポーツ全般)	◎	◎	◎	◎	○
	Acrobatic flying (曲技飛行)	◎	◎	◎	◎	◎
	Aero model flying (模型航空)	◎	◎	◎	○	○
	Ballooning (気球・飛行船)	◎	◎	◎	◎	
	Gliding (グライダー)	◎	◎	◎	◎	○
	Hang/ Paragliding (ハング/パラグライダー)	◎	◎	◎	○	○
	Microlight (超軽量動力機)	◎	◎	◎	◎	
	Parachuting (スカイダイビング)	◎	◎	◎	◎	
	Popular Flying (軽飛行機)	◎	◎	◎	◎	
American football (アメリカンフットボール)		◎	◎	◎	◎	◎
Angling (フィッシング)	Coarse (雑魚釣り)				○	○
	Game (ゲームフィッシング)				○	○
	Sea (海釣り)				○	○
Archery (アーチェリー)	◎	◎	○	○	○	
Athletics (陸上)	◎	○	○	○	○	
Baseball (野球)	◎	◎	○	◎		
Basketball (バスケットボール)	◎	○	○	○	○	
Bobsleigh & Skeleton (ボブスレー&スkeleton)	◎	◎	◎	◎		
Boccia (ボッチャ)	◎	○	◎	○	◎	
Bowls (ボウリング)	Crown (王立)	◎	◎		◎	
	Federation (連盟)	◎	○	○	○	○
Boxing (ボクシング)	◎	○	○	○	○	
Brazilian Jiu Jitsu (ブラジリアン柔術)	◎	◎	◎	◎	◎	
Camogie (カモギー)					○	
Canoeing (カヌー)	◎	◎	○	◎	○	
Caving (ケイビング)	◎	◎	○	◎	○	
Chinese martial arts (中国武術)	◎	◎	◎	◎		
Cricket (クリケット)			○	○	○	
Curling (カーリング)	◎	○	○	○		
Cycling (自転車)	◎	◎	○	○	○	
Dance (ダンス)	Ballroom / Latin (社交/ラテンダンス)		○	○	○	
	Highland Dance (ハイランドダンス)				○	
	Scottish Country (スコティッシュ・カンントリー)				○	
	Fork Dance (フォークダンス)		○			
Dragon boat racing (ドラゴンボート)	◎	◎	◎	◎		
Equestrian (馬術)		◎	◎	◎	○	○
	Horse Racing (競馬)	◎	◎	◎	◎	
Exercise and Fitness	Keep Fit (キープ・フィット)		○			
	Laban Movement (ラバン身体表現)		○			

<sup>16</sup> Sporting Activities and National Governing Bodies Recognised by the Sports Councils, updated July 2022  
<https://sportscotland.org.uk/sport-a-z/>

# 第1章 イギリス

スポーツ (sport)	種目 (disciplines)	UK/GB	E	W	S	N
(エクササイズ・ フィットネス)	Medau (リズムミック・ムーブメント)		○			
	Margaret Morris Movement (マーガレット・モリス・ムーブメント)		○			
Fencing (フェンシング)		◎	◎	○	○	○
Fives (5人制ラグビー)		◎	◎			
Football (サッカー)			○	○	○	○
Gaelic Games (ゲーリックゲームズ)						○
Goalball (ゴールボール)		◎	◎	◎	◎	◎
Golf (ゴルフ)			○	○	○	○
Gymnastics (体操)		◎	◎	○	○	○
Handball (ハンドボール)		◎	○	◎	○	○
Hockey (ホッケー)			○	○	○	○
Hovercraft racing (ホバークラフト)		◎	◎	◎	◎	
Ice hockey (アイスホッケー)		◎	○	◎		◎
Ice skating (アイススケート)		◎	◎	○		
Judo (柔道)		◎	◎	○	○	○
Ju jitsu (柔術)		◎	◎	◎	○	
Karate (空手)		◎		○	○	○
Kendo (剣道)		◎	◎	◎	◎	
Kite Surfing (凧揚げ)		◎	◎	◎	◎	
Korfball (コーフボール)			○	○		
Lacrosse (ラクロス)			○	○	○	
Life saving (ライフセービング)		◎	◎	◎	◎	
Luge (リュージュ)		◎	◎	◎	◎	
Modern pentathlon (近代五種)		◎	◎	◎	○	
Motor cycling (自動二輪車競技)		◎	◎	○	○	○
Motor sports (四輪自動車競技)		◎	◎	○	◎	○
Mountaineering (スポーツクライミング)		◎	◎	◎	○	○
Netball (ネットボール)			○	○	○	○
Orienteering (オリエンテーリング)		◎	◎	○	○	○
Parkour (パルクール)		◎	◎	◎	◎	◎
Petanque (ペタンク)			○		○	
Polo (ポロ)		◎	◎	◎	◎	
Powerlifting (パワーリフティング)		◎	◎	◎	◎	◎
Rambling (ランプリング)		◎	◎	◎	○	○
Real tennis (リアルテニス)			○			
Roller sports (ローラースポーツ)		◎	◎	◎	◎	◎
Rounders (ラウンダーズ)			○			
Rowing (ボート)		◎	◎	○	◎	○
Rugby league (13人制ラグビー)		○	◎	○	○	○
Rugby union (15人制ラグビー)			○	○	○	○
Sailing (ヨット)		◎	◎	○	○	○
Shinty (シンティ)					○	
Shooting (射撃)	Federation (連盟)	◎	○	○	○	
	Clay Target (クレイ)		○			○
	Pistol (ピistol)					
	Small-bore Rifle (スモールボア)		○			○
	Rifle, Muzzle Loaders (ライフル, マズルローダー)		○			○
Skateboarding (スケートボード)					○	
Skelton (スケルトン)		◎	◎	◎	◎	
Snooker and billiards (スヌーカー, ビリヤード)			○	○	○	○
Snowsport (スノースポーツ; スキー・スノーボード・テレマーク)			○	○	○	
Softball (ソフトボール)		◎	◎	◎	◎	

スポーツ (sport)	種目 (disciplines)	UK/GB	E	W	S	N
Sombo (ソンボ)		◎	◎	◎	◎	
Squash (スカッシュ)			○	○	○	○
Stoolball (ストールボール)			○			
Sub aqua (潜水)			○		○	
Surfing (サーフィン)			○	○	○	○
Surf life saving (サーフライフセービング)		◎	◎	○	◎	
Swimming (水泳)		◎	○	○	○	○
Long Distance (遠泳)		◎				
Table tennis (卓球)			○	○	○	○
Taekwondo (テコンドー)		◎	◎	◎	○	
Tang Soo Do (タンスードー)		◎	◎	◎	◎	
Tennis (テニス)		◎	◎	○	○	○
Tenpin bowling (ボウリング)			○	○	○	○
Trampolining (トランポリン)		◎	◎	○	○	○
Triathlon (トライアスロン)		◎	◎	○	○	○
Tug of war (綱引き)			○	○	○	○
Ultimate (frisbee) (フライングディスク)		◎	◎	◎	◎	◎
Volleyball (バレーボール)		◎	○	○	○	○
Water skiing (水上スキー)		◎	◎	○	○	○
Weightlifting (ウエイトリフティング)		◎	◎	○	◎	◎
Wheelchair basketball (車いすバスケットボール)		◎	◎	◎	◎	◎
Wheelchair rugby (車いすラグビー)		◎	◎	◎	◎	
Wrestling (レスリング)		◎	◎	○	○	
Yoga (ヨガ)		◎	◎	◎	○	○
Disability sport (障害者スポーツ)		◎	○	○	○	○

## 6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

イギリスでは身体活動 (physical activity) とスポーツ (sport) という用語が意味するところが時の政権や行政機関によってさまざまに示されており、一貫性がなく、統一性が図られていない。

以下に、イングランドの行政機関が発出した文書でこれらの用語がどのように扱われているかを時系列に示す。

- 2008年1月、保健省(当時)が公表した肥満対策のための府省横断型の戦略計画 'Healthy Weight, Healthy Lives' では身体活動 (physical activity) という用語が 47 回使われているが、定義は示されていない<sup>17</sup>。
- 2009年1月、保健省は前年の計画の推進キャンペーン Change4Life を開始<sup>18</sup> <sup>19</sup>。同キャンペーンで展開される肥満予防・解消のための個別コーチングでは個々人の事情に応じた身体活動メニューの提案がなされた<sup>20</sup>。
- 2011年7月、保健省が首席医務官による全年齢層に対する身体活動ガイドラインを公表<sup>21</sup>。同ガイドラインは身体活動を強度 (intensity) 別に 5 段階に分け、1 歳未満、2 歳未満、4 歳

<sup>17</sup>

[https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20100407220245/http://www.dh.gov.uk/en/Publicationsandstatistics/Publications/PublicationsPolicyAndGuidance/DH\\_082378](https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20100407220245/http://www.dh.gov.uk/en/Publicationsandstatistics/Publications/PublicationsPolicyAndGuidance/DH_082378)

<sup>18</sup> [www.thensmc.com/resources/showcase/change4life](http://www.thensmc.com/resources/showcase/change4life)

<sup>19</sup> Change4Life は 2021 年に NHS (公的医療保険サービス) が運営する健康推進キャンペーン Better Health に取り込まれ、スマホアプリを多用したサービスに移行した。

[www.nhs.uk/healthier-families/about-and-contact/](http://www.nhs.uk/healthier-families/about-and-contact/)

<sup>20</sup> [www.family-action.org.uk/what-we-do/children-families/change4lifeservice/](http://www.family-action.org.uk/what-we-do/children-families/change4lifeservice/)

<sup>21</sup> UK physical activity guidelines



未満, 18 歳未満, 64 歳未満, 65 歳未満の 6 年齢層に応じた強度及び実施時間の推奨値を示している。

- 2013 年 4 月, 保健省が患者の身体活動状況を一般医が把握するために用いる質問票を開発<sup>22</sup>。同質問票では身体活動が次の 5 種類とされた。

- a : 身体運動 (physical exercise : 水泳, ジョギング, エアロビクス, サッカー, テニス, 筋トレ等)
- b : 通勤時を含むサイクリング
- c : 通勤時や買い物時を含むウォーキング
- d : 家事労働や子供の世話
- e : ガーデニングや DIY

- 2014 年 2 月, 内閣府が 2012 年ロンドン大会のレガシー政策の一環として国民の身体活動推進のための政策文書を公表<sup>23</sup>。同文書では運動不足 (physical inactivity) を「1 週間の運動時間が 30 分未満」と定義しているが, 身体活動の定義は示されていない。

- 2014 年 9 月, PHE (イングランド公衆衛生サービス) がイングランドにおける身体活動の基本計画 EAED (Everybody active, every day) を公表<sup>24</sup>。EAED では 2011 年の首席医務官による身体活動の定義がそのまま用いられている。

- 2015 年 12 月, 文化メディアスポーツ省 (当時) がスポーツに係る 10 か年計画「スポーツの未来 (Sporting Future)」を公表<sup>25</sup>。3 つの政策目標 (Outputs) の一つではスポーツ活動 (sport activities) と身体活動が分けて示されているが, いっぽうで次のような記述がある。

27 ページ

現在, スポーツと広義の身体活動とは区別がなされており, 公的資金を適正に交付するに値する活動とはスポーツイングランドの目的に資する活動であるとされている。しかし, コンサルテーションに参加した人々の圧倒的多数がこれらの区別が役に立たず, 時代遅れであり, 関連性がないと回答した。このことから我々 (政府) は, これらを区別しないこととする。

28 ページ

政府は, スポーツイングランドの役割を「スポーツの選定及び支援」から, 「スポーツとサイクリング・ダンス・ウォーキング等特定の種類の身体活動の双方の選定及び支援」に拡大する。スポーツイングランドの選定及び支援の対象となる活動の詳細は, 2016 年に公表されるスポーツイングランドの戦略計画に示される。

- 2016 年, 「スポーツの未来」に記述された政府方針を受け, スポーツイングランドはレジャー目的のウォーキングとダンスについては財政支援の対象とし, 通勤時のサイクリングやウォーキングは財政支援の対象外とする方針を決定した<sup>26</sup>。

[www.gov.uk/government/publications/uk-physical-activity-guidelines](http://www.gov.uk/government/publications/uk-physical-activity-guidelines)

<sup>22</sup> GPPAQ (General practice physical activity questionnaire)

[www.gov.uk/government/publications/general-practice-physical-activity-questionnaire-gppaq](http://www.gov.uk/government/publications/general-practice-physical-activity-questionnaire-gppaq)

<sup>23</sup> Cabinet Office (2014) Moving More, Living More

[www.gov.uk/government/publications/moving-more-living-more-olympic-and-paralympic-games-legacy](http://www.gov.uk/government/publications/moving-more-living-more-olympic-and-paralympic-games-legacy)

<sup>24</sup> PHE (2014) Everybody Active, Every Day: an evidence based approach to physical activity

[www.gov.uk/government/consultations/everybody-active-every-day](http://www.gov.uk/government/consultations/everybody-active-every-day)

<sup>25</sup> DCMS (2015) Sporting Future - A New Strategy for an Active Nation

[www.gov.uk/government/publications/sporting-future-a-new-strategy-for-an-active-nation](http://www.gov.uk/government/publications/sporting-future-a-new-strategy-for-an-active-nation)

<sup>26</sup> Sport England (2016) Defining Sport England's Remit - technical note on the extension in our responsibility for physical activity

<https://sportengland-production-files.s3.eu-west-2.amazonaws.com/s3fs-public/towards-an-active-nation-technical-note.pdf>

- 2019年7月、公衆衛生及びプライマリケア担当政務次官による政策文書「2020年代の予防医療」を議会が承認<sup>27</sup>。同文書の第2章に子供の肥満予防や成人病予防のための身体活動の重要性が記載されている。
- 2019年9月、保健福祉省が首席医務官による身体活動ガイドラインの改訂版を公表<sup>28</sup>。改定版ガイドラインはWHOのガイドライン<sup>29</sup>に概ね準拠しており、身体活動を「エネルギー消費を必要とする骨格筋により生み出される身体の動きであり、日常の活動、活動的なレクリエーション、スポーツなど、さまざまな形態を取り、さまざまな状況で発生し、さまざまな目的を持つもの」と定義している<sup>30</sup>。
- 2020年1月、PHEが予防医療と慢性疾患治療のための身体活動ガイダンスを公表<sup>31</sup>。同ガイダンスでは2019年9月の首席医務官による身体活動ガイダンスに示された身体活動の定義が用いられ、推奨する身体活動を①身体強化活動、②心血管活動、③座りがちな時間（sedentary time）の最小化、に分類し、①及び②に関して以下の指針が示された。
 

- ①身体強化活動（strengthening activity）  
 意味：筋機能・骨機能・バランスを強化する活動  
 身体強化活動：ジムでのワークアウト、ヨガ、買い物時に重い荷物を持つ、ボールを用いた競技、ラケットスポーツ、有酸素持久トレーニング
  - ②心血管活動（cardiovascular activity）  
 意味：活発な、及びより活発な活動  
 活発な活動：早歩き、水泳及び水中エアロビクス、サイクリング、ハイキング、ガーデニングや芝生の手入れ、ダンス、活発なレクリエーション、家の掃除、20kg未満の荷物運び  
 より活発な活動：ジョギング又はランニング、坂上り、速度のあるサイクリング、エアロビクス、速泳ぎ、大抵の競技スポーツ、20kg以上の荷物運び
- 2021年8月、PHEが2014年のEAEDについて5年間の取組実績を公表<sup>32</sup>。
- 2021年12月、貴族院スポーツ・レクリエーション国家計画委員会が2021年度になされた委員会での議論を「スポーツ及び心身の健康のための国家計画の在り方」と題する報告書にまとめ、新たな国家計画の策定と府省を横断した取組の必要性を政府に勧告した<sup>33</sup>。同報告

<sup>27</sup> Advancing our health: prevention in the 2020s

<https://www.gov.uk/government/consultations/advancing-our-health-prevention-in-the-2020s/advancing-our-health-prevention-in-the-2020s-consultation-document>

<sup>28</sup> UK Chief Medical Officers' Physical Activity Guidelines

[www.gov.uk/government/publications/physical-activity-guidelines-uk-chief-medical-officers-report](http://www.gov.uk/government/publications/physical-activity-guidelines-uk-chief-medical-officers-report)

<sup>29</sup> WHO (2020) Physical activity

[www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/physical-](http://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/physical-activity#:~:text=WHO%20defines%20physical%20activity%20as,part%20of%20a%20person's%20work.)

[activity#:~:text=WHO%20defines%20physical%20activity%20as,part%20of%20a%20person's%20work.](http://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/physical-activity#:~:text=WHO%20defines%20physical%20activity%20as,part%20of%20a%20person's%20work.)

<sup>30</sup> この定義はアリゾナ州立大学名誉フェローの Dr. Charles B. Corbin が 1970 年代に出版した著書に示したのが最初である。

Charles B. Corbin, et al. (1977) Concepts in Physical Education with Laboratories and Experiments. Second Edition <https://eric.ed.gov/?id=ED148758>

Caspersen, Powell, Christenson (1985) Physical activity, exercise, and physical fitness: definitions and distinctions for health-related research, Public Health Reports, Mar-Apr 100(2), pp.126-131

<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/3920711/>

<sup>31</sup> PHE (2020) Guidance: Health matters: physical activity - prevention and management of long-term conditions

[www.gov.uk/government/publications/health-matters-physical-activity/health-matters-physical-activity-prevention-and-management-of-long-term-conditions](http://www.gov.uk/government/publications/health-matters-physical-activity/health-matters-physical-activity-prevention-and-management-of-long-term-conditions)

<sup>32</sup> PHE (2021) Everybody active, every day: 5 years on

[www.gov.uk/government/publications/everybody-active-every-day-5-years-on](http://www.gov.uk/government/publications/everybody-active-every-day-5-years-on)

<sup>33</sup> House of Lords (2021) A national plan for sport, health and wellbeing

<https://committees.parliament.uk/work/738/national-plan-for-sport-and-recreation/publications/>

書は「組織的かつ競争的なスポーツ以外で人々が活動的であろうとする活動をレクリエーション又は身体活動という」とし、状況に応じて二つの用語が使い分けられている。またスポーツを「組織的かつ競争的な競技」と定義し、スポーツの参加形態が公式（formal）であるか非公式（informal）であるかは必要に応じて示すとした。

- 2022年3月、保健福祉省に2021年10月に新設されたOHID（健康増進・医療格差対策推進室）が国民及び医療従事者向けの身体活動ガイダンスを公表<sup>34</sup>。同ガイダンスでは、2019年9月の首席医務官による身体活動ガイドライン改訂版による身体活動の定義が用いられている。

## 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

イギリス各国のスポーツに関する現行の行政計画の中にマインドスポーツ（mind sport）の言及はなく、これまでも言及されたことや、位置づけが示されたこともない。

イギリスのマインドスポーツで最も競技人口が多いのはコントラクトブリッジである<sup>35</sup>。イギリスでは単にbridgeと呼ばれ、UKの統括団体はEBU（English Bridge Union）である。

EBUが中央競技団体と認められないことをめぐってDCMSとスポーツイングランド他3つのスポーツカウンシルを相手に起こした訴訟の控訴審で、行政高等裁判所は2015年10月15日に控訴人の訴えを認めない判決を下した<sup>36</sup>。

裁判所は欧州スポーツ憲章（European Sports Charter）第2条がスポーツを身体活動と定義していることと、国連のタスクフォースが2003年に示したスポーツの定義<sup>37</sup>、すなわち、

（スポーツは、）体の健康、心の健康、社会との関わりに寄与するあらゆる形態の身体活動である。スポーツのプラスの価値を重視し、あらゆる年齢・能力の人々に適した遊び、レクリエーション、組織化されたスポーツ、日常的なスポーツ、競争的なスポーツのほか、先住民のスポーツやゲームを含む。

と欧州スポーツ憲章第2条の定義とを比較してあまり変わらないこと、そして、スポーツイングランドが過去80年間身体活動を行うスポーツに対して財政支援するという議会の方針に則って適切に権限を行使してきたと判示し、控訴人の上訴を認めなかった。

いっぽうで、EBUが非営利のチャリティ団体であるところ、2011年チャリティ法<sup>38</sup>の第3条第2項第d号に「スポーツとは、身体的又は精神的な技能あるいは努力を行うことによって健康を増進するスポーツ又はゲームを意味する」とあることや、IOCがコントラクトブリッジをスポ

<sup>34</sup> OHID（2022）Physical activity: applying All Our Health  
[www.gov.uk/government/publications/physical-activity-applying-all-our-health/physical-activity-applying-all-our-health](http://www.gov.uk/government/publications/physical-activity-applying-all-our-health/physical-activity-applying-all-our-health)

<sup>35</sup> Samantha Punch, Miriam Snellgrove（2020）Playing Your Life: Developing Strategies and Managing Impressions in the Game of Bridge, BSA 26(3)  
<https://journals.sagepub.com/doi/10.1177/1360780420973043>

<sup>36</sup> High Court of Justice Queen's Bench Division Administrative Court Case No: CO/524/2015  
[www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2015/10/ebu\\_approved.pdf](http://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2015/10/ebu_approved.pdf)

<sup>37</sup> United Nations（2003）Sport for Development and Peace Towards Achieving the Millennium Development Goals  
[www.sportanddev.org/en/document/manuals-and-tools/sport-development-and-peace-towards-achieving-millennium-development](http://www.sportanddev.org/en/document/manuals-and-tools/sport-development-and-peace-towards-achieving-millennium-development)

<sup>38</sup> Charities Act 2011  
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/25/section/3>

ーツと認識している事実から、コントラクトブリッジのようなマインドスポーツがスポーツに含まれ得ることについては訴訟当事者間に異論はなかった。

なお、イギリスのマインドスポーツ統括団体は EBU の他に以下の団体がある。

- BGA (British Go Association) : 囲碁
- EDA (English Draughts Association) : チェッカー
- ECF (English Chess Federation) : チェス
- Match Poker England : 競技ポーカー

## 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

イギリス各国のスポーツに関する現行の行政計画の中にバーチャルスポーツ (virtual sport) の言及はなく、これまでも言及されたことや、位置づけが示されたこともない。

### (1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ

UK 各国のスポーツに関する現行の行政計画の中に自転車競技の Zwift のような身体活動を伴うバーチャルスポーツに関する言及はない。

自転車競技の NGB (中央競技団体) である British Cycling は 2018 年 12 月に zwift と提携し<sup>39</sup>、タイムトライアルレースや選手の育成に活用している<sup>40</sup>。

またボート競技の NGB である British Rowing は 2017 年 1 月に Concept 2 と提携し<sup>41</sup>、2021 年 11 月には提携契約を 2024 年 9 月まで延長した<sup>42</sup>。British Rowing は室内におけるバーチャル競技をオンラインで提供している<sup>43</sup>。

### (2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ

UK 各国のスポーツに関する現行の行政計画の中に e フットボールのような身体活動を伴わないバーチャルスポーツに関する言及はない。

UK のサッカー統括団体である The FA (The Football Association) は FIFA (国際サッカー連盟) 主宰の FIFAe ネーションズカップ予選に 2019 年大会から参加している<sup>44</sup>。

<sup>39</sup> British Cycling and Zwift look beyond Tokyo 2020 with official partnership, 6 December 2018  
[www.britishcycling.org.uk/membership/article/20181205-membership-news-British-Cycling-and-Zwift-look-beyond-Tokyo-2020-with-official-partnership-0](http://www.britishcycling.org.uk/membership/article/20181205-membership-news-British-Cycling-and-Zwift-look-beyond-Tokyo-2020-with-official-partnership-0)

<sup>40</sup> British Cycling, Virtual Cycling  
[www.britishcycling.org.uk/virtualcycling](http://www.britishcycling.org.uk/virtualcycling)

<sup>41</sup> British Rowing, Concept2 becomes Official Supplier to British Rowing  
[www.britishrowing.org/2017/01/concept2-becomes-official-supplier-to-british-rowing/](http://www.britishrowing.org/2017/01/concept2-becomes-official-supplier-to-british-rowing/)

<sup>42</sup> British Rowing and Concept2 announce extended partnership  
[www.britishrowing.org/2021/11/british-rowing-and-concept2-announce-extended-partnership/](http://www.britishrowing.org/2021/11/british-rowing-and-concept2-announce-extended-partnership/)

<sup>43</sup> British Rowing, Online Challenges & Races  
[www.britishrowing.org/indoor-rowing/online-challenges-races/](http://www.britishrowing.org/indoor-rowing/online-challenges-races/)

<sup>44</sup> Our Search for Esports stars to represent England at the inaugural ENations Cup is on, 1 March 2019  
[www.thefa.com/news/2019/mar/01/england-esports-announcement-010319](http://www.thefa.com/news/2019/mar/01/england-esports-announcement-010319)

(3) ビデオゲーム

UK 各国のスポーツに関する現行の行政計画の中に e スポーツ (esport) の言及はなく、これまでにも言及されたことや、位置づけが示されたこともない。しかし議会文書に言及されたことがある。

2018 年 12 月、庶民院デジタル文化メディアスポーツ委員会は「没入性・中毒性があるテクノロジー (Immersive and addictive technologies)」をテーマとした調査を開始した<sup>45</sup>。これは、e スポーツ市場やゲーミング市場における仮想現実や拡張現実の技術が著しく発展し国民に影響を与えている状況下において、国の規制の在り方を検討するものであり、6 つの検討項目には「UK における e スポーツの将来」と『『ゲーミフィケーション』と仮想／拡張現実』が含まれていた。同委員会が 2019 年 9 月に公表した報告書では e スポーツについて、UK の e スポーツ統括団体である BEA (British Esports Association) に対する調査結果から、以下の政府勧告を行った。

本調査により、e スポーツが政府の明確な支援を受けて<sup>46</sup>急速に成熟している分野であると判明した。UK における e スポーツの発展には、プレイヤーデータの使用と収益化の好事例を活用する大きな機会があり、ゲーム業界の他の部分のモデルとして役立つ可能性がある。また e スポーツには、プレイヤーの健康増進と学校での健全なゲームの推進において、さらに前進する余地がある。我々は DCMS に対し、他のスポーツの中央競技団体によって守られ強制されている注意義務と同様の枠組みを e スポーツに適用する最善の方法を今後 6 か月以内に提示するよう求める。

2018 年 11 月 21 日、議会に「ビデオゲーム・e スポーツ超党派議員連盟 (Video Games and Esports APPG)」が発足した。同議連に所属する議員数は 2022 年 12 月時点で 13 名である<sup>47</sup>。

2019 年 7 月、UK の e スポーツ統括団体 BEA (British Esports Association) が、中央競技団体認定の可能性についてスポーツイングランドのディレクターと対談した内容を公表した<sup>48</sup>。対談において示されたスポーツイングランドのスタンスは次の通り。

我々はスポーツの定義について、2001 年の欧州スポーツ憲章第 2 条の定義、すなわち「スポーツとは、気軽にあるいは組織的に参加することにより体力の向上、精神的充足感の表出、社会的関係の形成、あらゆるレベルでの競技成績の追求を目的とする身体活動の総体を

<sup>45</sup> DCMS Committee launches new inquiry into the growth of 'immersive and addictive technologies', 10 December 2018

<https://committees.parliament.uk/committee/378/digital-culture-media-and-sport-committee/news/103563/dcms-committee-launches-new-inquiry-into-the-growth-of-immersive-and-addictive-technologies/>

<sup>46</sup> これは、BIS (ビジネスイノベーション技能省) が下部機関 UKRI (UK 研究イノベーション機構) を通じて仮想現実技術を応用した e スポーツ観戦プラットフォームの開発に政府補助金 4 百万ポンドを投じたことを指す。UKRI, Audience of the future challenge [www.ukri.org/what-we-offer/our-main-funds/industrial-strategy-challenge-fund/artificial-intelligence-and-data-economy/audience-of-the-future-challenge/#:~:text=This%20challenge%20has%20invested%20%C2%A3,%20%20culture%20%20heritage%20and%20entertainment.](http://www.ukri.org/what-we-offer/our-main-funds/industrial-strategy-challenge-fund/artificial-intelligence-and-data-economy/audience-of-the-future-challenge/#:~:text=This%20challenge%20has%20invested%20%C2%A3,%20%20culture%20%20heritage%20and%20entertainment.)

<sup>47</sup> Video Games and Esports APPG [www.parliament.parliament.co.uk/APPG/video-games-and-esports](http://www.parliament.parliament.co.uk/APPG/video-games-and-esports)

<sup>48</sup> Exclusive interview: Sport England on the possibility of esports teams acquiring funding and how esports and sport can work together

意味する」を採用している。したがって e スポーツの競技構造が今後進化を遂げ、e スポーツ団体が今後の国際競技活動において身体活動の利点をアピールできるようになれば、将来 e スポーツがスポーツと認められる可能性は残されている。

e スポーツはあまり身体活動を要しないためこれまで認定の対象外としていたが、仮想現実技術の向上に伴って今後検討する必要性が出てくるだろう。しかし認定が真に必要で両者にとって本当に良いことかはわからない。

2020年6月、DCMSは2019年9月の庶民院デジタル文化メディアスポーツ委員会報告書の勧告に対する39段落からなる政府回答を公表した。e スポーツについての政府回答は以下のとおり。

28. e スポーツは、世界クラスのビデオゲーム、エンターテインメント、スポーツの分野を基盤として、英国の真の国力分野として発展する可能性を秘めている。オンライン e スポーツの視聴者数の急激な増加と、英国での e スポーツイベントと投資の増加は、その上に構築するための強固な基盤が存在することを示している。e スポーツはコロナ禍のロックダウン中にも注目を集め、エンターテインメントや他の人とつながる方法を提供している。これには2020年4月の e プレミアリーグ招待イベントやフォーミュラ1バーチャルグランプリ シリーズなど、伝統的なスポーツとの注目すべき連携が含まれる。

29. この急成長中の産業の可能性の発揮を支援するために政府は業界との関係を発展させ続け、イギリスに最も成長の機会を提供する分野が何かを特定し、育て、活用するのを支援する。これには、e スポーツがイノベーションと一般市民の関与を促進する方法を検討することが含まれる。また、(海外)プレーヤーの国内での活動や競技、会場へのアクセス、競技者や視聴者にとって安全かつ公正な方法で e スポーツを実施するための方策等、関連する主要な懸念事項への対処も含まれる。

30. 最初のステップとして、政府はさまざまな e スポーツの利害関係者との閣僚級円卓会議の計画を進め、英国における市場主導の成長の機会と障壁、および業界がどのように共同で機能しているか、または将来的に機能するかについて話し合う予定である。プレーヤーの健康状態や e スポーツの完全性などの分野でのベストプラクティスを奨励する。

31. 業界団体 UKIE は、アメリカの Entertainment Software Association、カナダの Entertainment Software Association、オーストラリアとニュージーランドの Interactive Games and Entertainment Association、欧州の Interactive Software Federation など、すでに多くの世界的な業界団体と協力しており、e スポーツのための一連の広範な関与の原則を考案し、業界によってすでに実施されている一般的なベストプラクティスを概説し、いくつかの新たな懸念に対処し始める。

32. 2019年10月、BEAはe スポーツに関する新たなガイダンスを公開した<sup>49</sup>。

## 9. デジタル技術・データ利活用等によるDXの推進状況

### (1) 政府によるDXの定義

イギリス政府がDX(digital transformation)という用語を用いる場合、デジタル政府(Digital government)の推進による行政機能及び国民の利便性の向上という意味で用いられている。

イギリス政府の行政文書にDXという用語が用いられたのはキャメロン連立政権下の2012年11月に公表された政策文書「政府デジタル戦略(Government Digital Strategy)」がおそらく最初であり、同文書ではDXとは略さずdigital transformationと表記されている<sup>50</sup>。同文書

<sup>49</sup> BEA (2019) British Esports Championships 2019-20: Operational Handbook, 13<sup>th</sup> September 2019  
[https://britishesports.org/wp-content/uploads/2019/09/Champs-Guide-19\\_20-Sept-19th-2019.pdf](https://britishesports.org/wp-content/uploads/2019/09/Champs-Guide-19_20-Sept-19th-2019.pdf)

<sup>50</sup> Cabinet Office (2012) Government Digital Strategy

に digital transformation の定義は示されておらず、全国に支店を展開している商業銀行（high street banks）や公共放送の BBC が取り組んでいる先進的なデジタル技術の導入による顧客ニーズに合ったサービスや品質の向上が例として挙げられている。また、前年の 2011 年に内閣府に設置された GDS（Government Digital Service）に中央省庁及び公的機関の digital transformation プロジェクトを支援するチームを設置することが記されている。

2017 年 2 月、第 1 次メイ内閣下の政府が政府の 2020 年までのデジタル転換戦略 Government Transformation Strategy を公表した<sup>51</sup>。同文書においても digital transformation が多用されているが定義は示されていない。同文書は 2012 年の「政府デジタル戦略」を継承し世界トップクラスのデジタルサービスを国民に提供するためにデジタルサービスの標準化や技術仕様の高水準化等が目標とされている。

2018 年 7 月、庶民院科学技術委員会は政府の digital transformation 戦略に関する調査を行い、2019 年 7 月に 18 の政府勧告を含む報告書が公表された<sup>52</sup>。同報告書の 11 パラグラフ目には、政策シンクタンクの IfG による digital transformation の定義、すなわち「デジタル化により政府部門の運営方法をより大きく変化させることを意味し、行政サービスへの参加が国民の利益となる場合において、政府部門間の境界を越えた運用モデルの再構築がなされることさえあるもの」が紹介されている。

2021 年 1 月、第 2 次ジョンソン内閣はデジタル政策における省庁間の連携の強化のため内閣府に CDDO（Central Digital and Data Office）を新設し、同年 2 月からの CDDO による新たなデジタル政策のキーワードは DDaT（Digital, Data and Technology；デジタル・データ・技術）とされた。

2021 年 7 月、会計検査院（NAO）が政府が推進してきたデジタル戦略を評価した報告書を公表した<sup>53</sup>。同報告書では、これまでの戦略は必ずしも成功したといえず、集中と選択、省庁間の連携、説明責任等において課題があり、政策の目玉とした施策プログラムも結果が出せないまま尻すぼみとなったことが指摘されている。

2022 年 6 月、CDDO は政策文書「デジタルの未来のための変革」を公表した<sup>54</sup>。同文書の副題は「2022 年から 2025 年までのデジタル・データのロードマップ」である。同文書では digital transformation の成功はシステムの設計と検証にかかっており、より速く簡単な、エラーが少ないデータ処理のために技術とスキルを集中することが主眼とされている。

---

[www.gov.uk/government/publications/government-digital-strategy#full-publication-update-history](http://www.gov.uk/government/publications/government-digital-strategy#full-publication-update-history)

<sup>51</sup> Cabinet Office (2017) Government Transformation Strategy

[www.gov.uk/government/publications/government-transformation-strategy-2017-to-2020/government-transformation-strategy](http://www.gov.uk/government/publications/government-transformation-strategy-2017-to-2020/government-transformation-strategy)

<sup>52</sup> House of Commons (2019) Digital Government: Eighteenth Report of Session 2017–19, Science and Technology Committee

<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmsctech/1455/1455.pdf>

<sup>53</sup> National Audit Office (2021) The challenges in implementing digital change

[www.nao.org.uk/insights/the-challenges-in-implementing-digital-change/](http://www.nao.org.uk/insights/the-challenges-in-implementing-digital-change/)

<sup>54</sup> CDDO (2022) Transforming for a digital future: 2022 to 2025 roadmap for digital and data

[www.gov.uk/government/publications/roadmap-for-digital-and-data-2022-to-2025/transforming-for-a-digital-future-2022-to-2025-roadmap-for-digital-and-data](http://www.gov.uk/government/publications/roadmap-for-digital-and-data-2022-to-2025/transforming-for-a-digital-future-2022-to-2025-roadmap-for-digital-and-data)

## (2) スポーツ政策における DX

DCMS は 2022 年 6 月に政策文書「UK のデジタル戦略 (UK's Digital Strategy)」を公表し、過去 10 年間に政府が実施した digital transformation 政策の成果を回顧している。DCMS は放送政策及び通信政策所管する省でもあることから同文書にはブロードバンド網の拡充やスマートデータの活用、データセキュリティに関する 2030 年までの目標が示されているが、スポーツ政策における digital transformation の言及はない。

いっぽうスポーツイングランドの 10 年計画である「スポーツイングランド戦略計画 2021-2031」<sup>55</sup>の 3 つの主要目的 (key objectives)<sup>56</sup>の 3 番目「変化のきっかけをつくる (Catalysts for change)」<sup>57</sup>には、6 つのテーマの一つに「イノベーションとデジタル化の推進 (Applying innovation and digital)」が掲げられている。このテーマでは digital transformation という用語は用いられていないが、スポーツ及び身体活動の推進において障害となるデジタルデバイドを取り除き、関係団体と協働してデジタルソリューションを提供するというもので、スポーツ団体に対してはデジタルマーケティングツールを、小中学校に対しては無償のデジタル体育教育ライブラリを提供する方針が示されている。

またスポーツイングランドは、2022 年 7 月にバーミンガムで開催されるコモンウェルスゲームズに向けて NG に配分する国営宝くじ基金を原資とした予算 650 万ポンド (約 10 億円) について、配分を受ける NGB が IDA (Innovation and Digital Accelerator programme ; イノベーション・デジタル化加速プログラム) を導入することを条件とした<sup>58</sup>。IDA は非営利団体を対象にデジタルソリューションを提供するチャリティ団体 CAST とスポーツイングランドの協働による施策であり、IDA が作成したさまざまなデジタルツールを 21 の NGB に無償で提供するものである<sup>59</sup>。

<sup>55</sup> Sport England (2021) Uniting the Movement: Ten-year vision  
www.sportengland.org/about-us/uniting-movement

<sup>56</sup> Sport England (2021) Uniting the Movement: What we'll do  
www.sportengland.org/about-us/uniting-movement/what-well-do

<sup>57</sup> Sport England (2021) Catalysts for change  
www.sportengland.org/about-us/uniting-movement/what-well-do/catalysts-change#applyinginnovationanddigital-12043

<sup>58</sup> Sport England, Funding for governing bodies to drive participation through innovation

<sup>59</sup> CAST and Sport England: Innovation and Digital Accelerator  
www.wearecast.org.uk/stories/cast-and-sport-england-innovation-and-digital-accelerator



## 第1章 イギリス

### 10. 参考文献

#### 【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2021）スポーツ政策調査研究事業：諸外国におけるスポーツ政策の科学的エビデンス及び評価指標に関する調査研究, 第1章 イギリス

#### 【外国語文献】

- DCMS（2015）A New Strategy for Sport: Consultation Paper
- PHE（2019）Guidance - All Our Health: about the framework
- OHID（2022）Guidance - Physical activity: applying All Our Health
- HM Government（2015）Sporting Future: A New Strategy for an Active Nation
- Welsh Government（2015）Sport and physical activity strategy (Climbing Higher)
- Scottish Government（2018）A More Active Scotland: Scotland's Physical Activity Delivery Plan
- Department of Communities（2022）Active Living- Sport and Physical Activity Strategy for Northern Ireland
- DCMS（2021）DCMS Outcome Delivery Plan: 2021 to 2022
- UK Sport（2021）UK Sport's Strategic Plan 2021-31
- Sport England（2021）Uniting the Movement: A 10 year vision to transform lives and communities through sport and physical activity
- Cabinet Office（2014）Moving More, Living More
- PHE（2014）Everybody Active, Every Day: an evidence based approach to physical activity
- DCMS（2015）Sporting Future - A New Strategy for an Active Nation
- Sport England（2016）Defining Sport England's Remit - technical note on the extension in our responsibility for physical activity
- WHO（2020）Physical activity
- Caspersen, Powell, Christenson（1985）Physical activity, exercise, and physical fitness: definitions and distinctions for health-related research, Public Health Reports, Mar-Apr 100(2), pp.126-131
- PHE（2020）Guidance: Health matters: physical activity - prevention and management of long-term conditions
- PHE（2021）Everybody active, every day: 5 years on
- House of Lords（2021）A national plan for sport, health and wellbeing
- OHID（2022）Physical activity: applying All Our Health
- Samantha Punch, Miriam Snellgrove（2020）Playing Your Life: Developing Strategies and Managing Impressions in the Game of Bridge, BSA 26(3)
- United Nations（2003）Sport for Development and Peace Towards Achieving the Millennium Development Goals
- Cabinet Office（2012）Government Digital Strategy
- Cabinet Office（2017）Government Transformation Strategy
- House of Commons（2019）Digital Government: Eighteenth Report of Session 2017-19, Science and Technology Committee
- National Audit Office（2021）The challenges in implementing digital change
- CDDO（2022）Transforming for a digital future: 2022 to 2025 roadmap for digital and data

・第2章 オーストラリア<sup>1</sup>

1. 概要

オーストラリアにおいてスポーツを所管する機関は保健高齢化省に置かれた ASC（オーストラリアスポーツコミッション）である。ASC は連邦政府機関と位置付けられるスポーツオーストラリアと連邦政府機関とは位置付けられない法人の AIS（オーストラリアスポーツ機構）からなり、我が国のスポーツ基本計画に相当する行政計画はスポーツオーストラリアが策定する。

オーストラリアではいわゆる中央競技団体を NSO といい、障害者スポーツの NSO を特に NSOD という。NSO 又は NSOD とされるためには ASC の審査を経て認証（recognition）を受けなければならない。認証されるためには当該国内統括団体のスポーツが「身体的な努力及び／又はスキルが必要な、目標の達成を図ることが可能な人間の活動であり、その性質と組織が競争的であり、一般にスポーツと認知されているもの」であることを要する。認証を受けた NSO 又は NSOD は連邦補助金プログラムの申請資格を得る。現在 NSO には 86 団体が、NSOD には 9 団体が認証されているが、いわゆる「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」の国内統括団体に認証された団体はない。

身体活動（physical activity）はもっぱら保健高齢化省の行政文書に用いられ、行政文書によって定義づけが微妙に異なる。スポーツの一般的な定義はスポーツオーストラリアが示している。

オーストラリアのスポーツ政策のうち我が国のスポーツ基本計画に相当するのは 2018 年の「スポーツ 2030（Sport 2030）」であるが、「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」あるいは「ビデオゲーム」に関する方針や計画は示されていない。ASC はいわゆる e スポーツの国内統括団体を NSO に認証する予定はないとしている。

スポーツにおけるデジタル化の施策では DX という用語ではなくデジタルイゼーションという用語が用いられている。

2. 関係機関

図表-2-1 スポーツ分野に関係する主な機関

<p>【国の機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• DHAC（Department of Health and Aged Care）：保健高齢化省             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Corporate Operations：総務局</li> <li>↳ Office for Sport：スポーツ課                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↑（諮問）MSRM：Meeting of Sport and Recreation Ministers：州スポーツ大臣会議</li> <li>↳ CARSO（Committee of Australian Sport and Recreation Officials）：州スポーツ行政官委員会</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>↳ Primary and Community Care：プライマリケア・地域医療局             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Population Health：健康管理課                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Preventive Health Policy：予防保健政策室</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>↳ ASC（Australian Sports Commission）：オーストラリアスポーツコミッション             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Sport Australia：スポーツオーストラリア                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Sport Division：スポーツ局                     <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Knowledge, Insights and Digital Services：デジタルサービス推進チーム</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>↳（所管）NSOs（National Sporting Organizations）：中央競技団体（86 団体）</li> <li>↳（所管）NSODs（National Sporting Organizations for people with disability）：障害者スポーツ中央競技団体（9 団体）</li> <li>→（監督）Australian peak sporting bodies：オーストラリアスポーツ統括団体</li> </ul> </li> </ul>
--

<sup>1</sup> 本章においてオーストラリアの通貨を表す際には、豪ドル を用いる。参考までに、2022 年における対円年平均為替レートは、1 豪ドル = 91.01 円である。

## 第2章 オーストラリア

AOC (Australian Olympic Committee) : オーストラリアオリンピック委員会  
PA (Paralympics Australia) : オーストラリアパラリンピック委員会  
CGA (Commonwealth Games Australia) : オーストラリアコモンウェルスゲームズ委員会

↳ AIS (Australian Institute of Sport : オーストラリアスポーツ機構) : 高水準スポーツのアスリート支援

↳ Applied Technology and Innovation team : 応用技術・イノベーションチーム

↳ (運営) Clearinghouse for Sport : スポーツ政策情報ポータル

↳ SIA (Sport Integrity Australia) : オーストラリアスポーツインテグリティ機構

↳ AIHW (Australian Institute of Health and Welfare) : オーストラリア保健福祉研究所

• Department of Finance : 財務省

↳ DTA (Digital Transformation Agency) : DX 庁

### 【産学官+AIS の共同体】

• ASTN (Australian Sports Technologies Network) : オーストラリアスポーツテクノロジーネットワーク

↳ ASICE (Australian Sports Innovation Centre of Excellence) : オーストラリアスポーツ革新中核研究所

↑ (助言) Sports Innovation Council : スポーツ革新委員会

### 【大学研究機関】

• Menzies Health Institute Queensland, Griffith University : グリフィス大学

• School of Human Movement and Nutrition Sciences, The University of Queensland : クイーンズランド大学

• Sport Innovation Research Group, Swinburne University of Technology : スウィンバーン工科大学

### 【民間団体】

• Physical Activity Australia : オーストラリア身体活動協会

• PHAA (Public Health Association Australia) : オーストラリア公衆衛生協会

## 3. 関係法令

オーストラリアにおいてスポーツに関係する連邦法令には、ASC (オーストラリアスポーツコミッション) の設置根拠法である「1989年ASC法」<sup>2</sup>、国内アンチドーピング機関SIA (オーストラリアスポーツインテグリティ機構) の設置根拠法である「2020年SIA法」<sup>3</sup>、アンチドーピング規則を定めた「2020年SIA規則」<sup>4</sup> などがある<sup>5</sup>。

## 4. スポーツに関する行政計画

図表-2-2 オーストラリア連邦政府によるスポーツに関する行政計画の整理

### 【スポーツに関する国の方針】

• Australian Government (2010) Australian Sport: The Pathway to Success

: オーストラリアスポーツ: 成功への道<sup>6</sup>

• Australian Government (2011) National Sport and Active Recreation Policy Framework

: 国家スポーツ及びレクリエーション活動政策枠組み<sup>7</sup>

### 【スポーツ基本計画】

• Sport Australia (2018) Sport 2030

<sup>2</sup> Australian Sports Commission Act 1989

[http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/asca1989347/](http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/asca1989347/)

<sup>3</sup> Sport Integrity Australia Act 2020 [www.legislation.gov.au/Details/C2021C00549](http://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00549)

<sup>4</sup> Sport Integrity Australia Regulations 2020 [www.legislation.gov.au/Series/F2006L00765](http://www.legislation.gov.au/Series/F2006L00765)

<sup>5</sup> Prudence J Smith, et al. (2022) The Sports Law Review: Australia

<https://thelawreviews.co.uk/title/the-sports-law-review/australia>

Law Business Research Ltd (2020) Sports Law 2021, pp.10-16 Australia

[www.kkilawyers.com.au/wp-content/uploads/2020/12/2021\\_Sports-Law\\_Australia.pdf](http://www.kkilawyers.com.au/wp-content/uploads/2020/12/2021_Sports-Law_Australia.pdf)

<sup>6</sup>

[www1.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/aust\\_sport\\_path~aust\\_sport\\_path\\_report\\_chapter1](http://www1.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/aust_sport_path~aust_sport_path_report_chapter1)

<sup>7</sup> [www.sport.ee/et/file/446df7149d9e5b1eef9b9b7d590ff796/nsarpf.pdf](http://www.sport.ee/et/file/446df7149d9e5b1eef9b9b7d590ff796/nsarpf.pdf)

：スポーツ 2030<sup>8</sup>

【スポーツ戦略計画】

- Sport Australia (2017) Connecting Digital and Technology with Australia's Competitive Sport Obsession to achieve world-leading physical activity and high performance objectives  
：オーストラリアのスポーツにデジタル技術を接続し身体活動と高水準スポーツの政策目標達成につなげるためのビジョン及び戦略 2018-2024<sup>9</sup>
- Sport Australia (2019) National High Performance Sports Strategy 2024 (NHPSS)  
：全国高水準スポーツ戦略 2024<sup>10</sup>
- ASC (2022) Sport Innovation Network Strategy  
：スポーツ革新ネットワーク戦略

【スポーツ行政機関の事業計画・予算・年次報告】<sup>11</sup>

- ASC (2019) ASC Corporate Plan 2019-2023：ASC 事業計画 2019-2023  
  - ↳ ASC Portfolio Budget Statements 2019-2020：ASC 予算書 2019-2020
  - ↳ ASC Annual Report 2019-2020：ASC 年次報告書 2019-2020
- ASC (2020) ASC Corporate Plan 2020-2024：ASC 事業計画 2020-2024  
  - ↳ ASC Portfolio Budget Statements 2020-2021：ASC 予算書 2020-2021
  - ↳ ASC Portfolio Budget Statements 2021-2022：ASC 予算書 2021-2022
  - ↳ ASC Annual Report 2020-2021：ASC 年次報告書 2020-2021
- ASC (2022) ASC Corporate Plan 2022-2026：ASC 事業計画 2022-2026  
  - ↳ ASC Portfolio Budget Statements 2022-2023：ASC 予算書 2022-2023

## 5. 中央競技団体のスポーツ

オーストラリアではいわゆる中央競技団体を NSO (National Sporting Organisation) といい、障害者スポーツの NSO を特に NSOD (National Sporting Organisations of People with a Disability) という。

NSO 又は NSOD となるには、連邦政府機関である ASC (オーストラリアスポーツコミッション) から審査を経て認証 (recognition) を受けなければならない。

認証基準 (Recognition Criteria) は 2022 年 7 月に改訂され、8 項目からなる。認証基準の 1 番目「スポーツの定義 (sport definition)」には次のようにある<sup>12</sup>。

(認証申請書に) 記載された団体の活動がスポーツであり、オーストラリア国内の法律によっていかなる形でも禁止されていないこと。認証の目的上、スポーツは、「身体的な努力及び／又はスキルが必要な、目標の達成を図ることが可能な人間の活動であり、その性質と組織が競争的であり、一般にスポーツと認知されているもの」とする。

ASC から NSO 又は NSOD の認証を受けたスポーツ団体には次のメリットがある。

- ASC から NSO 又は NSOD の認証を受けていることを広告すること、及び、国章のデザインを用いた ASC のロゴマークを使用すること
- 首相府にオーストラリア代表のユニフォームの使用を申請でき、認可されれば選手らが着用できること

<sup>8</sup> [www.sportaus.gov.au/nationalsportplan](http://www.sportaus.gov.au/nationalsportplan)

<sup>9</sup> [www.sportaus.gov.au/media-centre/publications](http://www.sportaus.gov.au/media-centre/publications)

<sup>10</sup> [www.sportaus.gov.au/media\\_centre/news/delivering-new-national-high-performance-sports-strategy](http://www.sportaus.gov.au/media_centre/news/delivering-new-national-high-performance-sports-strategy)

<sup>11</sup> [www.sportaus.gov.au/media\\_centre/publications](http://www.sportaus.gov.au/media_centre/publications)

<sup>12</sup> ASC (2022) Recognition Criteria Revised July 2022

[www.sportaus.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0011/1064684/ASC-Recognition-Criteria-July-2022.pdf](http://www.sportaus.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/1064684/ASC-Recognition-Criteria-July-2022.pdf)

## 第2章 オーストラリア

- ASC ウェブサイトのオンラインディレクトリに NSO 又は NSOD の認証を受けていることが公告されること
- NSO 又は NSOD を対象とした連邦補助金プログラムに申請できること
- ASC 主催による NSO 又は NSOD を対象としたワークショップ等に参加できること
- ASC 認証団体専用のポータルサイト（ASC Partner Portal）及び AIS（オーストラリアスポーツ機構）が運営するナレッジサイト Clearinghouse for Sport の NSO 又は NSOD 専用エリアにログインできること

以下に NSO と NSOD について、連邦政府の財政支援を受けているかの情報と合わせて示す<sup>13</sup>。なお、これらの中にマインドスポーツやバーチャルスポーツの団体は含まれていない。

図表-2-3 NSO（中央競技団体）のスポーツ（財政支援ありに○）

NSO	NSO のスポーツ	財政支援
Air Sport Australia Confederation	航空スポーツ	
Archery Australia Inc	アーチェリー	○
Artistic Swimming Australia	シンクロ	○
Athletics Australia	陸上	○
AusCycling	自転車, BMX, マウンテンバイク	○
Australian Billiards & Snooker Council	ビリヤード, スヌーカー	
Australian Calisthenics Federation	自重運動	
Australian Croquet Association	クロケット	
Australian Curling Federation	カーリング	
Australian Dragon Boat Federation	ドラゴンボート	
Australian Eight Ball Federation	エイトボール	
Australian Fencing Federation	フェンシング	○
Australian Flying Disc Association	フライングディスク	
Australian Football League	オーストラリアンフットボール	
Australian Ice Racing Inc	氷上競技	○
Australian Jujitsu Federation	柔術	
Australian Karate Federation	空手	○
Australian Kendo Renmei	剣道, 居合道, 杖道	
Australian Outrigger Canoe Racing Association Inc	アウトリガークヌー	
Australian Polo Federation	ポロ	
Australian Sailing	セーリング	○
Australian Taekwondo	テコンドー	○
Australian Underwater Federation	水中スポーツ	
Australian Weightlifting Federation Limited	ウエイトリフティング	○
Badminton Australia	バドミントン	○
Baseball Australia	野球	○
Basketball Australia	バスケットボール, 車いすバスケット	○
Bobsleigh and Skeleton Australia Ltd	ボブスレー, スケルトン	
Bocce Australia	ボッチー	○
Boccia Australia	ボッチャ	○
Bowls Australia	ボウリング	○
Boxing Australia	ボクシング	○
Cricket Australia	クリケット	
DanceSport Australia	ダンススポーツ	
Darts Australia	ダーツ	
Diving Australia Ltd	ダイビング	○
Equestrian Australia	馬術, 障害者馬術	○

<sup>13</sup> ASC, Australian Sports Directory  
[www.sportaus.gov.au/australian\\_sports\\_directory](http://www.sportaus.gov.au/australian_sports_directory)

NSO	NSO のスポーツ	財政支援
Floorball Australia	フロアボール	
Football Australia	サッカー, フットサル	○
Gaelic Football & Hurling Association of Australasia	ゲーリックフットボール, ハーリング	
Golf Australia	ゴルフ	○
Gridiron Australia	グリッドアイアンフットボール	
Gymnastics Australia Ltd	体操	○
Handball Australia	ハンドボール	
Hockey Australia	ホッケー	○
Ice Hockey Australia	アイスホッケー	
Ice Skating Australia Inc	アイススケート	
Judo Australia	柔道	○
Kung Fu Wushu Australia Ltd	武術太極拳	
Lacrosse Australia	ラクロス	○
Modern Pentathlon Australia	近代五種	○
Motorcycling Australia Ltd	自動二輪車競技	○
Motorsport Australia	四輪自動車競技	○
Muaythai Australia	ムエタイ	
National Campdraft Council of Australia	キャンプドラフト	
National Rugby League	13人制ラグビー	○
Netball Australia	ネットボール	○
Olympic Winter Institute of Australia	氷上競技, スキー, スノーボード	○
Orienteering Australia	オリエンテーリング	○
Paddle Australia	カヌー	○
Petanque Federation Australia	ペタンク	
Polocrosse Association of Australia	ポロクロス	○
Pony Club Australia Ltd	馬術, 乗馬	○
Rowing Australia Ltd	ボート	○
Rugby Australia	15人制ラグビー	○
Shooting Australia	射撃	○
Skate Australia Inc	ローラースポーツ, スケート	○
Skipping Australia	なわとび	
Snow Australia	冬季障害者スポーツ	○
Softball Australia	ソフトボール	○
Sport Climbing Australia	スポーツクライミング	
Squash Australia Ltd	スカッシュ	○
Surf Life Saving Australia	サーフライフセービング	○
Surfing Australia	サーフィン	○
Swimming Australia Ltd	水泳	○
Table Tennis Australia	卓球	○
Tennis Australia	テニス	○
Tenpin Bowling Australia Ltd	ボウリング	○
Touch Football Australia	タッチフットボール	○
Triathlon Australia	トライアスロン	○
UniSport Australia	大学スポーツ	○
Volleyball Australia	バレーボール	○
WAKO Australia	キックボクシング	
Water Polo Australia Limited	水球	○
Waterski & Wakeboard Australia	ウェイクボード, 水上スキー	○
Wrestling Australia Inc	レスリング	○

図表-2-4 NSOD（障害者スポーツの中央競技団体）のスポーツ（財政支援ありに○）

NSOD	スポーツ	財政支援
Blind Sports Australia	視覚障害者スポーツ, ゴールボール	○

NSOD	スポーツ	財政支援
Deaf Sports Australia	聴覚障害者スポーツ	○
Disability Sports Australia	車いすバスケ・ラグビー, 車いすスポーツ	○
Disabled Wintersport Australia	冬季障害者スポーツ	○
Paralympics Australia	ゴールボール, パラリンピック, 車いすラグビー	○
Riding for the Disabled Association of Australia	障害者馬術	○
Special Olympics Australia	知的障害者スポーツ	○
Sport Inclusion Australia	知的障害者スポーツ	○
Transplant Australia	移植者スポーツ	○

## 6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

2014年2月に保健高齢化省（DHAC）が公表した「身体活動及び座位行動ガイドライン」には身体活動の定義が示されていない<sup>14</sup>。

2021年5月に更新された保健高齢化省のウェブサイトに、保健高齢化省が身体活動（physical activity）という用語を使う場合は以下の形態が含まれると示された<sup>15</sup>。

- ・ 日常の活動（incidental activity）、例えば、芝生を手入れする、家を掃除する、バス停まで歩く
- ・ 運動（exercise）：目的が明確かつ計画的な身体活動。例えば、ジムに行く、毎日ジョギングや水泳をする
- ・ スポーツ（sport）：例えば、ラグビー、ネットボール、テニスをする
- ・ 筋肉強化活動（muscle strengthening activity）：例えば、ウェイトトレーニング、ボディウエイト運動

2021年5月に保健高齢化省が公表した「全国民のための身体活動及びエクササイズに関するガイドライン」には、対象別に5歳未満、5～17歳、18～64歳、65歳以上、妊婦、障害者及び慢性病患者の6種類のガイドラインが示されている<sup>16</sup>。ガイドラインにおいてエクササイズは、身体活動の手段又は方法を意味する用語として用いられており、身体活動とエクササイズが使い分けられているわけではない。

保健高齢化省の下部機関であるAIHW（オーストラリア保健福祉研究所）は、身体活動の定義を、WHOの定義と同じ「安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動作（Insufficient physical activity）」としている<sup>17</sup>。またAIHWは運動不足（physical inactivity）を、「健康上の利益を得るのに十分かつ定期的な身体活動に参加しないこと」と定義している<sup>18</sup>。

<sup>14</sup> DHAC（2014）Physical activity and sedentary behaviour guidelines  
[www.health.gov.au/resources/publications/physical-activity-and-sedentary-behaviour-guidelines-adults-18-to-64-years-fact-sheet](http://www.health.gov.au/resources/publications/physical-activity-and-sedentary-behaviour-guidelines-adults-18-to-64-years-fact-sheet)

<sup>15</sup> DHAC, About physical activity and exercise  
[www.health.gov.au/topics/physical-activity-and-exercise/about-physical-activity-and-exercise](http://www.health.gov.au/topics/physical-activity-and-exercise/about-physical-activity-and-exercise)

<sup>16</sup> DHAC（2021）Physical activity and exercise guidelines for all Australians  
[www.health.gov.au/topics/physical-activity-and-exercise/physical-activity-and-exercise-guidelines-for-all-australians?utm\\_source=health.gov.au&utm\\_medium=callout-auto-custom&utm\\_campaign=digital\\_transformation](http://www.health.gov.au/topics/physical-activity-and-exercise/physical-activity-and-exercise-guidelines-for-all-australians?utm_source=health.gov.au&utm_medium=callout-auto-custom&utm_campaign=digital_transformation)

<sup>17</sup> AIHW（2023）Insufficient physical activity  
[www.aihw.gov.au/reports/risk-factors/insufficient-physical-activity/contents/insufficient-physical-activity](http://www.aihw.gov.au/reports/risk-factors/insufficient-physical-activity/contents/insufficient-physical-activity)

<sup>18</sup> AIHW（2018）Australia's health 2018  
[www.aihw.gov.au/reports/australias-health/australias-health-2018/contents/indicators-of-australias-health/physical-inactivity](http://www.aihw.gov.au/reports/australias-health/australias-health-2018/contents/indicators-of-australias-health/physical-inactivity)

スポーツオーストラリアは、スポーツの定義を「身体活動とスキルに活動の焦点を当てた人間の活動であり、競争又は社会参加の要素が含まれ、活動を支配する規則と行動パターンが組織を通じて正式に存在し、一般にスポーツと認識されているもの」としている<sup>19</sup>。なおこの定義は2011年の「国家スポーツ・レクリエーション政策枠組み」の中に示されていた定義と同じである。

#### 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

スポーツオーストラリアの行政文書にマインドスポーツに関する言及はなく、NSO（中央競技団体）に認定されたマインドスポーツ国内統括団体はない。

マインドスポーツの国際競技連盟に加盟しているマインドスポーツの国内統括団体には以下がある。

- ABF (Australian Bridge Federation) : コントラクトブリッジ
- ACF (Australian Chess Federation) : チェス
- AGA (Australian Go Association) : 囲碁
- MPFA (Match Poker Federation of Australia) : 競技ポーカー
- NAXF (National Australian Xiangqi Federation) : 象棋

#### 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

##### (1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ

スポーツオーストラリアの行政計画文書に身体活動を伴うバーチャルスポーツに関する言及はない。

##### (2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ

スポーツオーストラリアの行政計画文書に身体活動を伴わないバーチャルスポーツに関する言及はない。

##### (3) ビデオゲーム

スポーツオーストラリアの行政計画文書にビデオゲーム又は e スポーツに関する言及はない。

スポーツオーストラリアは e スポーツ国内統括団体の NSO 認証を認めていない<sup>20</sup>。

ASC（オーストラリアスポーツコミッション）の下部機関である AIS（オーストラリアスポーツ機構）が運営するナレッジサイト Clearinghouse for Sport には e スポーツに関するページが設けられ、e スポーツ市場の規模、諸外国における e スポーツの普及状況、オリンピック競技との関係と併せてオーストラリアの状況が紹介されている。ここには、e スポーツの収入ベースの国内経済効果は2020年が6百万豪ドルと試算され、2025年には16百万豪ドルに成長すると予想した PwC による分析が掲載されている。また、いわゆるビデオゲーマーの国内

<sup>19</sup> Clearinghouse for Sport, Defining sport  
www.clearinghouseforsport.gov.au/kb/what-is-sport

<sup>20</sup> Clearinghouse for Sport, Esports  
www.clearinghouseforsport.gov.au/kb/esports-in-australia#what\_are\_esports



## 第2章 オーストラリア

人口は総人口の67%に及び、そのうち33%の年齢層が16歳から25歳の若年層であるとしている<sup>21</sup>。

なお、隣国ニュージーランドでは、eスポーツの国内統括団体 NZESF（NZ Esports Federation：ニュージーランドeスポーツ連盟）がスポーツニュージーランド（Sport NZ）との4年間にわたる交渉を経て2020年3月にNSOに認定されている<sup>22</sup>。

### 9. デジタル技術・データ利活用等によるDXの推進状況

オーストラリアのスポーツ行政機関は政策にDXという用語を使用せず、専らデジタル化（デジタルライゼーション）を用いている。

2021年12月には、AIS（オーストラリアスポーツ機構）とQAS（クイーンズランドアカデミーオブスポーツ）が研究費支援したグリフィス大学の研究者グループが新技術 Digital Athlete を開発した。同技術はアスリートの身体を3D ボディスキャンの上筋肉や骨の動きをアニメーションモデル化しコーチングに活用できるよう最適化したもので、トップアスリートを対象に実用化を推進するものである<sup>23</sup>。

2022年2月にASC（オーストラリアスポーツコミッション）が公表した「スポーツ革新ネットワーク戦略（Sport Innovation Network Strategy）」には、産・官（スポーツオーストラリア）・学・AISの4者が共同でスポーツにおけるデジタル化技術の開発及び創業支援を推進する政策が示され<sup>24</sup>、産学官共同体として設置されたASTN（オーストラリアスポーツネットワーク）が2021年9月にメルボルンオリンピックパーク内 ASICE（オーストラリアスポーツ革新中核研究所）を設置し、同戦略を推進するとしている<sup>25</sup>。同戦略はスポーツオーストラリアによる行政計画「スポーツ2030（Sport 2030）」の下位計画ではないが、2032年夏季オリンピックのメルボルン開催が2021年7月に決定したことを受け、「ASC 事業計画 2019-2023」の6つの政策目標の4番目「スポーツ関係機関におけるデジタル化の充実」の具体的施策の展開を戦略計画にシフトアップしたものと位置付けられる<sup>26</sup>。

なお「スポーツ2030」の具体的施策の最後にある「国民がどれだけ活発でスポーツに親しみ健康的であるかに関するデータ、エビデンス、及び今度の洞察を整備する」については、AISが開発・整備し運用中のAPIサービス‘SportAUS Connect platform’の運用により推進されている<sup>27</sup>。

<sup>21</sup> Australian context

[www.clearinghouseforsport.gov.au/kb/esports-in-australia#australian\\_context](http://www.clearinghouseforsport.gov.au/kb/esports-in-australia#australian_context)

<sup>22</sup> NZESF recognized as NSO for New Zealand

[www.htt.news/news/nzesf-recognized-as-nso-for-new-zealand](http://www.htt.news/news/nzesf-recognized-as-nso-for-new-zealand)

<sup>23</sup> Griffith University, Digital Athlete shaping up as future of sports technology

<https://news.griffith.edu.au/2021/12/03/digital-athlete-shaping-up-as-future-of-sports-technology/>

<sup>24</sup> ASC (2022) Sport Innovation Network Strategy [www.sportaus.gov.au/sport-innovation](http://www.sportaus.gov.au/sport-innovation)

<sup>25</sup> Australian Sports Technologies Network (ASTN) [www.astn.com.au/who-we-are](http://www.astn.com.au/who-we-are)

<sup>26</sup> Thoughtworks, Sport Australia: A data platform helping build Australia's sporting identity  
[www.thoughtworks.com/clients/sport-australia](http://www.thoughtworks.com/clients/sport-australia)

<sup>27</sup> SportAUS Connect platform [www.sportaus.gov.au/sportausconnect-docs](http://www.sportaus.gov.au/sportausconnect-docs)

10. 参考文献

【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2021）スポーツ政策調査研究事業：諸外国におけるスポーツ政策の科学的エビデンス及び評価指標に関する調査研究，第4章 オーストラリア

【外国語文献】

- Australian Government（2011）National Sport and Active Recreation Policy Framework
- Australian Government（2010）Australian Sport: The Pathway to Success
- Sport Australia（2019）National High Performance Sports Strategy 2024 (NHPSS)
- Sport Australia（2018）Sport 2030
- Sport Australia（2017）Connecting Digital and Technology with Australia’s Competitive Sport Obsession to achieve world-leading physical activity and high performance objectives
- ASC（2022）Recognition Criteria Revised July 2022
- ASC（2022）Sport Innovation Network Strategy
- ASC（2022）ASC Corporate Plan 2022-2026
- ASC（2020）ASC Corporate Plan 2020-2024
- ASC（2019）ASC Corporate Plan 2019-2023
- DHAC（2021）Physical activity and exercise guidelines for all Australians
- DHAC（2014）Physical activity and sedentary behaviour guidelines
- AIHW（2023）Insufficient physical activity
- AIHW（2018）Australia’s health 2018
- Law Business Research Ltd（2020）Sports Law 2021
- Eric Windholz（2020）Governing Esports: Public Policy, Regulation and the Law, Bond University Sports Law eJournal Vol.1, Issue 1
- Prudence J Smith, et al.（2022）The Sports Law Review: Australia

This Page Intentionally Left Blank

## ・第3章 フランス<sup>1</sup>

### 1. 概要

フランスではスポーツ所管省がスポーツ政策を担い、中央競技団体であるスポーツ連盟に財政支援を行う。スポーツ連盟は国内オリンピック委員会であるCNOSF（フランス国家オリンピック委員会）に加盟し、CNOSFから監督を受ける。

フランスにおいて我が国のスポーツ基本計画に相当する行政計画はSNSS（全国健康・スポーツ戦略）であり、スポーツと身体活動を組み合わせた観点から計画が推進されている。身体活動の定義は行政文書ごとに微妙に異なり、スポーツは法律や行政文書に定義されていない。

スポーツ連盟は115団体があり、「単一のスポーツ競技の連盟」、「国家代表でないスポーツ競技の連盟」、「パラリンピックスポーツ連盟」に大別される。スポーツ所管省がスポーツ連盟を認定するには認定（agrément）、認可（délégation）、認証（reconnaissance）の三段階があり、それぞれの段階でカテゴリ分けされ、認証を受けたスポーツ連盟は国からの補助金の直接又は間接的な交付を全国レベルで受けることができる。

マインドスポーツであるチェスの国内統括団体FFEはCNOSFに加入しスポーツ担当大臣から「国家代表でないスポーツ競技の連盟」の認可を受けている。

SNSSやその他のスポーツに関する行政文書にマインドスポーツとバーチャルスポーツに関する言及はない。またeスポーツの国内統括団体であるFrance Esportはスポーツ連盟としての認定を受けておらずCNOSFにも加入していない。

フランスのスポーツ政策ではDX（transformation numérique）という用語が用いられ、国は2021年のスポーツ分野のためのDX予算に9百万ユーロを割り当てている。

### 2. 関係機関

スポーツを所管する行政機関はスポーツ所管省（Ministère des Sports）である。2024年夏季のオリパラ大会を控え、現在のスポーツ所管省は正式名称を「スポーツ及びオリンピック・パラリンピック競技省」という。スポーツ所管省は国としてスポーツ連盟（fédérations sportives）を認定する。

フランスの国内オリンピック委員会はCNOSF（Comité national olympique et sportif français；フランス国家オリンピック委員会）である。CNOSFは1972年に従前のCOF（Comité olympique français；フランスオリンピック委員会）を廃止の上CNS（Comité national des sports；国立スポーツ委員会）を改組して設置された、届出アソシアシオン（Association déclarée<sup>2</sup>）の法人格にある団体である<sup>3</sup>。CNOSFは、スポーツ所管省が認定したスポーツ連盟を所管、監督する。

<sup>1</sup> 本章においてフランスの通貨を表す際には、ユーロ又は€を用いる。  
参考までに、2022年における対円年平均為替レートは、1ユーロ = 138.04円である。

<sup>2</sup> Association de fait ou déclarée ?

[www.assoiatheque.fr/fr/creer-association/association-de-fait-ou-declaree.html#](http://www.assoiatheque.fr/fr/creer-association/association-de-fait-ou-declaree.html#)

<sup>3</sup> 届出アソシアシオンについては以下を参照。

自治体国際化協会（2010）フランスにおける地域振興とアソシアシオン

[www.clair.or.jp/jforum/pub/docs/344.pdf](http://www.clair.or.jp/jforum/pub/docs/344.pdf)

### 第3章 フランス

以下にスポーツ分野における国の機関の体系を示す。

図表-3-1 スポーツ分野に関係する国の機関

- Ministère des Sports et des jeux Olympiques et Paralympiques：スポーツ及びオリンピック・パラリンピック競技省
  - ↳ DS (Direction des sports)：スポーツ局
    - ↳ Sous-direction du pilotage et de l'évolution des politiques publiques du sport：スポーツ政策運営開発準局
      - ↳ Bureau Élaboration des politiques publiques du sport：スポーツ公共政策推進課
      - ↳ Bureau Accompagnants des acteurs économiques du monde sportif：スポーツ産業支援課
    - ↳ Sous-direction du pilotage des réseaux du sport：スポーツネットワーク推進準局
      - ↳ Bureau Pilotage stratégique et tutelle des établissements：戦略運営監督課
      - ↳ Bureau Accompagnement à l'autonomie des fédérations sportives et sport professionnel：スポーツ連盟支援課
      - ↳ Bureau Pilotages des services territoriaux et tutelle de l'agence：地域支援・監督課
  - ↳ IGÉSR (Inspection générale de l'éducation, du sport et de la recherche)：教育・スポーツ・研究監査機構
  - ↳ CNS (Conseil national du sport)：国家スポーツ諮問委員会
    - ↳ CAHN (Commission des athlètes de haut niveau)：高水準スポーツ委員会
  - ↳ CNOSF (Comité national olympique et sportif français)：フランス国家オリンピック委員会
    - ↳ (所管) スポーツ連盟 (115 団体)
    - ↳ (監督) ANS (Agence nationale du Sport)：全国スポーツ機構
  - ↳ CREPS (Centre de Ressources, d'Expertise et de Performance sportive)
    - ：スポーツ資源・専門知識・パフォーマンスセンター
    - ↳ PRN SSBE (Pôle Ressource national Sport Santé Bien-être)
      - ：国立スポーツ・健康・充実リソースセンター
  - ↳ INSEP (Institut national du Sport, de l'Expertise et de la Performance)：国立スポーツ体育研究所

スポーツ及び身体活動政策の枠組みが示された長期計画である SNSS (全国スポーツ・健康戦略 2019-2024) はスポーツ分野と保健予防医療分野の行政機関の双方が関与する。現在保健分野を所管する行政機関は保健予防医療省 (Ministère de la Santé et de la Prévention) である。

以下に保健予防医療省及び下部組織において SNSS に関係する機関の体系を示す。

図表-3-2 保健予防医療分野に関係する行政機関

- Ministère de la Santé et de la Prévention：保健予防医療省
  - ↳ DGS (Direction générale de la Santé)：保健総局
    - ↳ (監督) CNOM (Conseil national de l'Ordre des Médecins)：医療監督委員会
    - ↳ (監督) CNGE (Collège national des Généralistes Enseignants)：一般医教育協会
    - ↳ (監督) URPS (Unions régionales des Professionnels de Santé)：地域圏専門医協会
  - ↳ DGOS (Direction générale de l'Offre de Soins)：ヘルスケア提供総局
    - ↳ DNS (Délégation ministérielle au numérique en santé)：デジタルヘルス局
  - ↳ SPF (Santé publique France)：フランス公衆衛生庁
    - ↳ DP (Direction de la Prévention - Promotion de la Santé)：予防保健課
    - ↳ Anses (Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail)
      - ：食品環境労働安全庁
  - HAS (Haute autorité de santé)：高等保健機構

## 3. 関係法令

フランスのスポーツ法はスポーツ法典（Code du sport）に編纂される。フランスの法典は通常法律の部（Partie législative）と命令の部（Partie réglementaire）からなり、議会で成立した法律は法律の部に、アレテ（省令）等による規則は命令の部に編纂される。我が国の政令に当たるデクレやオルドナンスは発出された議会会期中に議会が廃止しなければ法律となり、法律の部又は命令の部に新たな条の追加、又は廃止、又は改正がなされる。

以下にスポーツ法典の構造を参考までに示す。

図表-3-3 スポーツ法典の構成

<ul style="list-style-type: none"> <li>• スポーツ法典（Code du sport）<sup>4</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 法律の部（Partie législative） <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1巻 身体活動及びスポーツ活動の組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 前加編 一般規定（L100-1～L100-4）</li> <li>↳ 第1編 公的機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 国（L111-1～L111-3）</li> <li>↳ 第2章 地方（L113-1～L113-3）</li> </ul> </li> <li>↳ 第2編 スポーツの非営利団体及び営利団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 スポーツの非営利団体（L121-1～L121-9）</li> <li>↳ 第2章 スポーツの営利団体（L122-1～L122-19）</li> </ul> </li> <li>↳ 第3編 スポーツ連盟及びプロスポーツリーグ <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 スポーツ連盟 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1節 一般規定（L131-1～L131-7）</li> <li>↳ 第2節 連盟の認定（L131-8～L131-13）</li> <li>↳ 第3節 連盟の認証（L131-14～L131-21）</li> </ul> </li> <li>↳ 第2章 プロスポーツリーグ（L131-14～L131-21）</li> </ul> </li> <li>↳ 第4編 代理及び調停機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 フランスオリンピックスポーツ委員会（L141-1～L141-5）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>↳ 第2巻 スポーツの関係者 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1編 訓練及び教育（L211-1～L212-14）</li> <li>↳ 第2編 アスリート（L221-1～L223-3）</li> <li>↳ 第3編 アスリートの健康及びアンチドーピング（L230-1～L232-31）</li> <li>↳ 第4編 アニマルドーピングの禁止（L241-1～L241-10）</li> </ul> </li> <li>↳ 第3巻 スポーツにおける訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1編 スポーツ施設（L311-1～L312-17）</li> <li>↳ 第2編 スポーツ活動における義務（L321-1～L322-9）</li> <li>↳ 第3編 スポーツイベント（L331-1～L333-9）</li> </ul> </li> <li>↳ 第4巻 雑則 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1編 スポーツ補助金（L411-1～L411-2）</li> <li>↳ 第2編 海外領土に適用される規定（L411-1～L411-2）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>↳ 命令の部-デクレ（Partie réglementaire - Décrets） <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1巻 身体活動及びスポーツ活動の組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1編 公的機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 国の公的機関（R112-1～D112-25）</li> <li>↳ 第2章 地方の機関（R113-1～D113-6）</li> <li>↳ 第3章 公益団体（D114-1～D114-7）</li> </ul> </li> <li>↳ 第2編 スポーツの非営利団体及び営利団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 スポーツの非営利団体（R121-1～R121-6）</li> <li>↳ 第2章 スポーツの営利団体（R121-1～R121-6）</li> </ul> </li> <li>↳ 第3編 スポーツ連盟及びプロスポーツリーグ <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 第1章 スポーツ連盟</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>
---

<sup>4</sup> Code du sport

[www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006071318/2011-12-03/](http://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071318/2011-12-03/)

### 第3章 フランス

- └ 第1節 一般規定 (R131-1~R131-2)
- └ 第2節 連盟の認定 (R131-3~R131-24)
- └ 第3節 連盟の認証 (R131-25~R131-36)
- └ 第2章 プロスポーツリーグ (R132-1~R132-17)
- └ 第4編 代理及び調停機関
  - └ 第1章 フランスオリンピックスポーツ委員会 (R141-1~R141-25)
  - └ 第2章 その他諮問機関 (R142-1~D142-38)
- └ 第2巻 スポーツの関係者
  - └ 第1編 訓練及び教育 (R211-1~D212-95)
  - └ 第2編 アスリート (R221-1~R222-42)
  - └ 第3編 アスリートの健康及びアンチドーピング (R231-1~R232-98)
  - └ 第4編 アニマルドーピングの禁止 (R241-1~R241-26)
- └ 第3巻 スポーツにおける訓練
  - └ 第1編 スポーツ施設 (R311-1~D312-26)
  - └ 第2編 スポーツ活動における義務 (D321-1~R322-43)
  - └ 第3編 スポーツイベント (D331-1~R333-4)
- └ 第4巻 雑則
  - └ 第1編 スポーツ補助金 (R411-1~R411-28)
  - └ 第2編 海外領土に適用される規定 (R421-1~R427-1)
- └ 法令の一部アレテ (Partie réglementaire - Arrêtés)
  - └ 第1巻 身体活動及びスポーツ活動の組織
    - └ 第2編 スポーツの非営利団体及び営利団体
      - └ 第1章 スポーツの非営利団体 (A121-1)
      - └ 第2章 スポーツの営利団体 (A122-1)
    - └ 第3編 スポーツ連盟及びプロスポーツリーグ
      - └ 第1章 スポーツ連盟 (A131-1~A131-6)
    - └ 第4編 代理及び調停機関
      - └ 第1章 フランスオリンピックスポーツ委員会 (A141-1)
      - └ 第2章 その他諮問機関 (A141-1)
  - └ 第2巻 スポーツの関係者
    - └ 第1編 訓練及び教育 (A211-1~A212-228)
    - └ 第2編 アスリート (A222-1)
    - └ 第3編 アスリートの健康及びアンチドーピング (A231-1~A231-8)
  - └ 第3巻 スポーツにおける訓練
    - └ 第1編 スポーツ施設 (A312-1~A312-12)
    - └ 第2編 スポーツ活動における義務 (A322-1~A322-177)
    - └ 第3編 スポーツイベント (A411-1~A427-1)
  - └ 第4巻 雑則
    - └ 第1編 スポーツ補助金 (A411-1~A411-7)
    - └ 第2編 海外領土に適用される規定 (A421-1~A427-1)
- └ 附則 (Annexes)

なお、スポーツに関する現行の行政計画である SNSS（全国スポーツ・健康戦略 2019-2024）の策定自体は法令を根拠としないが、SNSS に掲げられた政策や施策の実施根拠に係る法令や通達<sup>5</sup>には以下がある。

・ 公衆衛生法典法律の部第1部第1編第7巻第2章「身体活動の処方」<sup>6</sup>

<sup>5</sup> Ministère des Sports, Documents opposables – Sports  
<https://www.sports.gouv.fr/organisation/publications/bulletin-officiel-jeunesse-et-sports-et-documents-opposables/article/documents-opposables-sports>

<sup>6</sup> Code de la santé publique articles L1172-1 et D.1172-1 à D.1172-5  
[www.legifrance.gouv.fr/codes/section\\_lc/LEGITEXT000006072665/LEGISCTA0000031920539/#LEGISCTA0000031920539](http://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006072665/LEGISCTA0000031920539/#LEGISCTA0000031920539)

- ・ CIS（保健に関する府省間会議）の設置に関する 2014 年 6 月 18 日付けデクレ第 2014-629 号<sup>7</sup>
- ・ 保健制度の近代化に関する 2016 年 1 月 26 日付け法律第 2016-41 号<sup>8</sup>
- ・ 全国健康戦略 2018-2022 の実施に関する 2017 年 12 月 29 日付けデクレ第 2017-1866 号<sup>9</sup>
- ・ スポーツ局（DS）発，地域圏におけるスポーツ発展計画の策定に関する 2015 年 1 月 20 日付け通達第 2015-13 号<sup>10</sup>
- ・ 保健総局（DGS）及びスポーツ局（DS）発，スポーツ健康施設（Maisons sport-santé）の認定申請要領に関する 2019 年 9 月 13 日付け関係府省及び地方機関宛課長通達<sup>11</sup>
- ・ 保健総局（DGS）及びスポーツ局（DS）発，全国スポーツ・健康戦略 2019-2024 の推進に関する 2019 年 12 月 6 日付け地域圏及び地域圏保険庁（ARS）宛課長通達<sup>12</sup>

#### 4. スポーツに関する行政計画

フランスにおいてスポーツ及び身体活動政策の枠組みが示された長期計画は SNSS（Stratégie Nationale Sport Santé 2019-2024；全国スポーツ・健康戦略 2019-2024）である<sup>13</sup>。

スポーツ政策を所管するスポーツ省及びスポーツ省傘下の機関の実施計画は，毎年度の予算編成時に策定される年次業績計画書（PAP）のプログラム 219（スポーツ）に示される<sup>14</sup>。

#### 5. 中央競技団体のスポーツ

スポーツ所管省が認定したスポーツ団体をスポーツ連盟（*fédérations sportives*）といい，2020 年 7 月以降 2023 年 3 月現在，スポーツ連盟は 115 団体がある。スポーツ連盟は認定のカテゴリが細かく分かれており，115 団体のうち「国家代表のスポーツ競技の連盟」は 76 団体であり，76 団体のうち 57 団体が「競技が高水準と認定されたスポーツ連盟」として国の財政支援の対象となり，57 団体のうち 36 団体が「オリンピック競技のスポーツ連盟（*fédérations olympique*）」である。パラリンピックスポーツ連盟（*fédérations paralympiques*）もまた国の財政支援の対象であり，枠外ながらも「競技が高水準と認定されたスポーツ連盟」と同じ地位を有する。スポーツ所管省はまた，スポーツ連盟とは別に，全国的なスポーツ関連団体（*groupements nationaux*）23 団体を認定している<sup>15</sup>。

<sup>7</sup> Décret n° 2014-629 du 18 juin 2014 portant création du comité interministériel pour la santé Publics  
[www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029102405/](http://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029102405/)

<sup>8</sup> LOI n° 2016-41 du 26 janvier 2016 de modernisation de notre système de santé (1)  
[www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000031912641/](http://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000031912641/)

<sup>9</sup> Décret n° 2017-1866 du 29 décembre 2017 portant définition de la stratégie nationale de santé pour la période 2018-2022

[www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000036341354](http://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000036341354)

<sup>10</sup> Circulaire DS/DSB4 no 2015-13 du 20 janvier 2015 relative à l'élaboration de schémas de développement du sport dans chaque région

[https://sports.gouv.fr/IMG/BO/Mars2015/jsv\\_20150002\\_0000\\_0025.pdf](https://sports.gouv.fr/IMG/BO/Mars2015/jsv_20150002_0000_0025.pdf)

<sup>11</sup> Instruction Interministérielle N° DGS/EA3/DS/B1/2019/204 du 13 septembre 2019 relative à la procédure d'évaluation des dossiers de candidature déposés dans le cadre de l'appel à projets « Maisons sport-santé »  
[http://circulaires.legifrance.gouv.fr/pdf/2019/10/cir\\_44865.pdf](http://circulaires.legifrance.gouv.fr/pdf/2019/10/cir_44865.pdf)

<sup>12</sup> Instruction Interministérielle N° DGS/EA3/DS/B1/2019/253 du 6 décembre 2019 relative à la mise en œuvre de la Stratégie nationale sport santé (SNSS) 2019-2024 par les Agences régionales de santé et les Directions régionales et départementales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale  
[https://solidarites-sante.gouv.fr/fichiers/bo/2020/20-01/ste\\_20200001\\_0000\\_0054.pdf](https://solidarites-sante.gouv.fr/fichiers/bo/2020/20-01/ste_20200001_0000_0054.pdf)

<sup>13</sup> Ministère des Solidarités et de la Santé, (2019) Stratégie Nationale Sport Santé 2019-2024

[www.sports.gouv.fr/pratiques-sportives/sport-sante-bien-etre/Plan-national-sport-sante-et-bien-etre/](http://www.sports.gouv.fr/pratiques-sportives/sport-sante-bien-etre/Plan-national-sport-sante-et-bien-etre/)

<sup>14</sup> PAP2021, Programme 219: Sport

[www.budget.gouv.fr/documentation/documents-budgetaires/exercice-2021/projet-de-loi-de-finances/budget-general/sport-jeunesse-et-vie-assocative](http://www.budget.gouv.fr/documentation/documents-budgetaires/exercice-2021/projet-de-loi-de-finances/budget-general/sport-jeunesse-et-vie-assocative)

<sup>15</sup> Les 115 fédérations sportives et 23 groupements nationaux



図表-3-4 CNOSF が認定した 115 のスポーツ連盟、及び 23 の全国的なスポーツ関連団体<sup>16</sup>

- CNOSF : (Comité national olympique et sportif français) : フランス国家オリンピック委員会
  - ↳ スポーツ連盟 (115 団体)
    - ↳ 単一のスポーツ競技の連盟 (88 団体)
      - ↳ 国家代表のスポーツ競技の連盟 (76 団体)
        - ↳ 競技が高水準と認定されたスポーツ連盟 (57 団体)
          - ↳ オリンピック競技のスポーツ連盟 (36 団体)
          - ↳ 一種目以上が高水準と認定された非オリンピック競技のスポーツ連盟 (21 団体)
        - ↳ 競技が高水準と認定されていないスポーツ連盟 (19 団体)
      - ↳ 国家代表でないスポーツ競技の連盟 (12 団体)
      - ↳ パラリンピックスポーツ連盟 (2 団体) ※「高水準と認定された競技の連盟」でもある
      - ↳ 複数のスポーツ競技の連盟 (25 団体)
    - ↳ 全国的なスポーツ関連団体 (23 団体)

スポーツ連盟の認定のカテゴリは、三つの段階 (niveau) で決定される<sup>17</sup>。

一つ目の段階は認定 (agrément) である。認定はスポーツ担当大臣が行い、認定には、スポーツ法典第 L131-8 条に基づき、当該スポーツ連盟の活動が公益に資するとスポーツ所管省が認められた場合に行われる。認定は初回限りであり取消しされない限り期限はない。スポーツ所管省からの認定は当該スポーツ連盟が国の補助金の交付を受ける前提とされるが、認定されれば必ず交付されるわけではない。

二つ目の段階は認可 (délégation) であり、スポーツ法典第 L 131.14 条に基づく「国家代表としてのスポーツ競技の連盟」としての組織体制を有するかが認可のポイントとなる。認可を受けたいスポーツ連盟はスポーツ所管省に認可申請を提出して審査を受ける。審査では当該競技種目のフランス代表チームとしての資質が追求され、組織、ガバナンス、財務、倫理面等あらゆる側面が検討される。認可を受ければ当該種目のスポーツ連盟として活動する権利が得られるいっぽうで、ガバナンス規定等の義務を負う。認可期限はオリパラのサイクルに合わせて 4 年間とされており、4 年毎に認可のための再申請を要する。認可されたスポーツ連盟もまた、国の補助金の交付が約束されているわけではない。

三番目の段階は競技又は種目が高水準であることの認証 (reconnaissance) である。認証を受けたいスポーツ連盟は、スポーツ所管省の CNS (Conseil national du sport ; 国家スポーツ諮問委員会) に置かれた CHSN (Commission du sport de haut niveau ; 高水準スポーツ委員会) に認証申請を提出することができる。認証審査の対象となるのはスポーツ連盟が取り扱う競技種目であり、競技種目の成績が国家代表にふさわしい水準であるかが認証のポイントとなる。認証されたスポーツ連盟は「競技が高水準と認定されたスポーツ連盟」とカテゴリー化され、その旨を公告するアレテ (大臣令) が発出される。認証期限もまたオリパラのサイクルに合わ

[www.sports.gouv.fr/les-115-federations-sportives-et-23-groupements-nationaux-530](http://www.sports.gouv.fr/les-115-federations-sportives-et-23-groupements-nationaux-530)

<sup>16</sup> Le sport de haut niveau: Principaux acteurs

[www.sports.gouv.fr/principaux-acteurs-520](http://www.sports.gouv.fr/principaux-acteurs-520)

<sup>17</sup> Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports (2015) La reconnaissance des sports cérébraux par le ministère chargé des sports, [www.vie-publique.fr/rapport/36829-la-reconnaissance-des-sports-cerebraux-par-le-ministere-charge-des-sport#book\\_sommaire](http://www.vie-publique.fr/rapport/36829-la-reconnaissance-des-sports-cerebraux-par-le-ministere-charge-des-sport#book_sommaire)

せて4年間とされており、4年毎に認証のための再申請を要する。認証されたスポーツ連盟は、国からの補助金の直接又は間接的な交付を全国レベルで受けることができる。

図表-3-5 オリンピック競技のスポーツ連盟：36 団体

スポーツ	連盟の略称
Athlétisme (陸上)	ASLE
Aviron (ボート)	FFA
Badminton (バドミントン)	FFBAD
Baseball, softball (野球, ソフトボール)	FFBS
Basket-ball (バスケットボール)	FFBB
Boxe (ボクシング)	FFBOXE
Canoë-kayak et sports de pagaie (カヌーカヤック, バドルスポーツ)	FFCK
Cyclisme (自転車競技)	FFC
Équitation (馬術)	FFE (FF d'équitation)
Escrime (フェンシング)	FFE (FF d'escrime)
Football (サッカー)	FFF
Sports de glace (氷上スポーツ)	FFSG
Golf (ゴルフ)	FFGOLF
Gymnastique (体操)	FFGym
Haltérophilie, musculation (パワーリフティング, ボディービル)	FFHM
Handball (ハンドボール)	FFHB
Hockey (ホッケー)	FFH
Hockey sur glace (アイスホッケー)	FFHG
Judo-jujitsu (柔道, 柔術) 及び関連種目	FFJDA
Karaté (空手)	FFK
Lutte (レスリング) 及び関連種目	FFLDA
Lmontagne et de l'escalade (山岳クライミング)	FFME
Natation (水泳)	FFN
Pentathlon moderne (近代五種)	FFPM
Roller et skateboard (ローラースポーツ)	FFRS
Rugby (15人制ラグビー)	FFR
Ski (スキー)	FFS
Surf (サーフィン)	FFSurf
Taekwondo (テコンドー) 及び関連種目	FFTDA
Tennis (テニス)	FFT
Tennis de table (卓球)	FFTT
Tir (射撃)	FFTIR
Tir à l'arc (アーチェリー)	FFTA
Triathlon (トライアスロン) 及び周辺種目	FFTRI
Voile (セーリング)	FFV
Volley (バレーボール)	FFVB

図表-3-6 一種目以上が高水準と認定された非オリンピック競技のスポーツ連盟：21 団体

スポーツ	連盟の略称
Aéronautique (航空スポーツ)	FFA (FF Aéronautique)
Billard (ビリヤード)	FFB
Bowling et sport de quilles (ボウリング, スキットルズ)	FFBSQ
Course d'orientation (オリエンテーリング)	FFCO
Danse (ダンス)	FFD
Études et sports sous marins (海中スポーツ)	FFESSM
Football américain (アメリカンフットボール)	FFFA
Force (パワーリフティング)	FFFORCE
Motocyclisme (自動二輪車競技)	FFM

### 第3章 フランス

スポーツ	連盟の略称
Parachutisme (スカイダイビング)	FFP
Pelote basque (バスク・ペロタ)	FFPB
Pétanque et jeu provençal (ペタンク, プロヴァンスルゲーム)	FFPJ
Rugby à XIII (13人制ラグビー)	FFR XIII
Sauvetage et secourisme (救急救命)	FFSS
Savate, boxe française et disciplines associées (サバット, フレンチボクシング)	FFSAVATE
Ski nautique et wakeboard (水上スキー, ウェイクボード)	FFSNW
Sport automobile (四輪自動車競技)	FFSA
Sport boules (ボウリング)	FFSB
Squash (スカッシュ)	FFSQUASH
Vol en plan (グライダー)	FFVP
Vol libre (ハンググライダー, パラグライダー, 凧揚げ, カイトボード, ブーメラン)	FFVL

図表-3-7 競技が高水準と認定されていないスポーツ連盟：19団体

スポーツ	連盟の略称
aéromodélisme (模型飛行機)	FFAM
aérostation (気球)	FFA (FF d'aérostation)
ball trap (ボールトラップ射撃)	FFBT
char à voile (ランドセーリング)	FFCV
course camarguaise (カマルグ式闘牛)	FFCC
cyclotourisme (サイクリング)	FFVELO
flying disc (フライングディスク)	FFFD
hélicoptère (ヘリコプター)	FFH (FF d'hélicoptère)
joute et sauvetage nautique (水上一騎打ち・海難救助)	FFJSN
kick boxing, muay thai (キックボクシング, ムエタイ) 及び関連種目	FFKMDA
longue paume (ロングポーム/野外リアルテニス)	FFLP
motonautique (プレジャーボート, ジェットスキー)	FFM (FF de motonautique)
pêches sportives (スポーツフィッシング)	FFPS
planeur ultra léger motorisé (超軽量電動トライク)	FFPLUM
polo (ポロ)	FFP (FF de polo)
randonnée pédestre (ハイキング)	FFRandonnée
péléologie (洞窟探検)	FFS (FF de spéléologie)
sports de traîneau, de ski/MTB joëring et de canicross (犬ぞり)	FFST
twirling bâton (バトントワリング)	FFSTB

図表-3-8 国家代表でないスポーツ競技連盟 12団体

スポーツ	連盟の略称
aïkido, d'aïkibudo et affinitaires (合気道)	FFAAA
aïkido et de budo (合気道-フランス合気会)	FFAB
jeu de ball au tambourin (タンプレリ)	FFJBT
ballon au poing (バロン・オ・ポワン)	FFBP
course landaise (バスク式闘牛)	FFCL
double dutch (ダブルダッチ)	FFDD
échecs (チェス)	FFE (FF des échecs)
javelot tir sur cible (ジャベリン射的) <sup>18</sup>	FFJTC
jeu de paume (ジュ・ド・ポーム/屋内リアルテニス)	FFJP
pulka et traîneau à chiens (プルカ, 犬ぞり)	FFPTC
nautique de pêche sportive en apnée (フリーダイビング)	FNPSA
arts énergétiques et arts martiaux chinois (気功, 中国武術)	FFAEMC

<sup>18</sup> ジャベリン射的は金属の後ろに七面鳥の羽を付けた重いダーツを40cm四方の的に向かって8m離れたところから投げる, フランス, ベルギー, ハンガリーの伝統的な室内競技。

6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

身体活動（Activités Physiques）は、保健予防医療省のウェブサイトでは、「特定の数で測定が可能なパラメータ（頻度、期間、強度、練習の種類）によって特徴付けられる行動」とされている<sup>19</sup>。身体活動ガイドラインは、保健予防医療省の5か年計画であるPNNS（Programme National Nutrition Santé；健康のための栄養全国プログラム）の2017～2021年版に合わせて、保健予防医療省の下部機関 Anses（食品環境労働安全庁）が2016年に改訂したものが用いられているところ、2016年に改訂された身体活動ガイドラインは身体活動の定義を、「安静時のレベルを超えてエネルギー消費の増加をもたらす、骨格筋の収縮活動に伴う任意による身体的運動」<sup>20</sup>としている<sup>21</sup>。また公衆衛生法典第D1172-1条は、長期慢性疾患患者や自律神経失調症患者の治療方法の一つとして患者の病状、身体能力、医学的リスクに適合した身体活動を医師が処方することができるとしているところ<sup>22</sup>、同条を改正した「2016年12月30日デクレ第2016-1990号」は、身体活動の定義を「通常の条件下での実践が妨げられる人々の特定のニーズ、能力、又は動機に基づく、日常的な活動、レジャー、スポーツ、体系的な運動、骨格筋の収縮活動による身体的な運動の実践」としている<sup>23</sup>。

いっぽうで、スポーツの定義は国の法律や文書に見当たらない。2015年にスポーツ所管省が公表した文書には、スポーツの定義の不存在からCHSN（高水準スポーツ委員会）が1996年に行ったスポーツの定義づけの試みが紹介されている。これによればCHSNは、フランスの高名な研究者ピエール パレルバ（Pierre Parlebas）が提唱したスポーツの分類方法を参考にして、人間が日常的に行う活動のうちスポーツに当たる活動は他の活動と比較してどのように異なるかについて、次のように整理した<sup>24</sup>。

図表-3-9 パレルバ提唱による分類方法を参考にしたスポーツの定義づけの試み

パレルバ提唱による分類方法	マインドスポーツ（チェス等）	遊びのゲーム（ドッジボール等）	スポーツ（ハンドボール等）	力仕事（庭仕事等）	健康のための運動（リハビリ等）
身体活動		○	○	○	○
規則に基づく	○	○	○		
競争性がある	○	○	○		
組織的に行う	○		○		○

<sup>19</sup> Activité physique et santé

<https://solidarites-sante.gouv.fr/prevention-en-sante/preserver-sa-sante/article/activite-physique-et-sante>

<sup>20</sup> この定義は米国の著名な研究者 Caspersen らによる定義と同じである。

C.J.Caspersen, K.E. Powell, G.M.Christenson (1985) Physical activity, exercise, and physical fitness: definitions and distinctions for health-related research <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/3920711/>

<sup>21</sup> ANSES (2016) Actualisation des repères du PNNS - Révisions des repères relatifs à l'activité physique et à la sédentarité, p.3

[www.anses.fr/fr/content/actualisation-des-rep%C3%A8res-du-pnns-r%C3%A9visions-des-rep%C3%A8res-relatifs-%C3%A0-l%E2%80%99activit%C3%A9-physique-et-%C3%A0](http://www.anses.fr/fr/content/actualisation-des-rep%C3%A8res-du-pnns-r%C3%A9visions-des-rep%C3%A8res-relatifs-%C3%A0-l%E2%80%99activit%C3%A9-physique-et-%C3%A0)

<sup>22</sup> Article L1172-1 du Code de la santé publique

[www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000045293684](http://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000045293684)

<sup>23</sup> Décret n° 2016-1990 du 30 décembre 2016 relatif aux conditions de dispensation de l'activité physique adaptée prescrite par le médecin traitant à des patients atteints d'une affection de longue durée

[www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000033748987](http://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000033748987)

<sup>24</sup> Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports (2015) La reconnaissance des sports cérébraux par le ministère chargé des sports, pp.34-36

### 第3章 フランス

なお、SNSS（全国スポーツ・健康戦略2019-2024）にはスポーツ及び身体活動の定義は示されていないが、p.8に「公的機関の文書で使用されている用語の定義（身体活動、身体及びスポーツ活動、スポーツと健康、適応身体活動）を、スポーツ人口の拡大、スポーツ施設へのアクセスの容易化、スポーツによる文化の牽引を目的として標準化することは適切である」との記載がある。

#### 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

SNSS（全国スポーツ・健康戦略2019-2024）にマインドスポーツ（sports cérébraux / sport de l'esprit）に関する言及はない。

マインドスポーツの国内統括団体には以下がある<sup>25</sup>。

- FFE（Fédération Française des Echecs）：フランスチェス連盟
- FFB（Fédération Française de Bridge）：フランスコントラクトブリッジ連盟
- FFG（Fédération Française de Go）：フランス囲碁連盟
- FFID（Fédération Française de Jeu de Dames）：フランスチェッカー連盟
- FFP（Fédération Française des joueurs de Poker）：フランス競技ポーカー連盟

これらのうち、スポーツ所管省が認定したマインドスポーツの国内統括団体は FFE（フランスチェス連盟）のみである。FFE は国内に約 900 のチェスクラブと 57,570 人の会員を擁し、1999 年以降 IOC に加盟している国際チェス連盟の会員団体である。FFE は 2000 年 1 月にスポーツ所管省から認定を受け、2022 年 5 月 23 日の CNOSF 総会において FFE の団体加入（affiliation）の承認を受け<sup>26</sup>、スポーツ担当大臣からは「国家代表でないスポーツ競技連盟」としての認定を受けている。

これは、2015 年 11 月にスポーツ省が公表した委託研究報告書「スポーツ所管省によるマインドスポーツ団体の認定について」に、結論として、マインドスポーツ団体への公的資金投入は慎重にせざるを得ないが、FFE や FFB（フランスブリッジ連盟）など歴史が長い IF 加盟団体については CNOSF の団体加入の可能性を検討する必要があると記述されていたことを受けてのものである<sup>27</sup>。この背景には、FFE が国民教育省や司法省など複数の省と協定を結んで草の根チェスの振興を長年にわたって行い、政府との信頼関係を構築してきたことがある<sup>28</sup>。

<sup>25</sup> これらの他に象棋（中国将棋）の国内統括団体 XiangQi France があるとされているが、活動実態は不明。

<sup>26</sup> La FFE devient membre du Comité National Olympique et Sportif Français !, 2022.5.24  
<http://echecs.asso.fr/Actu.aspx?Ref=13968>

<sup>27</sup> Ministère de la ville, de la jeunesse et des sports (2015) La reconnaissance des sports cérébraux par le ministère chargé des sports  
[www.vie-publique.fr/rapport/36829-la-reconnaissance-des-sports-cerebraux-par-le-ministere-charge-des-sport](http://www.vie-publique.fr/rapport/36829-la-reconnaissance-des-sports-cerebraux-par-le-ministere-charge-des-sport)

<sup>28</sup> Partenariats FFE et l'état  
<http://echiquierbriochin.fr/partenariats-ffe-federation-francaise-echecs-etat-sports-education-justice-comite-olympique/>  
Ministère de l'Education Nationale et de la Jeunesse, Une nouvelle étape en faveur du renforcement de la place du jeu d'échecs, March 2022  
[www.education.gouv.fr/une-nouvelle-etape-en-faveur-du-renforcement-de-la-place-du-jeu-d-echecs-en-milieu-scolaire-340730](http://www.education.gouv.fr/une-nouvelle-etape-en-faveur-du-renforcement-de-la-place-du-jeu-d-echecs-en-milieu-scolaire-340730)

## 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

## (1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ

SNSS（全国スポーツ・健康戦略 2019-2024）に身体活動を伴う Zwift 等のバーチャルスポーツ（sports virtuels）に関する言及はない。

2019年6月6日、CNOSFとフランスeスポーツ連盟が共同で「スポーツイノベーション」シンポジウムを開催し、バーチャルスポーツの未来について議論した<sup>29</sup>。

2021年11月6日のLe Point誌に、バーチャルスポーツを導入するに当たっての課題や問題点に関する記事が掲載された<sup>30</sup>。

自転車競技のスポーツ連盟であるFFCはZwiftをプラットフォームとしたバーチャル・ツール・ド・フランスに2020年の第1回大会から参加しており、2022年にはフランスで最初の公式競技としてeサイクリング（eCycling）を立ち上げた<sup>31</sup>。また、ボート競技のスポーツ連盟であるFFAはバーチャル空間を活用した屋内トレーニングマシンによる練習プログラムを開発している<sup>32</sup>。

## (2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ

SNSSにeフットボール等身体活動を伴わないバーチャルスポーツに関する言及はない。

## (3) ビデオゲーム

SNSSにビデオゲーム又はeスポーツ（E-Sports）に関する言及はない。

2022年5月29日、政府のCELF（フランス語強化委員会）は政府機関に対しゲーム関係用語にフランス語を用いるよう官報に公示、E-sportsはjeu vidéo de compétitionに置き換えられた<sup>33</sup>。2022年9月には、対戦型ビデオゲームCSGO（Counter-Strike: Global Offensive）の国際大会が2023年3月にパリで開催されることが決定したことを受け、マクロン大統領がツイッターで歓迎を表明した<sup>34</sup>。

なお、スポーツ法典第L333-1条第1文が「スポーツ連盟及び第L331-5条に記載されているスポーツイベントの主催者は、彼らが組織するスポーツイベント又は競技会を利用する権利を有する」と規定していることから、法が仮想世界でのスポーツの実施を制限していないと解釈されているが、eスポーツについて法の規定が現状ないことも事実である。このような状況の中で、国内統括団体であるFrance Esports（フランスeスポーツ連盟）はスポーツ所管省の認可に向けた方策を模索している<sup>35</sup>。

<sup>29</sup> Innovation sport, un 2e colloque très sport !

<https://cnosf.franceolympique.com/cnosf/actus/7843-innovation-sport-un-2e-colloque-trs-esport-.html>

<sup>30</sup> Des sports virtuels bientôt aux Jeux olympiques ?

[www.lepoint.fr/sport/des-sports-virtuels-bientot-aux-jeux-olympiques-11-06-2021-2430582\\_26.php](http://www.lepoint.fr/sport/des-sports-virtuels-bientot-aux-jeux-olympiques-11-06-2021-2430582_26.php)

<sup>31</sup> Coupe de France eCycling [www.ffc.fr/resultats-e-cycling/](http://www.ffc.fr/resultats-e-cycling/)

<sup>32</sup> FFA, aviron indoor <https://www.ffaviron.fr/pratiquer-aviron/pratiques/aviron-indoor>

<sup>33</sup> Journal officiel électronique authentifié n° 0124 du 29/05/2022

[www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=iGc45tbXV4OASht0j8QecbcoFJ3G2IRMCFNkaw3NyRI=](http://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=iGc45tbXV4OASht0j8QecbcoFJ3G2IRMCFNkaw3NyRI=)

<sup>34</sup> Esport : la France passe la vitesse supérieure en accueillant un nouvel événement majeur

[www.lefigaro.fr/sports/autres-sports/esport-la-france-passe-la-vitesse-superieure-en-accueillant-un-nouvel-evenement-majeur-20220912](http://www.lefigaro.fr/sports/autres-sports/esport-la-france-passe-la-vitesse-superieure-en-accueillant-un-nouvel-evenement-majeur-20220912)

<sup>35</sup> E-Sport et streaming, un casse tête quant à la titularité des droits, 2018.3.15

### 第3章 フランス

#### 9. デジタル技術・データ利活用等によるDXの推進状況

フランスではDXをtransformation numérique（デジタル転換）という。

年度の政府予算書であるPAP2021（2021年年次業績計画書）のスポーツ分野においては「再起動（Relance）」施策として2021年から2022年にかけて122百万ユーロ（約172億円）が新規に予算化され、うち9百万ユーロ（約13億円）がDX予算に割り当てられた<sup>36</sup>。

スポーツ分野のDX予算は、ANS（全国スポーツ機構）がスポーツ連盟からの申請に基づいて2021年から2024年にかけてDX推進補助金として配分する<sup>37</sup>。これは、スポーツ連盟の68%がコロナ渦を受けてデジタル化（perception du numérique）に対する認識が変わり、75%以上がデジタル化のための財政支援を必要とするという調査結果から実施されたもので、具体的にはウェビナーの開催、スポーツ連盟の傘下にある地域スポーツクラブのインタラクティブマップの開発<sup>38</sup>、地域スポーツクラブの外部コミュニケーションツールの開発等が含まれる<sup>39</sup>。

---

<http://master-ip-it-leblog.fr/e-sport-et-streaming-un-casse-tete-quant-a-la-titularite-des-droits/>

<sup>36</sup> PAP2021 programme 219 Sports

[www.budget.gouv.fr/documentation/documents-budgetaires/exercice-2021/projet-de-loi-de-finances/budget-general/sport-jeunesse-et-vie-associative](http://www.budget.gouv.fr/documentation/documents-budgetaires/exercice-2021/projet-de-loi-de-finances/budget-general/sport-jeunesse-et-vie-associative)

<sup>37</sup> Transformation numérique du sport

[www.economie.gouv.fr/plan-de-relance/mesures/transformation-numerique-du-sport](http://www.economie.gouv.fr/plan-de-relance/mesures/transformation-numerique-du-sport)

<sup>38</sup> Mon Club près de chez moi <https://monclubpresdechezmoi.com/>

<sup>39</sup> CNOSF（2021）Rapport Annuel 2021, p.20

[https://cnosf.franceolympique.com/cnosf/fichiers/File/AG/rapport-annuel\\_cnosf\\_2021.pdf](https://cnosf.franceolympique.com/cnosf/fichiers/File/AG/rapport-annuel_cnosf_2021.pdf)

10. 参考文献

【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2021）諸外国におけるスポーツ政策の科学的エビデンス及び評価指標に関する調査研究, 第2章 フランス
- 自治体国際化協会（2010）フランスにおける地域振興とアソシアシオン

【外国語文献】

- Ministère des Solidarités et de la Santé, Ministère des Sports（2019）Stratégie Nationale Sport Santé 2019-2024
- Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports（2015）La reconnaissance des sports cérébraux par le ministère chargé des sports
- CNOSF（2021）Rapport Annuel 2021
- IGÉSR（2022）Les fédérations sportives et leurs structures déconcentrées : examen de leur activité durant la crise sanitaire
- INJEP（2020）Les chiffres clés du sport 2020
- ANSES（2016）Actualisation des repères du PNNS - Révisions des repères relatifs à l'activité physique et à la sédentarité
- ANS（2022）Étude sur l'évolution des attentes et besoins des acteurs du sport: Une ambition commune pour le sport de demain
- Thierry Zintz, Daniel Vaillieu（2008）La gouvernance des fédérations sportives: Proposition d'un cadre d'analyse et d'action, Revue française de gestion 2008/7 (n° 187), pp.15-34



This Page Intentionally Left Blank

第4章 ノルウェー<sup>1</sup>

## 1. 概要

ノルウェーにおけるスポーツ政策は、文化平等省（KUD）の市民社会スポーツ局が所管し、文化平等省が国内オリンピック委員会である NIF（ノルウェースポーツ連盟及びオリンピック・パラリンピック委員会）に運営費及び国内のスポーツ振興のための補助金を交付し、NIF が中央競技団体 55 団体に補助金を再交付する。

身体活動の定義は保健福祉省が規定している。

スポーツに関する行政計画は大まかなものしか策定されておらず、「マインドスポーツ」や「バーチャルスポーツ」に関する記述はない。

スポーツ行政の大部分はノルウェースポーツの司令塔と位置付けられている NIF が担っている。NIF が中央競技団体に認定するにあたってのスポーツの定義は NIF 法に規定され、「競争、トレーニングおよび/または運動の性質を持つ身体活動であること」とされている。NIF はノルウェーチェス連盟が中央競技団体の加盟申請を行った際にもチェスが身体活動に当たらないとして加盟を認めなかった。また、e スポーツの国内統括団体である NESF（ノルウェー e スポーツ協会）は 2021 年に NIF の中央競技団体加盟申請を行ったが、NIF スポーツ理事会は加盟認定の判断の判断に至らず 2023 年に再審議するとしている。

ノルウェーにはデジタルイゼーション庁が置かれているが、スポーツ行政分野で推進されているデジタル化プロジェクトの性質はデジタルイゼーションである。

## 2. 関係機関

スポーツ政策を所管する中央行政機関は、文化平等省（KUD）の市民社会スポーツ局である。文化平等省はノルウェーの国内オリンピック委員会（NOC）である NIF（Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité；ノルウェースポーツ連盟及びオリンピック・パラリンピック委員会）に運営費及び国内のスポーツ振興のための補助金を交付する<sup>2</sup>。

NIF は NIF 法（NIFs lov）を根拠とする非営利団体（Ideelle organisasjon）であり<sup>3</sup>、非営利団体としてはノルウェー国教会に次ぐ規模の団体である。また、国に登録されたスポーツの任意団体（Frivillighetsregisteret）であり<sup>4</sup>、ノルウェースポーツの司令塔として、文化平等省から交付される補助金の再交付機能を担っている。

NIF の運営はスポーツ理事会（Idrettsstyret）が司り、理事長を含む 16 名の理事は職員代表 2 名、選手代表 2 名、IOC 代表 1 名を含み、3 年毎に改選される。スポーツ理事会には 9 つの委員会（komiteer）が置かれ、NIF 法及び諸規定の改正は法務委員会（Lovutvalg）による審議を経て

<sup>1</sup> 本章においてノルウェーの通貨を表す際には、クローネ 又は NOK. を用いる。

参考までに、2022 年における対円年平均為替レートは、1 クローネ = 13.66 円である。

<sup>2</sup> Tilskudd til Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité (NIF)

[www.regjeringen.no/no/dep/kud/tilskudd/Tilskudd-til-Norges-idrettsforbund-og-olympiske-og-paralympiske-komite-NIF/id764865/](http://www.regjeringen.no/no/dep/kud/tilskudd/Tilskudd-til-Norges-idrettsforbund-og-olympiske-og-paralympiske-komite-NIF/id764865/)

<sup>3</sup> Lov for Norges Idrettsforbund og Olympiske og Paralympiske Komité

[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/)

<sup>4</sup> Tilskuddsmottakere <https://tilskudd.dfo.no/mottaker/947975072>

## 第4章 ノルウェー

理事による3分の2又は4分の3以上の賛成票により決議される<sup>5</sup>。スポーツ理事会は中央競技団体（Særforbund；「特別団体」を意味する）の認定を行う。

全国に11の地域スポーツ管区団体（Idrettskretser）が置かれており、328のスポーツ団体（Idrettsråd）に9,454のスポーツチーム（Idrettslag）が会員として所属している<sup>6</sup>。

NIFの最高意思決定機関は2年に一度開催されるスポーツ評議会（Idrettstinget）であり、スポーツ理事会の16名、地域スポーツ管区団体の代表75名、中央競技団体の代表75名、アスリート代表3名から構成される<sup>7</sup>。

予防保健上の身体活動（Fysisk aktivitet）の振興政策は保健福祉省（HOD）が所管する。

デジタル化政策はデジタルライゼーション庁（Digitaliseringsdirektoratet）が所管する。

図表-4-1 スポーツ及び身体活動を所管する機関・団体

<p>【国の機関】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 文化平等省（KUD: Kultur- og likestillingsdepartementet）<ul style="list-style-type: none"><li>↳ 市民社会スポーツ局（Avdeling for sivilsamfunn og idrett）</li><li>↳ S11 課：スポーツ課</li></ul></li><li>• 保健福祉省（HOD； Helse- og omsorgsdepartementet）<ul style="list-style-type: none"><li>↳ 保健局（Helsedirektoratet）</li><li>↳ (運営) Helsenorge：保健情報サービス</li><li>↳ 公衆衛生庁（FHI Folkehelseinstituttet）：</li></ul></li><li>• 地域省（KDD: Kommunal- og distriktsdepartementet）<ul style="list-style-type: none"><li>↳ デジタルライゼーション庁（Digdir: Digitaliseringsdirektoratet）</li><li>↳ デジタルライゼーション委員会（Digitaliseringsrådet）</li></ul></li></ul> <p>【民間団体】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• NIF（Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité） ：ノルウェースポーツ連盟及びオリンピック・パラリンピック委員会<ul style="list-style-type: none"><li>↳ スポーツ評議会（Idrettsting）</li><li>↳ スポーツ理事会（Idrettsstyret）<ul style="list-style-type: none"><li>↳ 委員会（komiteer）</li><li>↳ (所管) 中央競技団体（Særforbund）55 団体</li><li>↳ (所管) 地域スポーツ管区団体（Idrettskretser）11 団体<ul style="list-style-type: none"><li>↳ (所管) スポーツ団体（Idrettsråd）328 団体<ul style="list-style-type: none"><li>↳ (所管) スポーツチーム（Idrettslag）9,454 チーム</li></ul></li></ul></li><li>↳ NIF Digital：デジタルチーム</li></ul></li></ul></li></ul>
--

<sup>5</sup> NIFs lov, Veiledning til § 1-5 Endring i NIFs lov  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/kapittel-1-innledende-bestemmelser/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/kapittel-1-innledende-bestemmelser/)

<sup>6</sup> NIF, Idrettsråd [www.idrettsforbundet.no/idrettsrad/](http://www.idrettsforbundet.no/idrettsrad/)

<sup>7</sup> NIFs lov § 3-2. Representasjon  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/kapittel-3-idrettstinget/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/kapittel-3-idrettstinget/)

## 3. 関係法令

スポーツに関する法令は NIF 法 (NIFs lov) であり、最新改正施行日は 2021 年 1 月 1 日である。NIF 法の構成は次のとおり。

第 1 章	予備規定 (§ 1-1~§ 1-8)
第 2 章	組織全体の共通規定 (§ 2-1~§ 2-19)
第 3 章	スポーツ評議会 (§ 3-1~§ 3-6)
第 4 章	スポーツ理事会等 (§ 4-1~§ 4-6)
第 5 章	地域スポーツ管区団体 (§ 5-1~§ 5-11)
第 6 章	中央競技団体 (§ 6-1~§ 6-6)
第 7 章	中央競技団体の合併等 (§ 7-1~§ 7-3)
第 8 章	スポーツ団体 (§ 8-1~§ 8-4)
第 9 章	(削除)
第 10 章	スポーツチーム (§ 10-1~§ 10-7)
第 11 章	中央競技団体の規定及び罰則適用による一般的な懲戒処分 (§ 11.1~§ 11-20-3)
第 12 章	アンチドーピング規則 (§ 12-1)
第 13 章	スポーツの組織的な連携とビジネス間の合意及び協力 (§ 13-1~§ 13-4)
第 14 章	スポーツビジネスにおける権利の規定 (§ 14-1~§ 14-6)

なお、NIF 法に基づいた規則には、「スポーツ理事会理事に関する規則」<sup>8</sup>、「子どものスポーツに関する規則」<sup>9</sup>、「NIF 会員登録に関する規則」<sup>10</sup>、「NIF 会員の会員情報の届出に関する規則」<sup>11</sup>、「NIF 懲戒委員会実施規則」<sup>12</sup>がある。

## 4. スポーツに関する行政計画

スポーツを所管する文化平等省は、「スポーツ政策 (Idrettspolitikken)」と題するページに国のスポーツ政策方針を示している。このページでは、国営宝くじ基金の運用益のスポーツに対する配分、スポーツ施設の設置支援、スポーツ団体や地域スポーツに対する支援、NIF に交付する補助金、地域のスポーツチームに対する支援、国際的な協調について政府の役割と方針が簡潔に示されているのみである<sup>13</sup>。

NIF は、2007 年以降概ね 4 年毎に「スポーツ政策文書 (Idrettspolitisk dokument)」を策定している。現行の「スポーツ政策文書」は 2019 年から 2023 年を計画期間とした「スポーツの可能性 (Idretten vill!)」である<sup>14</sup>。同文書には NIF が国民の身体活動の増加に積極的に取り組むことが示され、① 生涯にわたるスポーツ、② より良いスポーツチームづくり、③ スポーツ施設の

<sup>8</sup> Delegasjonsreglement for Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/regelverk/delegasjonsreglement/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/regelverk/delegasjonsreglement/)

<sup>9</sup> Bestemmelser om barneidrett  
[www.idrettsforbundet.no/tema/barneidrett/bestemmelser-om-barneidrett/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/barneidrett/bestemmelser-om-barneidrett/)

<sup>10</sup> Forskrift om idrettens medlems- og organisasjonsregister  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/regelverk/forskrift-om-idrettens-medlems--og-organisasjonsregister/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/regelverk/forskrift-om-idrettens-medlems--og-organisasjonsregister/)

<sup>11</sup> Utfyllende regler for registrering av medlemsopplysninger og rapportering til NIF  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/regelverk/utfyllende-regler-for-registrering-av-medlemsopplysninger-og-rapportering-til-nif/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/regelverk/utfyllende-regler-for-registrering-av-medlemsopplysninger-og-rapportering-til-nif/)

<sup>12</sup> Saksbehandlingsregler for NIFs påtalenemnd  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/ovrig-regelverk/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/ovrig-regelverk/)

<sup>13</sup> Kultur- og likestillingsdepartementet, Idrettspolitikken, 24.08.2021  
[www.regjeringen.no/no/tema/kultur-idrett-og-frivillighet/innsiktsartikler/idrett/id2001187/](http://www.regjeringen.no/no/tema/kultur-idrett-og-frivillighet/innsiktsartikler/idrett/id2001187/)

<sup>14</sup> NIF, Langtidsplan for norsk idrett  
[www.idrettsforbundet.no/om-nif/langtidsplan-for-norsk-idrett/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/langtidsplan-for-norsk-idrett/)

## 第4章 ノルウェー

充実化、④ より良いトップスポーツ の 4 課題に対して数値目標の設定がない目標を複数設定している。

### 5. 中央競技団体のスポーツ

ノルウェーの中央競技団体（Særforbund）は 55 団体が認定されている。認定基準は NIF 法（NIFs lov）及び「NIF 会員登録に関する規則」に規定されており、NIF 法の第 1-2 条第 1 項には、スポーツの定義が次のように規定されている。

#### 第 1-2 条（目的）

- (1) NIF は、すべての人々が不当または不当な差別を受けることなく、その希望とニーズに基づいてスポーツを実践する機会が与えられるように努める。スポーツとは、次の条件を満たす活動を意味する。
- a) 競争、トレーニングおよび/または運動の性質を持つ身体活動であること
  - b) その活動が、承認された規則に従って競争的な活動として測定可能であること
  - c) その活動が、ノルウェーにおいてスポーツ活動を展開する上で倫理的な規範を満たしていること

55 の中央競技団体には国の補助金が例外なく再配分されているが、これらの中に「マインドスポーツ」又は「バーチャルスポーツ」の統括団体はない。

図表－4-2 中央競技団体（Særforbund）55 団体が所管するスポーツ<sup>15</sup>

中央競技団体（Særforbund）	スポーツ	2021 年補助金額 単位：NOK <sup>16</sup>
Norges Ake-, Bob- og Skeletonforbund	リュージュ、ボブスレー、スケルトン	2,470,770
Norges Amerikanske Idretters Forbund	アメリカンスポーツ	10,187,566
Norges Badmintonforbund	バドミントン	6,802,261
Norges Bandyforbund	バンディ	17,289,493
Norges Basketballforbund	バスケットボール	10,485,640
Norges Bedriftsidrettsforbund	ビジネススポーツ	9,912,899
Norges Biljardforbund	ビリヤード	3,031,301
Norges Bokseforbund	ボクシング	6,075,787
Norges Bordtennisforbund	卓球	10,149,525
Norges Bowlingforbund	ボウリング	3,625,473
Norges Brettforbund	スノーボード、スケートボード、サーフィン	9,182,040
Norges Bryteforbund	レスリング	11,200,168
Norges Bueskytterforbund	アーチェリー	5,300,233
Norges Castingforbund	スポーツフィッシング	1,865,537
Norges Cricketforbund	クリケット	3,942,230
Norges Curlingforbund	カーリング	7,102,322
Norges Cykleforbund	自転車	14,673,587
Norges Danseforbund	ダンス	11,770,295
Norges Dykkeforbund	ダイビング、水中スポーツ	5,854,640
Norges Fekteforbund	フェンシング	3,104,656
Norges Fleridrettsforbund	マルチスポーツ	8,826,970
Norges Fotballforbund	サッカー	64,564,094
Norges Friidrettsforbund	陸上	27,571,464
Norges Functional Fitnessforbund	ファンクショナル・フィットネス	1,980,206

<sup>15</sup>

<sup>16</sup> NIF（2021）Årsrapport 2021, p.130 Samlet Tilskudd Særforbund  
www.idrettsforbundet.no/om-nif/rapporter/

中央競技団体 (Særforbund)	スポーツ	2021 年補助金額 単位：NOK <sup>16</sup>
Norges Golf forbund	ゴルフ	14,790,228
Norges Gymnastikk og Turn forbund	体操	22,044,944
Norges Hundekjørerforbund	犬ぞり	4,865,717
Norges Håndballforbund	ハンドボール	44,175,254
Norges Ishockeyforbund	アイスホッケー	15,382,966
Norges Judoforbund	柔道	5,453,114
Norges Kampsportforbund	中国武術	21,249,343
Norges Kickboxingforbund	キックボクシング	5,111,042
Norges Klatreforbund	スポーツクライミング	8,959,232
Norges Luftsportforbund	エアスポーツ	9,243,331
Norges Motorsportforbund	自動二輪車競技	13,505,222
Norges Orienteringsforbund	オリエンテーリング	11,708,579
Norges Padleforbund	カヌー	9,755,605
Norges Roforbund	ボート	10,990,858
Norges Rugbyforbund	15 人制ラグビー	3,129,855
Norges Rytterforbund	馬術	15,343,753
Norges Seilforbund	セーリング	12,310,109
Norges Skiforbund	スキー	55,209,945
Norges Skiskytterforbund	バイアスロン	12,424,037
Norges Skytterforbund	射撃	16,298,511
Norges Skøyteforbund	スケート	9,770,827
Norges Softball og Baseball Forbund	ソフトボール, 野球	1,842,379
Norges Squashforbund	スカッシュ	3,226,017
Norges Studentidrettsforbund	学生スポーツ	7,308,423
Norges Styrkeløftforbund	パワーリフティング	4,381,763
Norges Svømmeforbund	水泳	24,588,020
Norges Tennisforbund	テニス	9,692,236
Norges Triatlonforbund	トライアスロン	7,454,489
Norges Vannski- og Wakeboard Forbund	スキー, ウェイクボード	3,001,899
Norges Vektløfterforbund	ウエイトリフティング	3,751,501
Norges Volleyballforbund	バレーボール	14,656,482
55 団体合計		658,594,838

#### 6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

保健福祉省保健局 (Helsedirektoratet) は、身体活動 (Fysisk aktivitet) の定義を、「安静時のレベルを超えてエネルギー消費の増加をもたらす、骨格筋の収縮活動に伴う任意による身体的運動」としている<sup>17</sup>。

#### 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

文化平等省による「スポーツ政策 (Idrettspolitikken)」及び「スポーツ政策文書 (Idrettspolitisk dokument)」にマインドスポーツに関する記述はない。

NIF が加盟認定した中央競技団体にマインドスポーツの統括団体はない。チェスの中央競技団体であるノルウェーチェス連盟 (Norges Sjakkforbund) は 1982 年に NIF に中央競技団体の加盟申請を行ったが、NIF 法務委員会はチェスが NIF 法 (NIFs lov) 第 1-2 条の「身体活動

<sup>17</sup> HelseNorge, Anbefalinger om fysisk aktivitet til voksne og eldre  
[www.helsenorge.no/trening-og-fysisk-aktivitet/rad-om-fysisk-aktivitet/#hva-er-fysisk-aktivitet](http://www.helsenorge.no/trening-og-fysisk-aktivitet/rad-om-fysisk-aktivitet/#hva-er-fysisk-aktivitet)

## 第4章 ノルウェー

(konkurransesaktivitet)」に当たらないとして NIF 理事会に加盟拒否を勧告し、NIF 理事会はノルウェーチェス連盟が NIF 法第 1-2 条の規定を満たしていないと決議した<sup>18</sup>。

なお、ノルウェーマインドスポーツ協会 (Norsk Tankesportforbund) には以下のマインドスポーツ統括団体が加盟している。

- ノルウェーコントラクトブリッジ協会 (Norsk Bridgeforbund)
- ノルウェーチェス連盟 (Norges Sjakkforbund)
- ノルウェーバックギャモン協会 (Norges Backgammonforbund)
- ノルウェーオセロ協会 (Norges Othelloforbund)
- ノルウェー通信チェス協会 (Norges Postsjakkforbund)
- ノルウェー囲碁協会 (Go i Norge)
- ノルウェー競技ポーカー協会 (Norsk Poker Forbund)

### 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

#### (1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ

文化平等省による「スポーツ政策 (Idrettspolitikken)」及び「スポーツ政策文書 (Idrettspolitisk dokument)」に Zwift のような身体活動を伴うバーチャルスポーツに関する記述はない。

自転車競技の中央競技団体である NCF (Norges Cykleforbund) は、2020 年 3 月 9 日の総会において e スポーツ委員会 (utvalg for E-sport) を団体内に設置することを決議した。NCF は自転車競技における e スポーツは自宅等でローラー台を用いてバーチャル競技を行うことと定義し、zwift の使用を前提としている<sup>19</sup>。

ボート競技の中央競技団体である NR (Norges Roforbund) は 1950 年代からインドアローイング (マシンローイング) を競技に取り入れており、近年は Concept 2 を採用しており、他社品である Oartec, RowPerfect3 Dynamic, WaterRower, Technogym, Hydrow にも注目している<sup>20</sup>。

#### (2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ

文化平等省による「スポーツ政策 (Idrettspolitikken)」及び「スポーツ政策文書 (Idrettspolitisk dokument)」に e フットボールのような身体活動を伴わないバーチャルスポーツに関する記述はない。

#### (3) ビデオゲーム

e スポーツ国内統括団体の NESF (ノルウェー e スポーツ協会) は 2021 年に NIF の中央競技団体加盟申請を行ったが、NIF スポーツ理事会は加盟認定の判断の判断に至らず 2023 年に再審議するとしている。

<sup>18</sup> NIFs lov, Veiledning til § 1-2 Formål  
[www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/kapittel-1-innledende-bestemmelser/](http://www.idrettsforbundet.no/tema/juss/nifs-lov/kapittel-1-innledende-bestemmelser/)

<sup>19</sup> Norges Cykleforbund, E-Sport  
<https://sykling.no/e-sport/>

<sup>20</sup> Norges Roforbund, Innendørsroing  
[www.roing.no/roing/rosport/innendørsroing](http://www.roing.no/roing/rosport/innendørsroing)

経緯は次の通りである。2021年1月27日、NESFがNIFに中央競技団体の認定申請書を提出し<sup>21</sup>、同申請は2021年2月9日のNIFスポーツ理事会第19回理事会の議案第161号において諮られた。理事会では、認定にはNIF法第6-3条に基づく特別な審査を要すること、同法第1-2条の定義の改正を要すること、次回理事会においてスポーツにおけるeスポーツの在り方について議論することが確認された<sup>22</sup>。その後2021年3月16日のNIFスポーツ理事会第20回理事会では、議案第154号においてNESFの活動内容をワーキンググループが検討することが確認され<sup>23</sup>、2021年3月23日のNIFスポーツ理事会第21回理事会では議案第191号においてNESFの認定申請のフォローアップが行われ、①他の認定中央競技団体がeスポーツを競技として取り扱う意向があるか調査すること、②次回理事会においてNESFの認定申請について最終決定を行うこと、が確認された<sup>24</sup>。2021年4月13日のNIFスポーツ理事会第22回理事会では、議案第198号においてNESFの認定申請が審議され、理事会にNESFの中央競技団体認定を検討するための臨時委員会を新たに設置し、臨時委員会がNESFに対して以下の懸案事項について説明を求め、2021年秋を目途に解決を図ることが確認され、2021年秋までに解決できなかった場合は2023年度開催の理事会に議論を持ち越すことが確認された<sup>25</sup>。

- NESFが監督するeスポーツの種類、支部
- 各ゲームの著作権、eスポーツ市場、テレビ及びインターネットメディアの権利に対する規制への対応
- NESFがeスポーツの商業プロバイダとの協力関係や競技プラットフォームをどのように想定しているか
- eスポーツ競技参加者の年齢制限の規定及び運用方法
- NESFとeスポーツ国際競技連盟(IF)との現在及び今後の関係

2021年9月13日、2021年度NIFスポーツ理事会第3回理事会の議案第26号において、臨時委員会が懸案事項をすべて解決できなかったために臨時委員会を解散すること、NESFは2023年度に再申請できること、NIFスポーツ理事会が再申請に備えておくことが確認された<sup>26</sup>。

<sup>21</sup> Idrettstinget 2021 innkomne forslag – Andre, Søknad om nytt Særforbund  
[www.idrettsforbundet.no/contentassets/549bd1927d3b41899ef7cc9454a0204b/idrettsting-2021-innkomne-forslag---andre---samledokument.pdf](http://www.idrettsforbundet.no/contentassets/549bd1927d3b41899ef7cc9454a0204b/idrettsting-2021-innkomne-forslag---andre---samledokument.pdf)

<sup>22</sup> Protokoll fra styremøte nr 19 (2019-2021) 9 februar 2021  
[www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/)

<sup>23</sup> Protokoll fra styremøte nr 20 (2019-2021) 16 mars 2021  
[www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/)

<sup>24</sup> Protokoll fra styremøte nr 21 (2019-2021) 23 mars 2021  
[www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/)

<sup>25</sup> Protokoll fra styremøte nr 22 (2019-2021) 13-14 april 2021  
[www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/)

<sup>26</sup> Protokoll fra styremøte nr 3 (2021-2023) 13 september 2021  
[www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/idrettsstyret-komiteer-og-utvalg/protokoller-fra-idrettsstyret/)



9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況

デジタルライゼーション庁 (Digitaliseringsdirektoratet) は DX を次のように定義している<sup>27</sup>。

DX は、次のように説明できる。

- 業務におけるタスクの実行方法の変更、より良いサービスの提供、業務の効率化、全く新たなサービスを作成を伴う一連のプロセス
- ユーザーに焦点を当てユーザー体験が変革の核となるもの
- デジタル技術の活用に基づくもの
- 軽微な調整ではなく、抜本的かつ包括的な変更を伴うもの
- あらゆるレベルにおいて業務におけるヒト、プロセス、技術、管理の再設計を伴うもの

スポーツ分野において推進されているデジタル化はデジタルライゼーションとされている。ノルウェースポーツ連盟 (NIF) が策定した「近代化プロジェクト (Moderniseringsprosjektet)」では、6つのサブグループの6番目「シェアドサービスの活用推進 (Økt bruk av fellestjenester)」により提供される「スポーツデジタルシェアドサービス (Idrettens digitale fellestjenester)」がデジタルライゼーションの推進事例に該当する<sup>28</sup>。

これは、国内 11,000 のスポーツ団体が低コストでウェブサイトを構築できるよう、NIF が財政的、技術的な支援を提供するものである<sup>29</sup>。

<sup>27</sup> Digitaliseringsdirektoratet, Digital transformasjon

[www.digdir.no/innovasjon/hva-er-digital-transformasjon/1589](http://www.digdir.no/innovasjon/hva-er-digital-transformasjon/1589)

<sup>28</sup> Idrettens digitale fellestjenester [www.idrettsforbundet.no/digital/](http://www.idrettsforbundet.no/digital/)

<sup>29</sup> NIF tilbyr idrettslag hjemmesideløsning

[www.idrettsforbundet.no/idrettskrets/agder/nyhet/2020/nif-tilbyr-idrettslag-hjemmesideløsning2/](http://www.idrettsforbundet.no/idrettskrets/agder/nyhet/2020/nif-tilbyr-idrettslag-hjemmesideløsning2/)

Presentasjoner fra NIFs styrelederforum på Gardermoen 9. november 2016

[www.idrettsforbundet.no/om-nif/rapporter/](http://www.idrettsforbundet.no/om-nif/rapporter/)

10. 参考文献

【外国語文献】

- NIF (2021) Årsrapport 2021
- Anne Tjønndal (2019) “What's next? Calling beer-drinking a sport?!” : virtual resistance to considering eSport as sport
- Andreas Kulsli Myking (2020) Bør e-sport inn i Norges idrettsforbund?
- Anne Tjønndal, Mads Skauge (2021) Social Innovation and Virtual Sport: A Case of Esports in Norway
- Ledermøte Badminton (2021) Digitalisering av norsk idrett- mål og status

This Page Intentionally Left Blank

第5章 ドイツ<sup>1</sup>

## 1. 概要

ドイツの国内オリンピック委員会である DSOB（ドイツオリンピックスポーツ委員会）は、2018年10月に「電子的スポーツシミュレーション、eゲーミング、“eスポーツ”の位置づけ」を総会で採択し、その後2021年10月「電子スポーツシミュレーション、eゲーミング、“eスポーツ”の位置づけの改定」を公表した。これらの公式文書において DSOB は、いわゆる中央競技団体を認定する際にスポーツを決定づける運動活動の存在、及び、フェアプレー、機会の均等、個人の誠実さ、パートナーシップなどの倫理的価値観の必要性を判断基準とし、いわゆる「eスポーツ」にはこれらが欠けているためにスポーツとは認めず傘下団体がバーチャルスポーツを導入することについては支援する方針を示した。この方針決定は2018年1月に連立政権がeスポーツをスポーツと認めるように支援すると公約した政治的パフォーマンスが背景にあったが、DSOBは2018年10月から2021年10月までの3年間に学術団体や法学者から DSOB の方針を支持するエビデンスを集め、運動活動を伴わないものはスポーツと認めない原則を貫いている。

マインドスポーツについてはチェスの国内統括団体である DSB（ドイツチェス連盟）が DSOB の非オリンピック競技団体に認定されているが、2014年以降は連邦政府補助金の交付対象外とされている。

連邦政府はDXでなくデジタル化と銘打ったプロジェクトに対して支援を行っている。

## 2. 関係機関

## (1) 連邦行政機関

ドイツは16の州からなる連邦国家であるが、スポーツは連邦内務省（BMI）のSP局が所管する。SP局は5課からなる。連邦内務省の下部機関に連邦スポーツ科学研究所（BISp）がある。連邦内務省は、スポーツ団体の独立性と自主性を尊重する代わりに財政についても自助によることを求め、連邦内務省が選定したトップレベルスポーツの振興のみを行う<sup>2</sup>。

中央における予防保健上の身体活動政策は、連邦保健省（BMG）、連邦家族高齢者婦人青少年省（BMFSFJ）、連邦農業省（BMEL）の内局又は外局が関連政策を所管している。

中央におけるデジタル政策は連邦交通デジタルインフラ省（BMVI）が所管している。

<sup>1</sup> 本章においてドイツの通貨を表す際には、ユーロ又は€を用いる。  
参考までに、2022年における対円年平均為替レートは、1ユーロ = 138.04円である。

<sup>2</sup> BMI Lexicon, Sportförderung  
[www.bmi.bund.de/DE/service/lexikon/functions/bmi-lexikon.html?cms\\_lv3=9398330&cms\\_lv2=9391126#doc9398330](http://www.bmi.bund.de/DE/service/lexikon/functions/bmi-lexikon.html?cms_lv3=9398330&cms_lv2=9391126#doc9398330)

図表—5-1 スポーツ政策及び身体活動政策に関する連邦行政機関

<ul style="list-style-type: none"> <li>• BMI (Bundesministeriums des Innern) : 連邦内務省             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Abteilung SP (Sport) : SP 局 (スポーツ)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Referat SP 1 Grundsatz- und Rechtsangelegenheiten) : SP1 課 (政策・法務)</li> <li>↳ Referat SP 2 Internationale Sportangelegenheiten) : SP2 課 (国際スポーツ)</li> <li>↳ Referat SP 3 Sportförderung : Sport der Menschen mit Behinderung) : SP3 課 (国民・障害者スポーツ)</li> <li>↳ Referat SP 4 Sportgroßveranstaltungen : SP4 課 (主要競技大会)</li> <li>↳ Referat SP 5 Dopingbekämpfung : Integrität und Werte im Sport : SP5 課 (アンチドーピング・インテグリティ)</li> </ul> </li> <li>↳ BISp (Bundesinstitut für Sportwissenschaft) : 連邦スポーツ科学研究所                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ (運営) SURF : 国民向けスポーツ情報ポータル</li> <li>↳ (運営) WISS : アスリート向けトレーニング支援ポータル</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• BMG (Bundesministerium für Gesundheit) : 連邦保健省             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ BZgA (Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung) : 連邦保健教育庁</li> <li>↳ RKI (Robert Koch-Institut) : ロベルトコッホ研究所</li> <li>↳ (出資) BVPg (Bundesvereinigung Prävention und Gesundheitsförderung e.V.) : 連邦予防保健協会</li> </ul> </li> <li>• BMFSFJ (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend) : 連邦家族高齢者婦人青少年省             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Abteilung 3 Demografischer Wandel, Ältere Menschen, Wohlfahrtspflege : 第3局 (高齢化対策・高齢者福祉)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Referat 301 Gesundheit, Demenz und Pflegebedürftigkeit im Alter : 301 課 (高齢者ケア・認知症予防)</li> <li>↳ 認知症対策国家計画 (2022) に基づく認知症予防のための日常的な身体活動推進施策を所管</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• BMEL (Bundesministeriums für Ernährung und Landwirtschaft) : 連邦食糧農業省             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ BzFE (Bundeszentrum für Ernährung) : 連邦栄養学センター                 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ (所管) Nationale Aktionplan IN FORM (Deutschlands Initiative für gesunde Ernährung und mehr Bewegung) : 「健康な食生活を送りもっと身体を動かすための国民行動計画」</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• BMVI (Bundesministerium für Verkehr und Digitale Infrastruktur) : 連邦交通デジタルインフラ省             <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ Abteilungen Digital- und Datenpolitik &amp; Digitale Konnektivität : デジタル・データ政策及びデジタル活用局</li> </ul> </li> <li>• BMWK (Bundesministerium für Wirtschaft und Klimaschutz) : 連邦経済エネルギー省</li> </ul>
--

なお、連邦議会 (Bundestag) にはスポーツ委員会 (Sportausschuss) が設置されている<sup>3</sup>。

## (2) DSOB (ドイツオリンピックスポーツ委員会)

DSOB はドイツの国内オリンピック委員会 (NOC) であり、2006 年 5 月 20 日に DSB (ドイツスポーツ協会) と NOK (ドイツオリンピック委員会) を統合して設置された登録社団 (eingetragener Verein) の法人格を有する任意団体である。DSOB はドイツのスポーツの統括団体 (Dachverband) として連邦議会や連邦政府に対するロビー活動を行い、連邦議会には頻繁に参考人招致されている。DSOB は連邦政府から財政支援を受けず、事業収入は傘下団体からの会費収入等で賄われ、完全自律的に運営している<sup>4</sup>。

DSOB の最高意思決定機関は、年に一度開催される総会 (Mitgliederversammlung) である。総会の決議事項は 99 者からなる傘下団体 (Spitzenverbände) による過半数の投票で決定され

<sup>3</sup> Deutscher Bundestag, Sportausschuss [www.bundestag.de/sport](http://www.bundestag.de/sport)

<sup>4</sup> DSOB (2022) Jahresrechnung 2021, p.8, 2.1.2 Wesentliche Einnahmenpositionen [www.dosb.de/ueber-uns/mitgliederversammlung](http://www.dosb.de/ueber-uns/mitgliederversammlung)

る。傘下団体は会員団体 (Mitgliedsorganisationen) ともいい, DSOB が単に団体 (verbänden) というときは会員団体を指す。会員団体には 38 のオリンピック競技団体と 28 の非オリンピック競技団体が含まれ, これらがドイツの中央競技団体に当たる。16 あるドイツの各州には州スポーツ協会 (LSB) が置かれている。特任団体 (VmBA) は教育分野, 警察, 民間企業, 公営企業等のスポーツ協会やスポーツ医学会等の団体や機関からなる。定数 15 名の個人会員も会員団体の数に含まれ, 規約に基づいて総会で投票により選出され, 任期は 4 年である<sup>5</sup>。

これらの会員団体は, 全国約 91,000 のスポーツクラブ (Sportvereinen) に属する約 24 百万人の会員 (Mitgliedschaften) を擁する<sup>6</sup>。約 24 百万人のうち約 23 百万人は州スポーツ協会に属し, オリンピックスポーツの会員数は約 22 百万人である。

図表-5-2 DSOB の組織体系<sup>7</sup>

- DSOB (Deutscher Olympischer Sportbund e.V.): ドイツオリンピックスポーツ委員会
  - ↳ Präsidium: 理事会
  - ↳ Vorstand: 取締役会
    - ↳ Kommissionen: 委員会 (9 委員会)
  - ↳ DSJ (Deutsche Sportjugend): ドイツスポーツユース
  - ↳ Mitgliederversammlung: 総会
    - ↳ Spitzenverbände: 傘下団体/会員団体 (99 者)
      - ↳ Olympische Verbände: オリンピック競技団体 (38 団体)
      - ↳ Nichtolympische Verbände: 非オリンピック競技団体 (28 団体)
      - ↳ LSB (Landessportbünde): 州スポーツ協会 (16 団体)
      - ↳ VmbA (Verbände mit besonderen Aufgaben): 特任団体 (17 団体)
      - ↳ Persönliche Mitglieder: 個人会員 (15 名)
    - ↳ Mitgliedschaften: 会員 (約 24 百万人)
- DOSB-nahe Institutionen: DSOB 関係団体
  - Deutsche Olympische Akademie: ドイツオリンピックアカデミー (DOA)
  - Deutsches Sport & Olympia Museum: ドイツスポーツオリンピック博物館
  - Deutsche Sport Marketing GmbH: ドイツスポーツマーケティング有限会社
  - Deutsche Sportausweis GmbH: ドイツスポーツ ID カード有限会社 (DSA)
  - Stiftung Deutsche Sporthilfe: ドイツスポーツ支援財団
  - Stiftung Deutscher Sport: ドイツスポーツ財団
  - Führungs-Akademie des DSOB e.V.: DSOB マネジメントアカデミー有限会社
  - Trainerakademie Köln des DOSB e.V.: ケルン DSOB トレーナーアカデミー有限会社
  - IAT / FES e. V.
    - ↳ IAT (Institut für Angewandte Trainingswissenschaft): 応用トレーニング科学研究所
    - ↳ FES (Institut für Forschung und Entwicklung von Sportgeräten): DSOB スポーツ用具 R&D 研究所
  - Olympiastützpunkte: オリンピックベース: 全国 13 か所
  - DOSB New Media GmbH: DSOB ニューメディア有限会社

<sup>5</sup> DSOB, Spitzenverbände [www.dosb.de/ueber-uns/mitgliedsorganisationen/spitzenverbaende](http://www.dosb.de/ueber-uns/mitgliedsorganisationen/spitzenverbaende)

<sup>6</sup> BMI, Sport [www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/sport-node.html](http://www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/sport-node.html)

<sup>7</sup> DSOB (2022) Organigramm des DOSB - Sport in Deutschland  
[www.dosb.de/ueber-uns](http://www.dosb.de/ueber-uns)

## 第5章 ドイツ

図表-5-3 DSOB の会員数、スポーツ別、2022年1月1日時点（人）<sup>8</sup>

オリンピックスポーツ		会員数	非オリンピックスポーツ		会員数
アルペンクラブ	Alpenverein	1,357,736	エアロスポーツ	Aero	81,878
バドミントン	Badminton	166,069	アメリカンフットボール	American Football	73,288
バスケットボール	Basketball	215,609	野球・ソフトボール	Base-/Softball	22,096
ボブスレー・そり競技	Bob&Schlitten	6,416	障害者スポーツ	Behindertensport	490,891
ボクシング	Boxsport	72,778	ビリヤード	Billard	23,198
カーリング	Curling	731	ポッチャ、ブール	Boccia, Boule	23,107
アイスホッケー	Eishockey	19,272	チアリーディング	Cheerleading	21,075
アイススケート	Eislaufen	17,359	ダーツ	Dart	17,057
スピードスケート	Eisschnelllauf	2,410	カーリング	Eisstockschießen	23,896
フェンシング	Fechten	21,647	フロアボール	Floorball	12,589
サッカー	Fußball	7,171,232	聴覚障害者スポーツ	Gehörlosensport	7,077
ウエイトリフティング	Gewichtheben	18,223	柔術	Ju-Jutsu	43,603
ゴルフ	Golf	673,983	空手	Karate	126,745
ハンドボール	Handball	719,787	スキットルズ	Kegeln	62,308
ホッケー	Hockey	89,161	キックボクシング	Kickboxen	25,569
柔道	Judo	118,008	パワーリフティング	Kraftdreikampf	16,875
カヌー	Kanu	126,708	ライフセービング	DLRG	546,188
陸上	Leichtathletik	766,424	ミニゴルフ	Minigolf	8,419
近代五種	Mod. Fünfkampf	113,746	モータースポーツ	Motorsportbund	19,476
自転車	Radsport	145,994	モーターヨット	Motoryacht	102,403
乗馬	Reiten	664,920	ラーゼンクラフトシュポルト <sup>9</sup>	Rasenkraftsport	8,980
レスリング	Ringen	62,108	チェス	Schach	87,672
ローラースポーツ	Rollsport	37,126	スキーボブ	Skibob	266
ボート	Rudern	85,679	スペシャルオリンピック	Special Olympics	20,873
ラグビー	Rugby	16,352	スポーツアクロバティック	Sportakrobatik	11,623
射撃	Schützen	1,309,009	スキューバダイビング	Sporttauchen	59,414
水泳	Schwimmen	534,160	スカッシュ	Squash	10,438
セーリング	Segeln	192,743	ウォータースキー	Wasserski	2,950
スキー	Ski	515,642	合計		1,949,954
スノーボード	Snowboard	36,363			
テコンドー	Taekwondo	53,255			
ダンス	Tanzen	177,325			
テニス	Tennis	1,444,711			
卓球	Tischtennis	506,126			
トライアスロン	Triathlon	57,064			
体操	Turnen	4,581,438			
バレーボール	Volleyball	392,122			
サーフィン	Wellenreiten	1,269			
合計		22,490,705			

<sup>8</sup> DSOB (2022) Bestandserhebung 2022, pp.5-10 [www.dosb.de/medienservice/statistiken](http://www.dosb.de/medienservice/statistiken)

<sup>9</sup> ラーゼンクラフトシュポルト (Rasenkraftsport) は「芝生上のパワースポーツ」を意味し、ハンマー投げ、砲丸投げ、石投げの3種目から構成され、投擲物の重量クラスを体重別及び年齢別に設定して1チーム4人の選手が相手チームと対戦する欧州発祥の競技。

## 3. スポーツ政策に関する法令

スポーツ政策に関する連邦法令はない<sup>10</sup>。

## 4. スポーツに関する行政計画

連邦政府のスポーツ政策の基本方針は、連邦内務省（BMI）のウェブサイト上に1ページだけ記述されている<sup>11</sup>。

ドイツは、多くの献身的な選手と熱狂的なファンを擁するスポーツ大国である。ドイツのスポーツは、約 91,000 からなるスポーツクラブで組織されている。約 2,400 万人のメンバーにとって、スポーツは余暇活動以上のものである。スポーツは、健康的なライフスタイルと責任ある協力を促進し、地域を活性化し、情熱と多様性、コミットメント、信頼性、チーム精神、フェアプレー、寛容などの価値を伝えている。

民間スポーツの振興は、地方自治体及び連邦州が実施する国家的な課題である。連邦内務省は、関係部門の責任の範囲内でトップクラスのスポーツを推進している。

エリートスポーツの振興は、ドイツ連邦共和国の国内及び国外における適切な全国代表、国際的に統一されたスポーツ関係、全国的なスポーツの中心的な施設、プロジェクト、及び対策において、国民的スポーツの社会政治的な重要性に鑑みて連邦政府が決定する。

スポーツ補助金の主な原則は、組織化されたスポーツの自律性が常に維持されることである。全てのスポーツ政策措置は、スポーツの独立性を尊重し、スポーツが自らを組織し、自らの責任でその業務を規制することを前提としている。

スポーツに対する州の支援は補助的なものである。支援を受けるスポーツ団体は、連邦政府の利益となる措置に資金を提供することができず、独自のリソースから完全に資金を調達することができない状況である必要がある。連邦政府に補助金交付を申請するスポーツ団体は、最初に独自の資金調達の機会を使い果たす必要がある。

連邦政府からの財政支援は補助的なものにすぎない。スポーツの効率的かつ成功した促進には、州と、スポーツを担当する団体及び組織との間の良好な協力を要する。その共通の基盤は、我々が立てた目標とそれに伴う戦略にある。

連邦政府は、政府部門、特に軍隊、連邦警察、税関におけるスポーツを促進することにより、トップクラスのスポーツのさらなる発展に大きく貢献する。

この他、主要スポーツイベントに関する国家方針が2021年に公開されている<sup>12</sup>。

## 5. 中央競技団体のスポーツ

ドイツにおける中央競技団体は、DSOBの傘下団体（Spitzenverbände）のうち、オリンピック競技団体（Olympische Verbände）38団体と非オリンピック競技団体（Nichtolympische Verrbände）28団体である<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> Alexander Engelhard et.al (2022) The Sports Law Review: Germany

<https://thelawreviews.co.uk/title/the-sports-law-review/germany>

<sup>11</sup> BMI. Nationale Sportpolitik

[www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/nationale-sportpolitik/nationale-sportpolitik-node.html](http://www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/nationale-sportpolitik/nationale-sportpolitik-node.html)

<sup>12</sup> BMI (2021) Nationale Strategie Sportgroßveranstaltungen

[www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/sportgrossveranstaltungen/strategie/strategie-sportgrossveranstaltungen-node.html](http://www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/sportgrossveranstaltungen/strategie/strategie-sportgrossveranstaltungen-node.html)

<sup>13</sup> DSOB, Spitzenverbände [www.dosb.de/ueber-uns/mitgliedsorganisationen/spitzenverbaende](http://www.dosb.de/ueber-uns/mitgliedsorganisationen/spitzenverbaende)



オリンピック競技団体と非オリンピック競技団体は、DSOB の認定規則 (Aufnahmeordnung) に基づき、総会の投票によって認定 (Aufnahme) される。総会で認定されるためには、認定規則第 2 条の規定により非営利団体でなければならず、第 3 条の規定によりスポーツを実践する団体でなければならず、第 4 条の規定により当該スポーツについてドイツを代表することが IOC 加盟の国際競技連盟に認定されていなければならない。

認定規則第 3 条にはスポーツの要件が次のように示されている<sup>14</sup>。

1. スポーツの実践には、そのスポーツ実践する全ての人がそのスポーツを特徴づける独自の運動活動 (motorischen Aktivität) を目標とすることを要する。この独自の運動活動は、パズル、手工芸、模型製作、動物の繁殖、人間の運動を伴わない動物の訓練、人間の運動を伴わない技術機器の習得には存在しない。
2. スポーツは運動活動を行使すること自体を目的とするものでなければならない。この目的は、仕事、日常の活動、人間の状態における純粋に生理学的な変化には当てはまらない。
3. スポーツは、フェアプレー、機会の均等、個人の誠実さ、パートナーシップなどの倫理的価値観の遵守を、ルールや競技システム、クラス分けを通じて確実に行わなければならない。これは特に、物質的な利益のみを目的とする競争行為、又は規則が守られている場合に実際の又はシミュレートされた身体的危害を伴う競争行為の場合には当てはまらない。

連邦内務省が政府補助金の交付対象とする団体を連邦スポーツ団体 (Bundessportfachverband) という。連邦スポーツ団体はオリンピック競技大会等の国際スポーツ競技大会でドイツ代表チームを養成・派遣する団体で、民間の寄付金<sup>15</sup>や州の税制措置<sup>16</sup>によっても自己資金を十分に賄えず、連邦政府の支援を真に必要とする団体のみが交付対象とされ、交付団体の選定に当たっては連邦内務省と DSOB との間で協議が行われる<sup>17</sup>。

以下にオリンピック競技団体と非オリンピック競技団体のリストを示し、参考に 2021 年と 2022 年における連邦内務省の補助金交付実績額を併記する<sup>18</sup>。連邦補助金は団体が自己調達できない不足分に対して交付されるものであるため、団体の活動規模とは必ずしも一致しない。

非オリンピック競技団体は本来連邦補助金の交付対象ではないが、オリンピックの正式種目ではないが 2022 年夏季大会の追加種目とされた野球・ソフトボールは 2017 年以降、空手は 2019 年以降に交付対象とされている。

<sup>14</sup> DSOB (2018) Aufnahmeordnung des DSOB, 01.12.2018  
[www.dosb.de/ueber-uns/satzung-und-ordnungen](http://www.dosb.de/ueber-uns/satzung-und-ordnungen)

<sup>15</sup> DZI Spenden-Almanach 2022  
[www.dzi.de/spendenberatung/spendenauskunfte-und-information/spenden-almanach/](http://www.dzi.de/spendenberatung/spendenauskunfte-und-information/spenden-almanach/)

<sup>16</sup> Gemeinschaftsprojekt deutscher Stiftungen und des Sports auf Initiative, Sportförderung in Deutschland  
<https://stiftungen-und-sport.de/artikel/sportfoerderung-in-deutschland>

<sup>17</sup> BMI Lexicon, Bundessportfachverband  
[www.bmi.bund.de/DE/service/lexikon/functions/bmi-lexikon.html?cms\\_lv3=9397886&cms\\_lv2=9391094#doc9397886](http://www.bmi.bund.de/DE/service/lexikon/functions/bmi-lexikon.html?cms_lv3=9397886&cms_lv2=9391094#doc9397886)

<sup>18</sup> BMI, Förderung der Spitzensportverbände 2013 - 2022 (Ist-Zahlen)  
[www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/nationale-sportpolitik/foerderung-sportverbände/foerderung-sportverbände-node.html](http://www.bmi.bund.de/DE/themen/sport/nationale-sportpolitik/foerderung-sportverbände/foerderung-sportverbände-node.html)

図表-5-4 オリンピック競技団体 38 団体

オリンピック競技団体 (Olympische Verbände)	競技名	連邦補助金交付実績	
		2021 年	2022 年
Bob- und Schlittenverband für Deutschland e.V. (BSD)	ボブスレー, そり競技	6,736,574.11	5,994,796.66
Bund Deutscher Radfahrer e.V. (BDR)	自転車	5,398,998.03	6,012,589.82
Bundesverband Deutscher Gewichtheber e.V. (BVDG)	ウエイトリフティング	1,221,268.59	1,036,095.81
Deutscher Alpenverein e.V. (DAV)	アルペンスキー <sup>19</sup>	893,000.00	—
Deutscher Badminton-Verband e.V. (DBV)	バドミントン	1,197,051.00	1,130,105.00
Deutscher Basketball-Bund e.V. (DBB)	バスケットボール	1,872,332.80	2,019,715.00
Deutscher Boxsportverband e.V. (DBV)	ボクシング	2,444,668.00	2,504,369.45
Deutscher Curling-Verband e.V. (DCV)	カーリング	596,090.33	586,501.88
Deutscher Eishockey Bund e.V. (DEB)	アイスホッケー	1,479,894.71	1,517,010.00
Deutsche Eislauf-Union e.V. (DEU)	スケート	1,436,449.14	1,467,270.13
Deutsche Eisschnelllauf- und Shorttrack-Gemeinschaft e.V. (DESG)	スピードスケート, ショートトラック	1,669,760.99	1,582,830.87
Fechter-Bund e.V. (DFB)	フェンシング	1,627,346.00	2,481,156.03
Deutscher Fußball-Bund e.V. (DFB)	サッカー	—	—
Deutscher Golf Verband e.V. (DGV)	ゴルフ	97,400.00	97,400.00
Deutscher Handball-Bund e.V. (DHB)	ハンドボール	1,706,914.62	1,520,355.00
Deutscher Hockey-Bund e.V. (DHB)	ホッケー	3,470,216.84	3,640,473.14
Deutscher Judo-Bund e.V. (DJB)	柔道	2,323,459.50	2,432,217.50
Deutscher Kanu-Verband e.V. (DKV)	カヌー	4,349,042.73	4,709,344.31
Deutscher Leichtathletik-Verband e.V. (DLV)	陸上	9,088,047.10	10,406,954.27
Deutsche Reiterl.Vereinigung e.V. (FN)	馬術	2,840,278.96	2,498,660.51
Deutscher Ringer-Bund e.V. (DRB)	レスリング	2,017,192.29	1,889,897.27
Deutscher Rollsport und Inline-Verband e.V. (DRIV)	ローラースポーツ <sup>20</sup>	678,416.88	553,121.60
Deutscher Ruderverband e.V. (DRV)	ボート	5,702,084.60	5,564,197.76
Deutscher Rugby-Verband e.V. (DRV)	15 人制ラグビー	915,487.35	933,504.19
Deutscher Schützenbund e.V. (DSB)	射撃 (ライフル)	3,577,692.00	4,122,298.00
Deutscher Schwimm-Verband e.V. (DSV)	水泳	5,615,828.54	5,207,809.04
Deutscher Segler-Verband e.V. (DSV)	セーリング	3,707,507.45	3,434,135.00
Deutscher Skiverband e.V. (DSV)	スキー	6,373,197.78	4,691,245.87
Deutsche Taekwondo Union e.V. (DTU)	テコンドー	990,531.02	1,175,902.00
Deutscher Tanzsport Verband e.V. (DTV)	ダンススポーツ <sup>21</sup>	98,747.95	346,740.46
Deutscher Tennis Bund e.V. (DTB)	テニス	976,496.00	1,106,586.00
Deutscher Tischtennis-Bund e.V. (DTTB)	卓球	1,397,322.00	1,401,043.59
Deutsche Triathlon Union e.V. (DTU)	トライアスロン	972,207.60	1,184,154.32
Deutscher Turner-Bund e.V. (DTB)	体操	3,568,478.56	2,945,612.63
Deutscher Verband für Modernen Fünfkampf e.V. (DVMF)	近代五種	1,364,447.02	1,379,643.00
Deutscher Volleyball-Verband e.V. (DVV)	バレーボール	2,942,710.00	2,958,971.63
Deutscher Wellenreitverband e.V. (DWV)	サーフィン	402,000.00	569,500.00
Snowboard Verband Deutschland e.V. (SVD)	スノーボード	3,111,524.51	3,061,068.95

<sup>19</sup> アルペンスキー団体に対する補助金にはスポーツクライミング競技に対するものを含む。

<sup>20</sup> ローラースポーツ団体に対する補助金はスケートボード競技に対するもの。

<sup>21</sup> ダンススポーツ団体に対する補助金はブレイクダンス競技に対するもの。

図表-5-5 非オリンピック競技団体 28 団体

非オリンピック競技団体 (Nichtolympische Verbände)	競技名	補助金	
		2021 年	2022 年
American Football Verband Deutschland e.V. (AFVD)	アメリカンフットボール	—	—
Bundesfachverband für Kickboxen e.V. (BFVKB)	キックボクシング	—	—
Bundesverband Deutscher Kraftdreikämpfer e.V. (BBVDK)	重量挙げ	—	—
Cheerleading und Cheerdance Verband Deutschland e.V.	チアリーディング, チアダンス	—	—
Deutsche Billard-Union e.V. (DBU)	ビリヤード	—	—
Deutsche Lebens-Rettungs-Gesellschaft e.V. (DLRG)	ライフセービング	—	—
Deutscher Aero Club e.V. (DAeC)	エアスポーツ	—	—
Deutscher Baseball und Softball Verband e.V. (DBV)	野球, ソフトボール	660,863,76	572,665.00
Deutscher Behindertensportverband e.V. (DBS)	障害者スポーツ	—	—
Deutscher Boccia-, Boule- und Pétanque-Verband e.V. (DBBPV)	ポッチャ, スポールブール, ペタンク	—	—
Deutscher Dart-Verband e.V. (DDV)	ダーツ	—	—
Deutscher Eisstock-Verband e.V. (DKV)	カーリング	—	—
Deutscher Gehörlosen-Sportverband e.V. (DGS)	聴覚障害者スポーツ	—	—
Deutscher Ju-Jitsu-Verband e.V. (DJJV)	柔術	—	—
Deutscher Karate Verband e.V. (DKV)	空手	678,416.88	553,121.60
Deutscher Kegler- und Bowlingbund e.V. (DKB)	スキットルズ, ボウリング	—	—
Deutscher Minigolfsport Verband e.V. (DMV)	ミニゴルフ	—	—
Deutscher Motor Sport Bund e.V. (DMSB)	モータースポーツ	—	—
Deutscher Motoryachtverband e.V. (DMYV)	モーターヨット	—	—
Deutscher Rasenkraftsport- und Tauzieh-Verband e.V. (DRTV)	ラーゼンクラフトシュポルト, 綱引き	—	—
Deutscher Schachbund e.V. (DSB)	チェス	—	—
Deutscher Skibob Verband e.V. (DSBV)	スキーボブ	—	—
Deutscher Sportakrobatik-Bund e.V. (DSAB)	スポーツアクロバティクス	—	—
Deutscher Squash Verband e.V. (DSQV)	スカッシュ	—	—
Deutscher Wasserski- und Wakeboardverband e.V. (DWWV)	水上スキー, ウェイクボード	—	—
Floorball-Verband Deutschland e.V.	フロアボール	—	—
Special Olympics Deutschland e.V.	スペシャルオリンピック	—	—
Verband Deutscher Sporttaucher e.V. (VDST)	スキューバダイビング	—	—

6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

連邦保健省 (BMG) の下部機関であるロベルトコッホ研究所 (RKI) が 2003 年に実施した「連邦身体活動調査 (Bundes-Gesundheitssurvey: Körperliche Aktivität)」には、用語の定義が次のように示されている

- 身体活動 (Körperliche Aktivität) : エネルギー消費を大幅に増加させる, 骨格筋によって生成されるあらゆる動き
- 身体運動 (Körperliche Übungen) 又は身体トレーニング (körperliches Training) : 体力の向上又は維持を目的とした, 計画され, 構造化され, 定期的に繰り返される活動
- 体力 (Körperliche Fitness) : 身体活動を行う能力に関連する個人の特性によって定義され, 身体的活動量, 遺伝的要因, 生活スタイル, 現在の健康状態に影響を受ける
- スポーツ (Sport) : スポーツという用語が持つ意味が複雑なため, 正確な説明や他の現象と区別できない
- スポーツ活動 (Sportliche Aktivitäten) : 競技や競争の側面だけでなく, 健康維持やレクリエーションの側面も含まれる

連邦保健省が 2017 年に公表した身体活動ガイドライン「運動促進の実施及び推進に関する勧告」には、以下のように記述されている<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> BMG (2017) Nationalen Empfehlungen für Bewegung und Bewegungsförderung <https://shop.bzga.de/sonderheft-03-nationale-empfehlungen-fuer-bewegung-und-bewegungsfoerd-60640103/>

世界で一般的に用いられている「健康を増進する身体活動」という用語は、「過度の害やリスクなしに健康及び身体機能に利益をもたらすあらゆる形態の身体活動」と定義されている。(Abdool-Gaffar 2011)。この理解によれば、健康を促進するための身体活動は、余暇活動（スポーツ等）、積極的な移動、職場や家庭での身体活動を意味する。動の推奨事項及び運動の促進は、通常、余暇時間及び積極的な移動における運動行動に焦点を当てている。

また、医療と健康の問題に関する科学的情報を提供する非営利団体の SGW（健康知識財団）は身体活動（Körperliche Aktivität）を「エネルギーを消費するあらゆる運動」と定義し、運動（Bewegung）とスポーツは共に身体活動であるとしている<sup>23</sup>。

DSOB は、認定規則の第 3 条に、DSOB が傘下団体（Spitzenverbände）を認定するに当たってのスポーツの定義を以下のように限定している<sup>24</sup>。

1. スポーツの実践には、そのスポーツ実践する全ての人がそのスポーツを特徴づける独自の運動活動（motorischen Aktivität）を目標とすることを要する。この独自の運動活動は、パズル、手工芸、模型製作、動物の繁殖、人間の運動を伴わない動物の訓練、人間の運動を伴わない技術機器の習得には存在しない。
2. スポーツは運動活動を行使すること自体を目的とするものでなければならない。この目的は、仕事、日常の活動、人間の状態における純粋に生理学的な変化には当てはまらない。

## 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

マインドスポーツは Denksport（考えるスポーツ）又は Gedankensport（思考スポーツ），というが、連邦内務省の行政計画にはこれらに関する記載はない。

Denksport（考えるスポーツ）は、専ら認知症患者等の治療回復のためのリハビリ運動を意味し、ケルン体育大学の研究者らがコンセプトモデルを開発し、DOSB が加盟スポーツ団体を通じて支援している<sup>25</sup>。

Gedankensport（思考スポーツ）の国内統括団体には次のような団体がある。

- DSB（Deutscher Schachbund）：チェス
- DGOB（Deutschen Go-Bundes）：囲碁
- DBV（Deutscher Bridge-Verband）：コントラクトブリッジ
- DPSB（Deutsche Poker Sportbund）：競技ポーカー
- DDV（Deutschen Doppelkopf-Verband）：ドッベルコップ
- DSKV（Deutscher Skatverband）：スカート
- DXB（Deutscher Xiangqi Bund）：象棋
- IGD（Interessengemeinschaft Damespiel in Deutschland）：チェッカー

上記の団体のうち DSB（ドイツチェス連盟）のみが現在 DOSB の非オリンピック競技団体に認定されている。連邦内務省（BMI）は DSB に対する補助金の交付を 2014 年まで実施していた

<sup>23</sup> SGW, Gesünder leben mit Bewegung: Was ist Bewegung?  
www.stiftung-gesundheitswissen.de/wissen/gesuender-leben-mit-bewegung/was-ist-bewegung

<sup>24</sup> DOSB（2018）Aufnahmeordnung des DOSB,01.12.2018  
www.dosb.de/ueber-uns/satzung-und-ordnungen

<sup>25</sup> DOSB, Sport bewegt Menschen mit Demenz  
https://richtigfitab50.dosb.de/demenz#:~:text=

が、2014年5月の見直し以降はDSBが統括する活動がDSOBの認定規則(Aufnahmeordnung)第3条の「独自の運動活動」でないと判断して不交付としている<sup>26</sup>。

#### 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

DSOBによる最新の位置づけを簡潔に整理すれば、以下のように示される。

##### ●バーチャルスポーツ

- DSOBは、電子的スポーツシミュレーション(略してバーチャルスポーツ)という用語について、一般的には、スポーツを仮想世界に移す、ビデオゲームやコンピューターゲームからスポーツの動きを統合したバーチャル形式の製品に至るまで広い意味で用いられていると認識している。
- DSOBは、非営利のスポーツクラブや団体がバーチャルスポーツを導入する場合に課税される心配のないように取り組む。
- DSOBは、今後、身体的パフォーマンスの伝達又はスポーツを決定する運動活動の存在があるバーチャルスポーツを「物理的なバーチャルスポーツ」、ないものを「非物理的なバーチャルスポーツ」と区別する予定。

##### ●いわゆる「eスポーツ」

- DSOBは、いわゆる「eスポーツ」は、スポーツの価値観にそぐわないゲームを含んでいるにもかかわらずスポーツという用語を不適切に用いているため、「eスポーツ」ではなくeゲーミングと呼び、eゲーミングは、バーチャルスポーツに対応しない、定義されたルールに従った、あらゆる種類のビデオゲーム又はコンピューターゲームを対戦することと定義する。
- eゲーミングは、DSOBの加盟承認基準を満たさない。
- DSOBは、DSOBの傘下にあるスポーツクラブがeゲーミングを採用しないように取り組む。

DSOBは2018年3月から9月にかけてバーチャルスポーツ及びeスポーツに関する検討を行い、同年10月にDSOB理事会及び取締役会が策定した「電子的スポーツシミュレーション、eゲーミング、「eスポーツ」の位置づけ」は同年12月のDSOB総会で承認された。その後DSOBは2021年10月に「電子スポーツシミュレーション、eゲーミング、「eスポーツ」の位置づけの改定」を公表した。

eスポーツ等の位置づけは、与党の政治的パフォーマンスをきっかけにDSOBが検討をはじめ、DSOBとして決定したものである。この間に起きた関連する出来事を時系列に示す。

- 2018年1月22日、2017年9月の連邦議会選挙の結果を受けてCDU/CSU(キリスト教民主・社会同盟)とSPD(ドイツ社会民主党)が交わした連立合意書の2167行から2171行に、「我々はドイツにおけるeスポーツの重要性の高まりを認識し、…将来的にはeスポーツをスポーツと認め、オリンピック競技としての地位が得られるように支援する」と記載<sup>27</sup>。
- 2018年11月8日、連邦議会において同盟90/緑の党の議員らがeスポーツの推進を提案<sup>28</sup>。
- 2018年12月4日、DSOB総会において、DSOB理事会及び取締役会が同年10月28日に策定した方針「電子スポーツシミュレーション、eゲーミング、及び「eスポーツ」の取扱

<sup>26</sup> BMI streicht Fördermittel für den deutschen Schachbund auf 0, 10.5.2014

<https://chess24.com/de/lesen/news/bmi-streicht-foerdermittel-fuer-den-deutschen-schachbund-auf-0>

<sup>27</sup> Koalitionsvertrag des Jahres 2018

[www.bundesregierung.de/breg-de/themen/koalitionsvertrag-zwischen-cdu-csu-und-spd-195906](http://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/koalitionsvertrag-zwischen-cdu-csu-und-spd-195906)

<sup>28</sup> Antrag zur Entwicklung und Förderung des E-Sports beraten

<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2018/kw45-de-e-sports-575088>

い」が賛成多数で承認。同方針では、いわゆる「e スポーツ」にスポーツという用語を用いることは不適切であるとの考えから e ゲーミングと呼ぶこと、e ゲーミングは DSOB の価値基準及び団体としての承認基準に対応していないとの判断が決定<sup>29</sup>。

- 2019年2月20日、連邦議会スポーツ委員会が「ドイツにおける e スポーツの発展に関する公聴会」を実施<sup>30</sup>
- 2019年8月10日、ペーター フィッシャー元連邦財政裁判所判事による DSOB 委託論文「e スポーツを非営利として認める場合の法的課題」を公表。同論文の p.43 に「欧州スポーツ憲章第2条ではスポーツが身体活動を伴うものであることが一般定義とされ、欧州委員会による2002年のスポーツ白書もこの定義を採用しており、欧州のソフトローにおいてはスポーツを健康目的で利用することが明確に示されている。…したがって DSOB が身体活動に意味の核心があると認識していることは正しい」と記載<sup>31</sup>。
- 2019年8月15日、ドイツスポーツ学会 (DVS) が「スポーツ学への挑戦としての e スポーツ」を公表<sup>32</sup>。
- 2019年9月16日、カルメン ボルクグレフェ博士他研究者80人が「e スポーツに関する意見書」を公表<sup>33</sup>。
- 2020年6月16日、与党 CDU/CSU が「2021年ボランティア法案」の第2.6項において「非営利のスポーツ団体が e スポーツを運営することで非営利団体の資格を失わないよう税法を改正すべき」と主張<sup>34</sup>。
- 2021年2月5日、同盟 90/緑の党のモニカ ラザール議員の質問主意書「e スポーツの推進に関する連立合意の実施のために立法措置を行う予定があるか」に対し、連邦内務省政務次官が「連邦政府は今立法期間中に e スポーツを推進するためのさらなる立法措置を目指していない」と回答<sup>35</sup>、これに対してドイツ e スポーツ連盟はプレスリリースで政府の対応を批判<sup>36</sup>。
- 2021年10月、DSOB が「電子スポーツシミュレーション、e ゲーミング、「e スポーツ」の位置づけの改定」を公表。

以下に DSOB による 2018 年 10 月の「電子的スポーツシミュレーション、e ゲーミング、“e スポーツ” の位置づけ」と、2021 年 10 月の「電子スポーツシミュレーション、e ゲーミング、“e スポーツ” の位置づけの改定」の日本語訳を掲載する。

<sup>29</sup> DSOB (2018) Umgang mit elektronischen Sportartensimulationen, eGaming und „eSport“  
[https://cdn.dosb.de/UEber\\_uns/eSport/DOSB-Positionierung-eSport\\_MV.pdf](https://cdn.dosb.de/UEber_uns/eSport/DOSB-Positionierung-eSport_MV.pdf)

<sup>30</sup> Sportausschusses Öffentliche Anhörung zum Thema „Entwicklung des eSports in Deutschland“  
[www.bundestag.de/webarchiv/Ausschuesse/ausschuesse19/a05\\_Sport/anhoeungen/inhalt-anhoerung-591806](http://www.bundestag.de/webarchiv/Ausschuesse/ausschuesse19/a05_Sport/anhoeungen/inhalt-anhoerung-591806)

<sup>31</sup> Peter Fischer (2019) Rechtsfragen einer Anerkennung des e-Sports als gemeinnützig  
[https://cdn.dosb.de/user\\_upload/www.dosb.de/uber\\_uns/eSport/Gutachten\\_eSport.pdf](https://cdn.dosb.de/user_upload/www.dosb.de/uber_uns/eSport/Gutachten_eSport.pdf)

<sup>32</sup> DVS (2019) eSport als Herausforderung für die Sportwissenschaft: Positionspapier der Deutschen Vereinigung für Sportwissenschaft (dvs)  
[https://cdn.dosb.de/UEber\\_uns/eSport/Positionspapier\\_der\\_Deutschen\\_Vereinigung\\_fuer\\_Sportwissenschaft\\_dvs\\_eSport\\_als\\_Herausforderung\\_fuer\\_die\\_Sportwissenschaft\\_.pdf](https://cdn.dosb.de/UEber_uns/eSport/Positionspapier_der_Deutschen_Vereinigung_fuer_Sportwissenschaft_dvs_eSport_als_Herausforderung_fuer_die_Sportwissenschaft_.pdf)

<sup>33</sup> Carmen Borggreffe, et al (2019) Stellungnahme zum eSport  
[https://cdn.dosb.de/UEber\\_uns/eSport/Stellungnahme-zum-eSport.pdf](https://cdn.dosb.de/UEber_uns/eSport/Stellungnahme-zum-eSport.pdf)

<sup>34</sup> Germany: Political Initiative Regarding the Non-Profit Status of Esports Clubs – Good News or Bad News?, July 14, 2020  
[www.connectontech.com/germany-political-initiative-regarding-the-non-profit-status-of-esports-clubs-good-news-or-bad-news/](http://www.connectontech.com/germany-political-initiative-regarding-the-non-profit-status-of-esports-clubs-good-news-or-bad-news/)

<sup>35</sup> Deutscher Bundestag Drucksache 19/26440, 05.02.2021, p.16  
<https://dserver.bundestag.de/btd/19/264/1926440.pdf>

<sup>36</sup> ESDB, Pressekommentar des ESDB zu den jüngsten Äußerungen des Bundesinnenministeriums, 10. Februar 2021  
[https://mailchi.mp/esportbund/kommentarbmi?fbclid=IwAR3avez29HgQjKrZiogtYzQXMfp1KaT61C2691\\_1f-KS-StNjZcQnXJzYwY](https://mailchi.mp/esportbund/kommentarbmi?fbclid=IwAR3avez29HgQjKrZiogtYzQXMfp1KaT61C2691_1f-KS-StNjZcQnXJzYwY)

電子的スポーツシミュレーション, eゲーミング, eスポーツの取扱い, DOSB 理事会と取締役会による位置づけ<sup>37</sup>

2018年10月29日

1) はじめに

我々の社会のデジタル化はダイナミックに発展しており、スポーツクラブ (Sportvereine) や傘下団体 (verbände) に新たな課題を提示している。ドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) とその加盟団体, 国際スポーツ団体, 国際オリンピック委員会 (IOC), 国際ワールドゲームズ協会 (IWGA) のみならず, 競技関連団体や営利企業, 産業界や, メディア, 政治の分野においても, 「eスポーツ」又はeゲーミングとして理解されるべきものとは何か, これらに関連する現象や外観の形態, 組織が, ドイツのスポーツだけでなく国際的なスポーツにとって何を意味するかについて活発に議論されている。「eスポーツ」にさまざまな観点から光を当てて分類する意見や, 専門家による報告書, 記事が, 2018年半ばまでに数多く出された。

ほとんどの人は, 「eSport」とは何か, そしてそれがDOSBの傘下で組織されているスポーツに属するものかどうかという問いに対し, 明確に答えることができないという結論に至っている。同時に, 彼らはさまざまな視点から, 十分に根拠のある位置づけを目指して中心的な要素を作り出している。これらにはもっぱら, 個人の運動活動, 競争力, 倫理規範, 参加と自律性, 組織形態, ビジネスモデル, 共通善への方向性に関する問題が含まれる。

2) DOSBのワーキンググループ

このダイナミックな展開を背景として, DOSB理事会は今後の「eSports」の取扱いに関する意見を取りまとめるために「eスポーツ」ワーキンググループを組成した。DOSBと加盟団体, 学者, 及び「eスポーツ」業界の代表参加者ら25人が「eスポーツ」のトピックについて集中的に情報交換し, 特に, DOSBによる(「eスポーツ」の)位置付けに対応した複数のシナリオを検討した。

3) ワーキンググループが策定した4通りのシナリオ

DOSBは, 独自の立場として, 主にeゲーミング又はeスポーツがDOSB及びドイツのスポーツクラブや傘下団体の体制に適合するかどうか, 適合するとすればどのような形で適合するか, という問題に関心があった。

この目的のために, 焦点と視点が異なる4通りのシナリオが作成され, 議論がまとめられ, 長所と短所が説明され, 行動の選択肢が示された。これら4通りのシナリオは, 枠組み条件の策定におそらく必要となるものである。

- A. …スポーツの体制に「eSports」を含める
- B. … 新たにバーチャルスポーツの提供を視野に入れた未来志向の団体を開発する
- C. … 現代的な青少年スポーツとクラブスポーツの活動を拡大する
- D. … 「eスポーツ」は適合しないと結論づける

以下にシナリオの部分的な側面を詳しく説明し, DOSBの基本的な立場を要約する。

4) 電子スポーツシミュレーション (略してバーチャルスポーツ), eゲーミング, 及び「eスポーツ」

「eスポーツ」という用語の意味は非常に幅広で, きわめて多様に提供されている仮想形式のゲームと競争力のあるゲームが含まれる。我々は, このような幅広い理解の下に「スポーツ」という用語を用いることは適切ではなく, 誤解を招く可能性が高いとの判断から, 以下では「eスポーツ」という用語を使用せず, 代わりにeゲーミングという用語を使用する。eゲーミングと電子スポーツシミュレーション(略してバーチャルスポーツ)は区別される。

<sup>37</sup> DOSB (2018) Umgang mit elektronischen Sportartensimulationen, eGaming und „eSport“ - Positionierung von DOSB-Präsidium und -Vorstand  
www.dosb.de/ueber-uns/esport

電子スポーツシミュレーション（略して バーチャルスポーツ）という用語は、専ら、スポーツを仮想世界に移すことを意味する場合に使用されている。関連する国内又は国際的なスポーツ団体が常に関与しているわけではないが、サッカー、アーチェリー、セーリング、バスケットボール、又はテニスで採用例を見ることができる。電子スポーツシミュレーションは、ビデオゲームやコンピューターゲームからスポーツの動きを統合したバーチャル形式の製品に至るまで多岐にわたるといえる特徴がある。

e ゲーミングとは、その他の仮想形式のゲーム及び競争の全てを指す。ドイツ e スポーツ連盟（ESBD）の提案による「e スポーツ」の定義「定義されたルールに従って、専らコンピューターやコンソールで、ビデオ又はコンピューターゲームを競技的にプレイすること」が DSOB に採用されないことは明白である。「e スポーツ」には、「カウンターストライク」や「リーグオブジェンド」から、バーチャルカードゲームやサッカー（FIFA）などの電子スポーツシミュレーションに至るまで、手に負えないほどに多様な形態が存在しているからである。このことは、区別することに理由と必要性があるにもかかわらず、それが不可能であることを意味する。

#### 5) 電子スポーツシミュレーションの可能性とリスク

バーチャルスポーツは、スポーツを仮想世界に拡張し、団体のスポーツの発展のために新しく現代的な可能性を提供し、その結果、スポーツ及び DSOB の傘下にある組織体制の発展と成長の可能性が開かれる。バーチャルスポーツの場合、DSOB のスポーツ体制への導入はさまざまな方法が模索される。アナログのトレーニングと競技の練習は、オーダーメイドのコンセプトを介して仮想世界でのデジタル活動と組み合わせられる。このことは、例えば、アナログのアーチェリーとバーチャルのアーチェリーはモーションシーケンスは同じながら、弓の技術が異なる。サッカーでは、eFootball の提供は、フィールドでのトレーニングや競技と体系的かつ教育学的な概念を介してリンクされており、現在はコンソールゲーム（FIFA）として行われている。ただし現在スポーツ団体では、e テニスなどのバーチャルスポーツの牽引者が不足していることも指摘される。

主なリスクは、既存のサービスに統合されない限り、これまで有効だったスポーツの「アナログ」なイメージが、それが意味する本質的な核心、すなわち自己運動的で一貫したスポーツを決定する動きの核心を失うという事実にある。スポーツ固有の専門知識による開発がまったく制御されていない、又は十分に制御されていないバーチャルスポーツも存在するため、自律性と影響力も失われるリスクがある。以下に説明する e ゲーミングのリスクと影響は、原則的にほとんどのバーチャルスポーツにも当てはまる。

#### 6) e ゲーミングの可能性とリスク

e ゲーミングの可能性は、現代の若者文化のトレンドに接続するという基本的な機能にある。e ゲーミングはより上の年齢層の人々にも提供される。e ゲーミングの提供は、特定の条件下において、クラブのメンバーを維持し募集するための新たな方法を生み出し、スポーツクラブに将来の見通しを与え、仮想世界へのより多くの関与と参加に貢献することができる。

クラブを向上させるための e ゲーミングの可能性はある。しかし e ゲーミングは、DSOB の傘下にあるスポーツ及び団体の体制における核心的意味、施策の方法論、価値システムの中心及び構成要素に対応していない。

- e ゲーミングの構成要素にスポーツを特徴づける運動が存在しない。現在、世界保健機関（WHO）はビデオゲームを中毒性のある可能性のある活動として健康リスクに分類している。このことは、DSOB とその加盟団体が掲げる、健康的で活動的なライフスタイルの目標とは容易に両立しない。
- スポーツ体制が有する公共福祉指向と e ゲーミングのマーケット指向との間には、運営方針上の一致点がほとんど見出せない。
- e ゲーミングでは、倫理原則の違いは問題とされない。むしろ、多くのゲームが DSOB の使命に関する声明と DSOB 加盟組織の基本文書に定められているスポーツの倫理的価値観に明らかに反している。



- eゲーミングの提供の大部分が、経済的に正当な企業の論理に従っている。このことは、団体の自律性の原則及び規則の自立性の原則に従ったスポーツ体制への参加と相容れるものではなく、クラブスポーツの共通の善意と関連する特権を脅かし、今日までのスポーツ体制の基礎となっている組織の自己イメージを毀損する。

eゲーミング市場の拡大に伴い、スポーツではすでに不足しているリソースに対する競争圧力が高まっている。たとえば現在、活動的なスポーツや運動を行うためのとても限られた時間が、バーチャル空間での新たな時間要件と競合している。さらに、クラブスポーツへの財政的支援はあらゆるレベルで制限されており、今日でも一般的に十分ではないため、ここで新たな競争状況が生み出されている。

#### 7) 現代的で未来志向の団体づくりのためのバーチャルスポーツの役割

DOSB は、スポーツ及びスポーツ団体のさらなる発展のためのバーチャルスポーツの重要性を認識している。DSOB は、仮想空間でのスポーツの発展のための戦略の体系的な精緻化と、クラブに対する助言と団体の発展のためのオーダーメイドの手段を推奨している。したがってこの分野でどの程度の活動を展開するかは、団体とクラブが独自に決定する必要がある。その目的は、バーチャルスポーツの機会を目標を絞った方法で使用し、それぞれの組織形態と価値観に基づいて、全国レベルでのスポーツと団体の発展に役立てることにある。このようにして特定のバーチャルスポーツは、サービスの範囲を拡大することに付加価値を見出している会員組織において、通常の団体活動の一部となる。これらの団体は、団体の自律性に必要な概念と規則を開発し、バーチャルスポーツで活動する人々に彼らのスポーツの在り方を示す。したがって、DOSB の傘下に一個又は複数の独立したいわゆる「e スポーツ」団体を含めるといった問題は、現在発生していない。

#### 8) 現代の若者文化とクラブスポーツの活動の幅を広げるためのバーチャルスポーツと eゲーミングの役割

DOSB は、現代の若者と日常文化の一部としてのバーチャルスポーツと eゲーミングの重要性を認識している。eゲーミングは、独立したスポーツ活動として分類されない。DOSB は、クラブでの電子スポーツシミュレーションと eゲーミングを扱うための資格と教育概念の開発を支援している。このようにクラブは、休日キャンプ、遠足、又は多数の社会政治的な協力など、スポーツ以外のオファーを拡大することができる。さらに団体は、メディア消費に対して社会的な責任を負い、建設的なアプローチのコンセプトを開発することができる。DOSB は、使命に関する声明とそこに記載されている価値基準を推進し、これらの価値基準に対応する eゲーミング活動のみが提供されるように努めている。

#### 9) 特定非営利活動促進法と税法

DSOB は、公共の利益に資する非営利スポーツ団体に対する税法を改正して主に商業的な利益を追求する eゲーミング又は「eSport」の領域を含める理由は、現在のところないと考えている。さらに、税法において共通の利益を追求するスポーツと「e スポーツ」が同一視された場合には、それがスポーツの概念を希薄化するものであるとして、反対したいと考えている。

#### 10) モニタリング

DOSB は今後の進展を注意深く監視し、加盟団体と共に評価し、必要に応じて再配置を行う。これは国際的な領域にも当てはまり、DOSB は、上記の基準が eゲーミングに関する議論において世界中で適用されることを確実にするべく、その可能性の範囲内で活動する。

DOSB は、2018年7月21日のIOCの声明<sup>38</sup>を心から歓迎する<sup>39</sup>。これによりIOCは現在、「eスポーツ」を承認することを明確に控えている。

#### まとめ

DOSB は、

- 電子スポーツシミュレーション（バーチャルスポーツ）とeゲーミングを区別する。スポーツを仮想世界に移すことを意味する場合、電子スポーツシミュレーション（又は略してバーチャルスポーツ）と呼ぶ。DOSBは、eゲーミングを、バーチャルスポーツに対応しない、定義されたルールに従った、あらゆる種類のビデオゲーム又はコンピューターゲームを対戦することと理解している。
- スポーツ及びスポーツ団体のさらなる発展のために電子スポーツシミュレーションの重要性を認識している。DOSBは、仮想空間でのスポーツの発展のための戦略の体系的な精緻化と、クラブへの助言と団体の発展のための特注の手段を推奨している。
- eゲーミングは全体として、DOSBの傘下にあるスポーツ及び団体の体制を構成及び特徴付ける中心的な承認基準に対応していないと想定している。
- 現代の若者や日常文化の一部としてのeゲーミングの重要性を認識しているが、独立したスポーツ活動としてではない。DOSBは、クラブでeゲーミングを扱うための資格と教育概念の開発を支援している。これによりクラブや団体は、スポーツ以外のことを提供することによる社会的な責任が増大する。
- クラブには独立したeゲーミング部門がない。そのため、当面の間はeゲーミングを提供するクラブには組織的な報告義務はない。DOSBは、バーチャルスポーツの分野で活躍する人々をスポーツ<sup>40</sup>を通じて報告することを勧奨している。これは、DOSBの傘下に一個以上の独立したeゲーミング又は「eスポーツ」の団体が目下必要ないことを意味する。
- DOSBのスポーツ体制で認められた価値基準に対応しないeゲーミング活動がクラブが採用しないように一貫して取り組む。
- 現在のところ、税法を変更し、専ら商業的利益を追求する分野であるeゲーミング又は「eSport」を含める理由はないと考えている。

フランクフルト、2018年10月29日  
理事会及び取締役会

<sup>38</sup> IOC, Olympic Movement, esports and gaming communities meet at the Esports Forum, 21 Jul 2018  
<https://olympics.com/ioc/news/olympic-movement-esports-and-gaming-communities-meet-at-the-esports-forum>

<sup>39</sup> （訳注）2018年7月21日にスイスのローザンヌでIOCとGAISF（国際スポーツ団体連合）が共催したeスポーツフォーラムが、オリンピック競技種目にeスポーツを含めるための道筋をつけることを目標とせず今後継続的な対話と協力を行うことを前提に開催されたという事実を指すものと思われる。

<sup>40</sup> （訳注）スポーツ（Sportarten）は、スポーツクラブが所属する州スポーツ協会等の上位団体を指す。

電子スポーツシミュレーション, eゲーミング, 「e スポーツ」の位置づけの改定  
2021年10月<sup>41</sup>

D SOB (2021) Überarbeitete Position Elektronische Sportartensimulation eGaming und "eSport"

#### I. はじめに

D OSB の現在有効な位置付けである「電子スポーツシミュレーション, eゲーミング, 及び e スポーツ」は, 2018年3月から9月にかけて策定され, 2018年12月の D OSB 総会で承認された。組織的で公益志向のスポーツが「e スポーツ」にスポーツの価値観にそぐわないゲームが多数含まれているにも関わらず「e スポーツ」という用語を不適切に使用していたことが判明した。代わりに, D OSB とその加盟団体の対象領域としてのバーチャルスポーツと eゲーミングを含む2つの用語が D OSB の位置付けに当たって導入された。

- 2018年12月からの D OSB の位置付けでは, 電子スポーツシミュレーション (略して: バーチャルスポーツ) という用語は, スポーツを仮想世界に移行することを意味する場合に常に使用されると定式化された。定義は意図的に非常に広く, コンソールゲームやコンピューターゲームだけでなく, 身体活動を統合する仮想形式の提供物も含まれる。
- eゲーミングという用語は, スポーツやエクササイズを内容として持たず, コンソールやコンピューターでプレイされる他の全ての仮想形式の遊びや競技を表すために使用され, これとは区別された。

バーチャルスポーツは, スポーツだけでなくクラブや団体をデジタルで発展させる機会を提供するため, 団体やクラブはどの具体的なアプローチや戦略を実施できるかを検討することが推奨された。一方, eゲーミングの提供はスポーツの一部ではなく, 多くの子供や若者の日常生活の一部である。そのため, eゲーミングを扱うクラブとそこで働く人々を支援するための教育的概念を開発することを勧奨する。

最後に, 2018年からの D OSB の位置付けは, 公益志向のスポーツがバーチャルスポーツの非営利の性質にコミットしていることを定式化した。

「e スポーツ」, バーチャルスポーツ, eゲーミングの分野は常にダイナミックであったため, D OSB の位置付けを二点で特定する必要が生じた。まず, バーチャルスポーツという用語をより明確に定義する必要がある。そして, 非営利のバーチャルスポーツをどのように表現できるかという問題にも踏み込む必要がある。その決め手となったのは, 「e スポーツ」が非営利の地位を取得するための要件をどの程度満たしているか, またそれがどの程度バーチャルスポーツにも適用できるかについての, D OSB が研究を委託した専門家からの意見であった。研究の結果, バーチャルスポーツの非営利化は容易ではなく, バーチャルスポーツが何を理解し, どのような非営利化を目指すのかを具体化する必要があることが明らかとなった。

#### II. スポーツと運動のコンテキストにおける「e スポーツ」, バーチャルスポーツ, 及び eゲーミング

あらゆる年齢の人々がほとんどの時間を座って過ごし, 通常は身体活動がほとんどない。新型コロナウイルスの世界的流行により, この傾向が強まり, 運動する人がさらに減少した。同時に, 多くの研究が, 運動不足が健康と幸福に悪影響を及ぼし, 逆に運動が健康と幸福に非常に良い影響を与える可能性があることを示している。スポーツ, 特にクラブでのスポーツは, チームスピリットと敬意を伝え, 直接的な接触と交流を可能にする。

組織化されたスポーツは, 民主的に策定した規約とそれ自身が決定した規則を有する。D OSB とその加盟団体は, 自らを社会におけるスポーツと運動の提唱者であると考えており, 良好な枠組みの構築に取り組んでいる。より多くの人にスポーツやスポーツクラブでの運動に興味を持ってもらい, より活動的なライフスタイルを送るよう促すことを目的としている。この目標はまた, バーチャルスポーツと eゲーミングをどう取り扱うかを定める。

<sup>41</sup> D SOB (2021) Überarbeitete Position Elektronische Sportartensimulation eGaming und "eSport"  
[www.dosb.de/ueber-uns/esport](http://www.dosb.de/ueber-uns/esport)

### III. 「バーチャルスポーツ」という用語の分類

冒頭で説明したように、2018年12月からはDOSBの位置付けにより、電子スポーツシミュレーション（略して：バーチャルスポーツ）という用語の幅広い定義が策定された。これには、コンソールゲームやコンピューターゲームのほか、身体活動を統合した仮想形式の製品が含まれる。違いの基準は、表示及び表示されたコンテンツ（バーチャルスポーツとeゲーミング）と、表示されたコンテンツが実際のスポーツであるかどうかという問題であった。

バーチャルスポーツのこれまでの定義をより明確にするために、将来的には、身体的パフォーマンスの伝達又はスポーツを決定する運動活動の存在を中心的な基準として使用する。この新たな、より具体的な定義は、それが入力デバイスの操作に関する「だけ」なのか、それとも実際のスポーツを決定する運動活動なのか、という問題に対処している。スポーツは、それ自体以外に目的のない運動活動を特徴とする。いっぽうでコンピューターやコンソールゲームにおける入力デバイス进行操作するための運動活動は、「アバター」を動かすための手段にすぎない。

この差異基準（スポーツを決定する運動活動の存在）が基礎として採用される場合、コンピューターゲームとコンソールゲームは、その内容に関係なく、スポーツではない。一方でZwift, Peloton, レーザーシューティング, 又は「レースシミュレーション (SIM Racing)」など仮想的に（デジタルで）支援されたスポーツ活動は、スポーツである。

したがって、バーチャルスポーツの概念は、次のように分けることができる。

- a) 実際のスポーツを仮想的にのみ描写するコンソール及びコンピュータ ゲーム
- b) スポーツを決定する運動活動によって定義される、仮想的に（デジタルで）支援されるスポーツ活動。

「eゲーミング」という用語は変更されておらず、実際のスポーツをコンテンツとして持たない全てのコンピューターゲーム及びコンソールゲームが含まれる。

### IV. バーチャルスポーツの非営利団体

スポーツを定義する運動活動があるデジタルで支援されたスポーツはスポーツと分類することができ、したがって、現在の状況及び関連する団体の権限の下では非営利である。いっぽう現在クラブにとって、スポーツに関連するコンピュータ及びコンソールゲームの分野から提供されることは、法的に不確実性のある領域である。この落差を埋め、スポーツクラブがクラブの事情でコンピュータ及びコンソールゲームを法的に安全な方法で提供できるようにするためには、さまざまな方法がある。

ただし、スポーツに関連するコンピュータ及びコンソールゲームの提供自体が目的ではなく、非営利かつ法的に安全な形で子供や若者をスポーツクラブ及びスポーツならびにエクササイズを提供する可能性と結びつける必要がある。この点で目指すところは、スポーツに関連するコンピュータ及びコンソールゲーム（電子スポーツシミュレーション）を非営利の方法でスポーツクラブで提供できるようにすることである。同時に、コンピュータ及びコンソールゲームを非営利として認識することは目指すところではない。

具体的に我々は、非営利団体として認可されたスポーツクラブが課税される心配がないよう、DOSBに代表される団体の傘下で行われるスポーツにおいて、電子シミュレーションの提供が実現できるようにすることに取り組んでいる。その前提は、そのような提供がクラブの活動の一環として行われ、関連する電子スポーツシミュレーションが児童及び青少年保護法が適用される枠組みの中で提供されることである。そのため、差別的又は暴力的なコンテンツを含むバーチャルゲーム、及びギャンブル要素（ガチャ）を含むゲームは明示的に除外される。さらに、対応する製品の非営利性のために、USK（娯楽ソフトウェア事前審査機構）による年齢層別の制限が必要となる。

組織化されたスポーツは、コンピューターゲームやコンソールゲームがスポーツではないことを明確にするべきである。同時に、スポーツクラブはスポーツに関連するコンピューターゲームやコンソールゲームを法的に安全な方法で提供する必要があるが、仮想的に提供されているスポーツはスポーツとみなされ、したがって非営利でもある。ここでまた基本的か

つ戦略的な立場が維持される。仮想的に提供されるスポーツを支援し、クラブの方針に基づいてスポーツに関連するコンピューター及びコンソールゲームの活用を有効にする。

スポーツ団体やスポーツクラブには、社会の発展に対応し、子供や若者の関心を真剣に受け止め、彼らの成長に教育的に寄り添う義務と責任がある。このような背景に対して、スポーツクラブや団体がバーチャル空間によるさまざまな提供を通じて差別化を行い、クラブの新しいターゲットグループを獲得することは重要な戦略である。スポーツに関連するコンピュータゲームやコンソールゲームを使用する提案の目的は、常に子供や若者をクラブに誘い込み、スポーツや運動に夢中になってもらうことにある。そのためには信頼できる法的枠組みの条件が必要であり、それに向かって取り組みたいと考えている。

#### V. 運営上のまとめ

現在議論されている「e スポーツ」又はバーチャルスポーツと e ゲーミングの非営利性に関する問題について、DOSB は再び対処する必要がある。

eGaming という用語は変更されず、以前の「バーチャルスポーツ」という用語は、将来的に内部で区別される予定である。

- スポーツを決定する運動活動によって定義されるバーチャル（デジタル）に支援されたスポーツ活動（物理的なバーチャルスポーツ）、例えば Zwift や SIM レース（おそらく、物理的なバーチャルスポーツ）。
- e フットボールや e セーリングなど、実際のスポーツ（非物理的なバーチャルスポーツ）のみを仮想的に描写するスポーツに関連するコンピューター及びコンソールゲーム（おそらく、非物理的なバーチャルスポーツ）。

バーチャル（デジタル）で支援されるスポーツ活動は、既存のスポーツを決定する運動活動と身体的パフォーマンスの認識可能性によってすでにスポーツという用語に含まれており、税法の意味でのスポーツでもある。

スポーツに関連するコンピューター及びコンソール ゲームの分野では、組織化された公共の利益志向のスポーツは、スポーツ関連のコンピューター及びコンソール ゲームを提供したいクラブの法的確実性を可能にすることに取り組んでいる。具体的には、非営利団体が、スポーツに関連するコンピュータゲームやコンソールゲームを非営利で提供する機会を与えられることを意味する。

この解決案は、e ゲーミングの分野のスポーツやゲームに関連するコンピュータゲームやコンソールゲーム自体に非営利の地位を与えるものではないが、コンピュータやコンソールによるスポーツ関連のゲームに関与するスポーツクラブに対して、非営利法の下で回復力のある枠組み条件を保証する。

#### 9. デジタル技術・データ利活用等による DX の推進状況

スポーツ政策の文脈で用いられる DX は、「デジタル化によって影響を受ける環境変化に対する組織の適応を表すもの」と説明されている<sup>42</sup>。しかし連邦政府によるスポーツ分野のプロジェクトでは、DX でなくデジタル化（Digitalisierung）という用語が用いられている。以下に連邦内務省によるスポーツ分野のデジタル化プロジェクトについて説明する。

##### （1）連邦政府による地域スポーツデジタル化プロジェクト

連邦内務省(BMI)は2020年夏にプロバスケットボールチームのALBA Berlin と共同で Sport Digital プロジェクトを試験的に開始した<sup>43</sup>。同プロジェクトはコロナ禍も相まってスポーツハ

<sup>42</sup> DSOB (2022) Digitale Transformation im organisierten Sport  
www.fuehrungs-akademie.de/fileadmin/Redaktion/Dokumente/Broschuere\_Digitalisierung.pdf

<sup>43</sup> BMI und ALBA starten Modellprojekt "Sport digital"

のアクセスが不自由な社会的に恵まれていない世帯の児童、青少年、高齢者をターゲット層としたもので、全16州で展開されている。当初は2020年11月にALBAの選手らが自宅でも簡単にできるエクササイズをトルコ語やアラビア語などの多言語ニーズに対応したYouTubeチャンネル<sup>44</sup>提供を開始して大成功を収め、より積極的な視聴者をYouTubeチャンネルからThe Albathekウェブサイト<sup>45</sup>に誘導し、幼稚園児から小学生向けの200以上のスポーツゲームのアイデアと専門家による助言を提供するほか、全国主要都市で対面トレーニングコースを開催するというものである。同プロジェクトの所管は2021年冬に連邦内務省から連邦住宅都市開発建築省(BMWSB)に移管されて本格的なプロジェクトに移行し、2024年末までに政府補助金約277万ユーロが投入される<sup>46</sup>。

## (2) 連邦スポーツ科学研究所によるデジタル化推進プロジェクト

連邦内務省(BMI)の下部機関である連邦スポーツ科学研究所(BISp)は、スポーツのデジタル化(Digitalisierung im Sport)を推進するいくつかのプロジェクトを展開している<sup>47</sup>。

現在進行中のプロジェクトには以下のものがある。

### ① デジタルスポーツ施設地図の開発

コブレンツ応用科学大学と共同で、ドイツ国内のスポーツ施設データを統合管理しマッピングして提供する技術を研究している<sup>48</sup>。

### ② アスリート向けドーピング予防アプリの開発

NADA(国内アンチドーピング機構)と共同で、アスリートが大会参加時に用いるドーピング予防アプリを開発した<sup>49</sup>。

### ③ 再生管理アプリを用いたアスリートの疲労回復や細胞再生の研究

研究所が開発した再生管理アプリREGmonを用いて、アスリートのトレーニング又は競技後の疲労、身体負荷、ストレス、知覚変化等を収集・分析・評価し、個人の状況に適した疲労回復や細胞再生に向けた方法の最適化を研究し、成果を公表している<sup>50</sup>。

### ④ トップアスリート専用情報ポータル WISS.net

[/www.albaberlin.de/news/details/bmi-und-alba-starten-modellprojekt-sport-digital-mehr-bewegung-im-quartier/](http://www.albaberlin.de/news/details/bmi-und-alba-starten-modellprojekt-sport-digital-mehr-bewegung-im-quartier/)

<sup>44</sup> Sport macht Spaß | Alle Videos

[www.youtube.com/playlist?list=PL9H8VPpyaFzMWQe\\_X24Xo09IGfMrqfpl](https://www.youtube.com/playlist?list=PL9H8VPpyaFzMWQe_X24Xo09IGfMrqfpl)

<sup>45</sup> Sport Digital die ALBAthek <https://albathek.de/>

<sup>46</sup> Alba Berlin, Modellprogramm „Sport digital – Mehr Bewegung im Quartier“

[www.albaberlin.de/jugend/kita-schule/digitale-sportangebote/](http://www.albaberlin.de/jugend/kita-schule/digitale-sportangebote/)

<sup>47</sup> Digitalisierung im Sport: Ein Forschungsstand

[www.bisp.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/Nachrichten/2021/DigitalisierungSportForschungsstand.html](http://www.bisp.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/Nachrichten/2021/DigitalisierungSportForschungsstand.html)

<sup>48</sup> Grundlagen für einen digitalen Sportstättenatlas [www.bisp-sportinfrastruktur.de/Sportentwicklung/DE/Home/Aktuelles/OnlineWorkshopExpertiseDigitalerSportstaettenatlas.html?nn=8370948](http://www.bisp-sportinfrastruktur.de/Sportentwicklung/DE/Home/Aktuelles/OnlineWorkshopExpertiseDigitalerSportstaettenatlas.html?nn=8370948)

<sup>49</sup> e-Partizipation in der Dopingprävention: Digitale Mitsprache für Athletinnen und Athleten

[www.bisp.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/Nachrichten/2020/WebApp\\_DigitaleAthletenbeteiligung\\_UebergabeNADA.html?nn=8370948](http://www.bisp.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/Nachrichten/2020/WebApp_DigitaleAthletenbeteiligung_UebergabeNADA.html?nn=8370948)

<sup>50</sup> Kurzvideos für die Sportpraxis zu REGmon erschienen

[www.bisp.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/Nachrichten/2020/REGmanVideosSportpraxisREGmon.html?nn=8370948](http://www.bisp.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/Nachrichten/2020/REGmanVideosSportpraxisREGmon.html?nn=8370948)

## 第5章 ドイツ

WISS.net はトップアスリート約 700 人を限定的な対象とする登録制のポータルサイトであり、最新研究に基づいたコーチングの提供と、先端科学技術を活用したトレーニングの支援、ワークショップの提供が行われる<sup>51</sup>。

---

<sup>51</sup> WISS.net/de <https://wiss-netz.de/>

## 10. 参考文献

### 【外国語文献】

- 連邦保健省（2017）運動促進の実施及び推進に関する勧告  
（Nationalen Empfehlungen für Bewegung und Bewegungsförderung），連邦保健教育庁（BZgA）による同解説
- 連邦保健省（2021）パンデミック下の学校における子供及び青少年の身体活動の推進  
（Bewegungsförderung von Kindern und Jugendlichen in der Pandemie – Körperliche Aktivität ermöglichen in der Lebenswelt Schule）
- 連邦食糧農業省・連邦栄養学センター，健康な食生活を送りもっと運動するための国民行動計画  
（IN FORM - Deutschlands Initiative für gesunde Ernährung und mehr Bewegung）
- 連邦家族高齢者婦人青少年省（2022）認知症対策国家戦略（Nationale Demenzstrategie）
- 世界保健機構 ドイツにおける身体活動ファクトシート（WHO（2021）Germany Physical Activity Factsheet 2021）
- 連邦統計庁 保健統計データ 2021（Datenreport 2021 - Kapitel 9: Gesundheit）
- ゲーミング市場をめぐる政治的な状況（BPB（2019）Aus Politik und Zeitgeschichte: Gaming）



This Page Intentionally Left Blank

・第6章 韓国<sup>1</sup>

1. 概要

韓国のスポーツ行政機関は文化体育観光部である。文化体育観光部が交付する国の補助金は、国民体育振興法を設置根拠とする特殊法人である大韓体育会を通じて中央競技団体に当たる会員種目団体に配分される。

韓国ではスポーツと身体活動についてそれぞれ行政計画が策定されており、スポーツに関する行政計画は文化体育観光部が2018年に策定した「2030スポーツビジョン」、身体活動に関する行政計画は保健福祉部が2021年に策定した「第5次国民健康増進総合計画」である。

身体活動及びスポーツの定義は法律に規定されている。また身体活動は、保健福祉部の身体活動ガイドラインに活動の強度や種類に応じた定義が示されている。

スポーツ競技の会員種目団体は大韓体育会の審議を経て正会員種目団体、準会員種目団体、認定団体のいずれかとして大韓体育会に加入する。加入要件には、当該競技種目が「国民体育振興法」第2条第1号による体育の要件を備えていることを要するが、大韓囲碁協会が正会員種目団体、韓国ブリッジ連盟と大韓チェス連盟が準会員種目団体、eスポーツの国内統括団体であるKeSPAは認定団体として加入している。

囲碁に関しては2018年4月に「囲碁振興法」が制定され、同法に基づいて文化体育観光部は2021年12月に「囲碁振興基本計画」が策定された。身体活動を伴うバーチャルスポーツは文化体育観光部が国民体育振興公団を通じて全国の小学校100校を対象に「仮想現実スポーツ室設置支援事業」施策を実施している。ビデオゲームはeスポーツと呼ばれ、2012年2月に「eスポーツ（電子スポーツ）振興に関する法律」が成立した。

2. 関係機関

保健福祉部健康政策局の健康増進課は、予防保健上の身体活動政策を所管する。

また、国民の身体活動増進事業は、国民健康増進法第5条の3を設置根拠とする委託執行型準政府機関<sup>2</sup>である韓国健康増進開発院の健康増進センターの健康実践チームが所管している。

図表-6-1 予防保健上の身体活動政策を所管する行政機関

- ・保健福祉部（보건복지부）
  - ↳ 健康政策局（건강정책국）
    - ↳ 健康増進課（건강증진과）
      - ↳ 韓国健康増進開発院（한국건강증진개발원）
        - ↳ 健康増進事業センター（건강증진사업센터）
          - ↳ 健康実践チーム（건강실천팀）：身体活動増進事業を所管

<sup>1</sup> 本章において韓国の通貨を表す際には、ウォンを用いる。

参考までに、2022年における対円年平均為替レートは、1,000ウォン = 101.80円である。

<sup>2</sup> 公共機関の運営に関する法律（공공기관의 운영에 관한 법률）第5条「公共機関の区分」により、政府出資比率が50%以上は公企業、50%未満は準政府機関とされる。また、準政府機関のうち国の基金を直接管理する機関は基金管理型、基金管理型でない準政府機関は委託執行型に区分される。

## 第6章 韓国

スポーツを所管する行政機関は文化体育観光部である。e スポーツの支援・育成政策は文化体育観光部のコンテンツ政策局ゲームコンテンツ産業課が所管し、文化産業振興基本法第 31 条を設置根拠とする特殊法人である韓国コンテンツ振興院も e スポーツ振興に関与する。

国民体育振興法第 36 条を設置根拠とする特殊法人の国民体育振興公団は我が国の JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）に概ね相当する機関である。

国民体育振興法第 33 条を設置根拠とする特殊法人の大韓体育会は韓国の国内オリンピック委員会であり、我が国の中央競技団体に当たる会員種目団体を認定する。

韓国の地方自治はソウル特別市、6 の広域市、8 の道、済州特別自治道、世宗特別自治市の合計 17 の第一級地方行政区画で区分され、これらは一般に市・道というところ、全国に 17 の市・道に置かれた市・道体育会は地域におけるスポーツ政策の振興を担っており、各市・道体育会は地域で活動する種目別のスポーツ団体を統括している。

これらの行政機関の関係を整理すれば次のようになる。

図表-6-2 スポーツ政策に係る行政機関

<p>【国の機関】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化体育観光部（문화체육관광부）<ul style="list-style-type: none"><li>└ 体育局（체육국）<ul style="list-style-type: none"><li>└ 体育政策課（체육정책과）</li><li>└ スポーツ産業課（스포츠산업과）</li><li>└ 体育振興課</li><li>└ 国際体育課</li><li>└ 障害者体育課</li><li>└ スポーツレガシー課</li></ul></li><li>└ コンテンツ政策局（콘텐츠정책국）<ul style="list-style-type: none"><li>└ ゲームコンテンツ産業課（게임콘텐츠산업과）：e スポーツの支援・育成施策を所管</li></ul></li></ul></li><li>└ 国民体育振興公団（국민체육진흥공단：KSPO）<ul style="list-style-type: none"><li>└ スポーツ産業振興本部（스포츠산업진흥본부）<ul style="list-style-type: none"><li>└ スポーツ産業振興室（스포츠산업진흥실）<ul style="list-style-type: none"><li>└ 産業基盤チーム（산업기반팀）：仮想現実スポーツ室設置支援事業を所管</li></ul></li></ul></li><li>└ 韓国スポーツ政策科学院（한국스포츠정책과학원：KISS）</li></ul></li><li>└ 大韓体育会（대한체육회）<ul style="list-style-type: none"><li>└ <sup>（所管）</sup> 種目団体（종목단체）：中央競技団体</li></ul></li><li>└ 韓国コンテンツ振興院（한국콘텐츠진흥원）</li></ul>
<p>【市・道の機関】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市・道体育会（시·도체육회）：17 団体<ul style="list-style-type: none"><li>└ <sup>（所管）</sup> 市・道種目団体（시·도종목단체가）</li></ul></li></ul>

## 3. 関係法令

図表-6-3 韓国におけるスポーツ及び身体活動に関する法令の体系

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民体育振興法（국민체육진흥법）<sup>3</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 国民体育振興法施行令（국민체육진흥법 시행령）<sup>4</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 国民体育振興法施行規則（국민체육진흥법 시행규칙）<sup>5</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 国民健康増進法（국민건강증진법）<sup>6</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 国民健康増進法施行令（국민건강증진법 시행령）<sup>7</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 国民健康増進法施行規則（국민건강증진법 시행규칙）<sup>8</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• スポーツ基本法（스포츠기본법）<sup>9</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ スポーツ基本法施行令（스포츠기본법 시행령）<sup>10</sup></li> </ul> </li> <li>• スポーツ産業振興法（스포츠산업 진흥법）<sup>11</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ スポーツ産業振興法施行令（스포츠산업 진흥법 시행령）<sup>12</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ スポーツ産業振興法施行規則（스포츠산업 진흥법 시행규칙）<sup>13</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 文化産業振興基本法（문화산업진흥 기본법）<sup>14</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 文化産業振興基本法施行令（문화산업진흥 기본법 시행령）<sup>15</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 文化産業振興基本法施行規則（문화산업진흥 기본법 시행규칙）<sup>16</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 囲碁振興法（바둑 진흥법） <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 囲碁振興法施行令（바둑 진흥법 시행령）<sup>17</sup></li> </ul> </li> <li>• ゲーム産業振興に関する法律（게임산업진흥에 관한 법률）<sup>18</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ ゲーム産業振興に関する法律施行令（게임산업진흥에 관한 법률 시행령）<sup>19</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ ゲーム産業振興に関する法律施行規則（게임산업진흥에 관한 법률 시행규칙）<sup>20</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• eスポーツ（電子スポーツ）振興に関する法律（이스포츠(전자스포츠) 진흥에 관한 법률）<sup>21</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ eスポーツ（電子スポーツ）振興に関する法律施行令（이스포츠(전자스포츠) 진흥에 관한 법률 시행령）<sup>22</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ eスポーツ（電子スポーツ）振興に関する法律施行規則（이스포츠(전자스포츠) 진흥에 관한 법률 시행규칙）<sup>23</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
---

<sup>3</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240045&efYd=20220811&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240045&efYd=20220811&ancYnChk=0#0000)

<sup>4</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244129&efYd=20220811&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244129&efYd=20220811&ancYnChk=0#0000)

<sup>5</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244297&efYd=20220811&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244297&efYd=20220811&ancYnChk=0#0000)

<sup>6</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237893&efYd=20220622&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237893&efYd=20220622&ancYnChk=0#0000)

<sup>7</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237157&efYd=20211204&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237157&efYd=20211204&ancYnChk=0#0000)

<sup>8</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=243357&efYd=20220622&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=243357&efYd=20220622&ancYnChk=0#0000)

<sup>9</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234571&efYd=20220616&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234571&efYd=20220616&ancYnChk=0#0000)

<sup>10</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240167&efYd=20220211&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240167&efYd=20220211&ancYnChk=0#0000)

<sup>11</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239507&efYd=20220719&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239507&efYd=20220719&ancYnChk=0#0000)

<sup>12</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228749&efYd=20210123&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228749&efYd=20210123&ancYnChk=0#0000)

<sup>13</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228749&efYd=20210123&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228749&efYd=20210123&ancYnChk=0#0000)

<sup>14</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211409&efYd=20191119&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211409&efYd=20191119&ancYnChk=0#0000)

<sup>15</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239501&efYd=20220118&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239501&efYd=20220118&ancYnChk=0#0000)

<sup>16</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232763&efYd=20210609&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232763&efYd=20210609&ancYnChk=0#0000)

<sup>17</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231391&efYd=20210714&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231391&efYd=20210714&ancYnChk=0#0000)

<sup>18</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233991&efYd=20220721&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233991&efYd=20220721&ancYnChk=0#0000)

<sup>19</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=243213&efYd=20220621&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=243213&efYd=20220621&ancYnChk=0#0000)

<sup>20</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242857&efYd=20220603&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242857&efYd=20220603&ancYnChk=0#0000)

<sup>21</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239491&efYd=20220719&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239491&efYd=20220719&ancYnChk=0#0000)

<sup>22</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210376&efYd=20190827&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210376&efYd=20190827&ancYnChk=0#0000)

<sup>23</sup> [www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232757&efYd=20210609&ancYnChk=0#0000](http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232757&efYd=20210609&ancYnChk=0#0000)

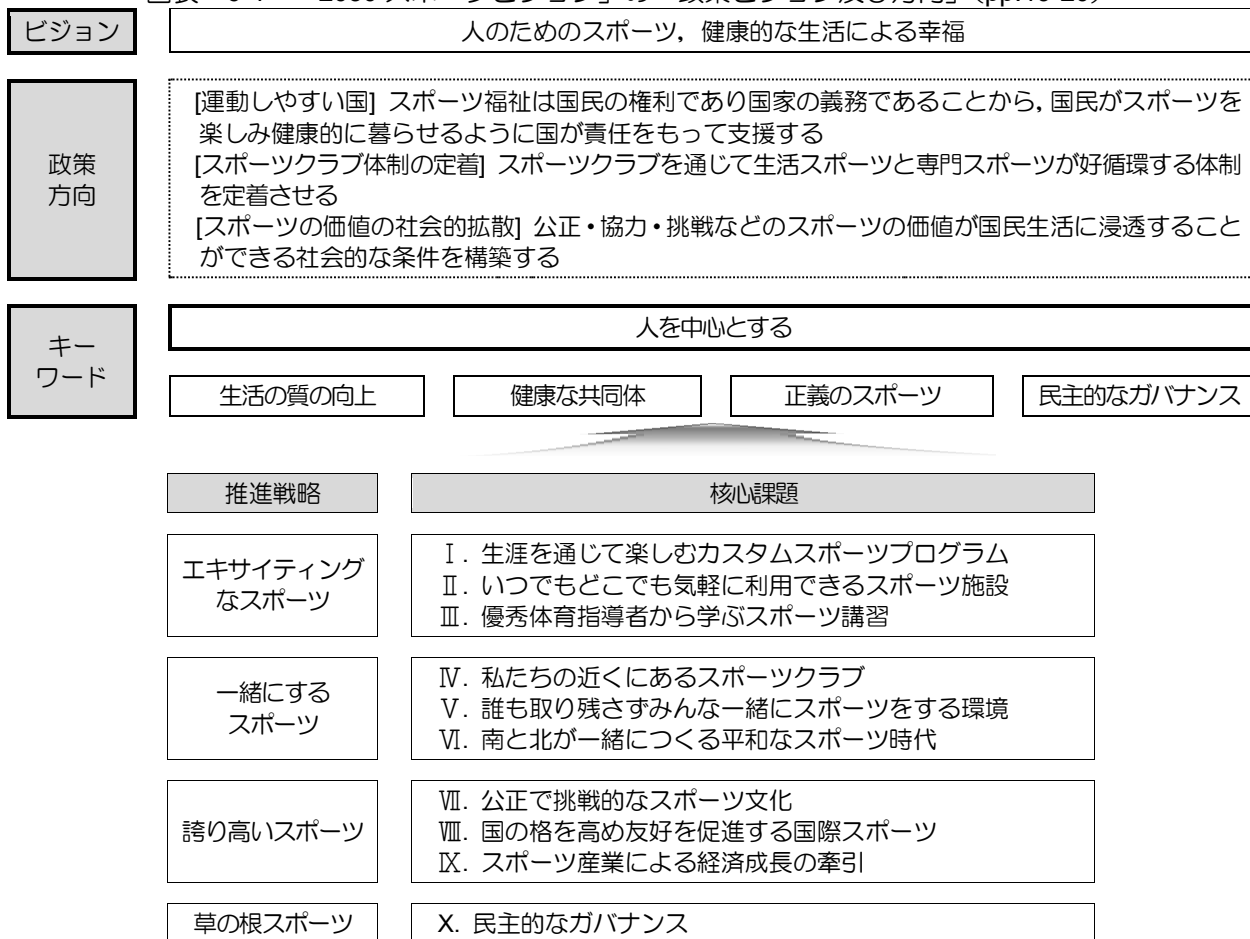
4. スポーツに関する行政計画

韓国ではスポーツに関する行政計画と、身体活動に関する行政計画が別々に策定されている。

(1) スポーツに関する行政計画

スポーツに関する行政計画は、文化体育観光部が2018年6月に公表した「2030 スポーツビジョン」である<sup>24</sup>。同計画の構成は以下のとおり。

図表-6-4 「2030 スポーツビジョン」の「政策ビジョン及び方向」(pp.19-20)



図表-6-5 「2030 スポーツビジョン」の10の核心課題と25の細部課題 (pp.20-21)

推進戦略	10の核心課題		25の細部課題	
エキサイティングなスポーツ	I.	生涯を通じて楽しむカスタムスポーツプログラム	(1)	3歳から始まるスポーツ活動の習慣化
			(2)	青少年のスポーツ体験の多様化
			(3)	100歳まで続くスポーツ活動の日常化
	II.	いつでもどこでも気軽に利用できるスポーツ施設	(4)	日常で気軽に利用できるスポーツ施設
			(5)	スポーツ施設及び情報の体系的な管理
			(6)	選手と指導者が社会的に認知される条件づくり
III.	優秀体育指導者から学ぶ			

<sup>24</sup> 文化体育観光部 (2018) 2030 スポーツビジョン (2030 스포츠비전)  
[www.mcst.go.kr/kor/s\\_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1193&pDataCD=0417000000&pType=](http://www.mcst.go.kr/kor/s_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1193&pDataCD=0417000000&pType=)

推進戦略	10の核心課題		25の細部課題	
		スポーツ講習	(7)	体育指導者の養成・配置体制の先進化
一緒にするスポーツ	Ⅳ.	私たちの近所にあるスポーツクラブ	(8)	スポーツクラブ支援体系の改善
			(9)	スポーツクラブエコシステムの多様化
			(10)	スポーツクラブ基盤の専門選手育成体系の構築
	Ⅴ.	誰も取り残さずみんな一緒にスポーツをする環境	(11)	疎外された青少年のためのスポーツプログラム支援
			(12)	障害者スポーツサービスの利便性の強化
	Ⅵ.	南と北が一緒につくる平和なスポーツ時代	(13)	持続可能な南北スポーツ交流の基盤づくり
(14)			南北スポーツ交流の復元と拡大	
誇り高いスポーツ	Ⅶ.	公正で戦略的なスポーツ文化	(15)	スポーツ工程の文化づくり
			(16)	選手育成体制の強化
	Ⅷ.	国の格を高め友好を促進する国際スポーツ	(17)	国際スポーツ交流の法制度基盤の構築
			(18)	韓国特性化国際交流事業の開発
			(19)	戦略的な国際交流の拡大
	Ⅸ.	スポーツ産業による経済成長の牽引	(20)	スポーツ産業の持続的成長のための新市場の創出
(21)			国内スポーツ企業の成長支援	
(22)			スポーツ産業イノベーション基盤の組成	
草の根スポーツ	Ⅹ.	民主的なガバナンス	(23)	スポーツ福祉実現のためのガバナンス
			(24)	体育団体の能力及び責任の強化
			(25)	未来志向による法令体系の改編

なお、2022年5月10日に就任した尹錫悦（ユン・ソギョル）大統領が就任直前の5月3日に公表した「110の国政課題」では60番目に「すべてのためのスポーツ、細やかなスポーツ福祉の実現」として政府のスポーツ政策方針が示されている<sup>25</sup>。

## （2）身体活動に関する行政計画

身体活動政策について、含まれる国の行政計画は、「国民健康増進法」第4条（国民健康増進計画の策定）に基づいて保健福祉部が2021年に公表した「第5次国民健康増進総合計画」である。同計画には6個の分野に28個の重点課題、400個の業績指標が示され、うち「健康寿命と健康の公平性」に寄与する64個の指標が代表指標とされており、重点課題「身体活動」については、成人の有酸素身体活動実践率を男女別かつ年齢標準化した指標が代表指標とされ、所得1-5分位成人の有酸素身体活動実践率を男女別かつ年齢標準化した指標が公平性指標として用いられている<sup>26</sup>。

また保健福祉部は、「国民健康増進法」第6条（健康にやさしい環境づくり及び健康生活の支援等）関係、第16条の2（身体活動奨励事業の計画策定・施行）関係、第19条（健康増進

<sup>25</sup> ユン・ソギョル政府 110の国政課題（윤석열정부 110대 국정과제）  
[https://ifac.or.kr/IFACBBS/board.php?bo\\_table=ifacbbs\\_dw5303&wr\\_id=2327](https://ifac.or.kr/IFACBBS/board.php?bo_table=ifacbbs_dw5303&wr_id=2327)

<sup>26</sup> 保健福祉部（2021）国民健康増進総合計画（국민건강증진종합계획）  
[www.mohw.go.kr/react/policy/index.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=06&MENU\\_ID=06330101&PAGE=1&topTitle](http://www.mohw.go.kr/react/policy/index.jsp?PAR_MENU_ID=06&MENU_ID=06330101&PAGE=1&topTitle)

## 第6章 韓国

事業等)に基づく「地域統合健康増進事業」を毎年実施しており、身体活動分野の事業に関する案内書を公表している<sup>27</sup>。

---

<sup>27</sup> 保健福祉部 (2021) 2021 年地域社会統合健康増進事業 身体活動分野案内書 (2021 年 지역사회 통합 건강증진사업 신체활동분야 안내서)  
[www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=03&MENU\\_ID=032901&CONT\\_SEQ=365163](http://www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=032901&CONT_SEQ=365163)

## 5. 中央競技団体のスポーツ

中央競技団体は種目団体という。種目団体となることは大韓体育会の会員に加入（가입）することであるため、加入した種目団体は加入種目団体と呼ばれる。大韓体育会定款第7条は「種目団体は体育会に会員として加入することができ、会員種目団体は正会員団体、準会員団体及び認定団体に区分する。」と規定している。加入には大韓体育会理事会の審議を要し、審査要件は大韓体育会の内規である「加入・脱退規定（가입・탈퇴규정）」に規定されている<sup>28</sup>。

種目団体の加入要件は、「加入・脱退規定」第4条の正会員団体、第5条の準会員団体、第6条の認定団体という3つの資格間で一部異なる。要件を整理すると次のように示される。

図表-6-6 種目団体の大韓体育会加入資格

	正会員団体	準会員団体	認定団体
1	全国を代表する当該種目唯一の団体であること		
2	種目が「国民体育振興法」第2条第1号による体育の要件を備えていること		
3	全国を総括する権威と指導力が認められる種目団体であること		
4	12以上の市・道種目団体が該当する市・道体育会に加入していること	9以上の市・道種目団体が該当する市・道体育会に加入していること	3以上の市・道種目団体が該当する市・道体育会に加入していること
5	上記の市・道種目団体が年1回以上大会を主催していること		
6	IOC又はアジアオリンピック評議会の承認を受けた種目であること。ただし、競技種目又は団体の特性によって例外を認めることがある		—
7	その種目の普及度と競技力の発展性が認められること		
8	文化体育観光部が所管する法人であること		—
9	種目団体の定款（又は規約）が制定されていること		

「加入・脱退規定」第7条（審議手続）と第8条（等級及び加入審議）には、次のように規定されている。

## 第7条（審議手続）

- ① 加入及び脱退に関する審議手続は、定款第9条による。
- ② 体育会に会員として加入しようとする団体は、認定団体として加入しなければならない。ただし、オリンピック競技大会種目とアジア競技大会種目は準会員団体として加入することができる。
- ③ 準会員団体は、準会員団体の承認日から3年後に正会員団体の昇格審議を要請することができ、体育会は承認条件の履行の可否を必ず審査しなければならない。認定団体の準会員団体昇格経過期間と審議要請についても同じとする。

## 第8条（等級及び加入審議）

- ① 体育会は、正会員団体、準会員団体、認定団体の加入要件を毎年審議する。
- ② 等級審議において、正会員、準会員団体が第5条又は第6条の加入要件に該当する場合には、当該団体となる。
- ③ 削除
- ④ 体育会は、等級及び加入審議のために外部専門家を含む自己審議会議体の諮問をすることができる。

現在の会員種目団体のうちマインドスポーツの種目団体に関しては、2005年設立の社団法人大韓囲碁協会（(사)대한바둑협회）が2009年に正会員に、1993年設立の韓国ブリッジ協会

<sup>28</sup> 大韓体育会（2021）加入・脱退規定（가입・탈퇴규정）  
www.sports.or.kr/home/010708/0010/main.do



## 第6章 韓国

(한국브리지협회)が2021に準会員に、2007年設立の大韓チェス連盟(대한체스연맹)が2009年に認定団体となりその後2015年に準会員として大韓体育会に加入している。

また、eスポーツの国内統括団体であるKeSPA(韓国eスポーツ協会)は2015年に大韓体育会から準会員加入の承認を受けたものの、同年に大韓体育会が国民生活体育会と統合したことで種目別団体の等級分類基準条件が新設され、1年間の猶予期間後も条件を満たせなかったために2016年に会員資格を喪失した。そのため2018年のジャカルタ-バンパレンアジア競技大会のデモ種目にeスポーツが採用された際は一時的に許可された準会員資格で出場した。その後2019年12月27日の大韓体育会理事会でKeSPAの準会員加入が承認された<sup>29</sup>。

図表-6-7 大韓体育会 正会員加入種目団体(62団体)のスポーツ<sup>30</sup>

コムド(검도)※韓国武術	スキー(스키)
ゲートボール(게이트볼)	馬術(승마)
ゴルフ(골프)	シルム(씨름)※韓国相撲
国学気功(국학기공)	アイスホッケー(아이스하키)
大韓弓道(대한궁도)	野球・ソフトボール(야구소프트볼)
グラウンドゴルフ(그라운드골프)	アーチェリー(양궁)
近代五種(근대5종)	エアロビクスヒップポップ(에어로빅힙합)
バスケットボール(농구)	ウエイトリフティング(역도)
ビリヤード(당구)	セーリング(요트)
ダンススポーツ(댄스스포츠)	武術太極拳(우슈)
15人制ラグビー(럭비)	柔道(유도)
レスリング(레슬링)	陸上(육상)
ローラースポーツ(롤러스포츠)	自転車(자전거)
リュージュ(루지)	ボート(조정)
囲碁(바둑)	チョック(족구)※足球
バイアスロン(바이애슬론)	なわとび(줄넘기)
バレーボール(배구)	トライアスロン(철인3종)
バドミントン(배드민턴)	体操(체조)
ボディービル(보디빌딩)	サッカー(축구)
ボクシング(복싱)	カヌー(카누)
ボウリング(볼링)	カーリング(컬링)
ボブスレー・スケルトン(봅슬레이스켈레톤)	卓球(탁구)
氷上競技(빙상경기)	テコンドー(태권도)
射撃(사격)	テッキョン(택견)
山岳スポーツ(산악)	テニス(테니스)
セパタクロ(세팍타크로)	パークゴルフ(파크골프)
ソフトテニス(소프트테니스)	パラグライダー(패러글라이딩)
水上スキー、ウェイクボード(수상스키·웨이크스포츠)	フェンシング(펜싱)
水泳(수영)	ホッケー(하키)
水中・フィンスイミング(수중·핀수영)	ハプキドー(합기도)※合気道 <sup>31</sup>
スカッシュ(스쿼시)	ハンドボール(핸드볼)

<sup>29</sup> 韓国eスポーツ協会, 大韓体育会準会員加入承認(한국e스포츠협회, 대한체육회 준회원 가입 승인)  
[http://www.e-sports.or.kr/board\\_kespa2018.php?b\\_no=6&\\_module=data&\\_page=view&b\\_no=6&b\\_pid=9999465400](http://www.e-sports.or.kr/board_kespa2018.php?b_no=6&_module=data&_page=view&b_no=6&b_pid=9999465400)

<sup>30</sup> 大韓体育会 登録状況 正会員種目団体(대한체육회 등록현황 정회원 종목단체)  
<https://g1.sports.or.kr/stat/statorg.do>

<sup>31</sup> ハプキドーは漢字では合気道と書き、日本の大東流合気柔術を原型とするが、大東流合気柔術や合気道にはない蹴り技が含まれるなど、韓国独自に変容した武術である。

図表-6-8 大韓体育会 準会員加入種目団体（8 団体）のスポーツ<sup>32</sup>

空手 (가라테)	チェス (체스)
コントラクトブリッジ (브리지)	カバディ (카바디)
e スポーツ (이스포츠)	クラッシュ (크라쉬)
柔術 (주짓)	キックボクシング (킥복싱)

図表-6-9 大韓体育会 加入認定団体（12 団体）のスポーツ<sup>33</sup>

ムエタイ (무에타이)	特攻武術 (특공무술)
オリエンテーリング (오리엔티어링)	モーターボート (파워보트)
ヨガ (요가)	フライングディスク (플라잉디스크)
綱引き (줄다리기)	フロアボール (플로어볼)
チアリーディング (치어리딩)	ドッジボール (피구)
テックボール (테크볼)	韓弓 (한궁) <sup>34</sup>

図表-6-10 加入種目団体の財政的自立率（単位：百万ウォン）<sup>35</sup>

区分	連番	団体名	スポーツ	2020 年決算状況			2019 年 財政的 自立率
				合計決算額	自己負担	財政的 自立率	
正 会 員	1	大韓コムド会 (대한검도회)	コムド (검도) ※韓国武術	2,779,258	2,366,533	85.15	78.1
	2	韓国ゲートボール協会 (대한게이트볼협회)	ゲートボール (게이트볼)	678,413	545,252	80.37	69.0
	3	大韓ゴルフ協会 (대한골프협회)	ゴルフ (골프)	5,690,809	5,047,777	88.70	86.7
	4	大韓国学気功協会 (대한국학기공협회)	国学気功 (국학기공)	599,296	333,013	55.57	43.0
	5	大韓弓道協会 (대한궁도협회)	大韓弓道 (대한궁도)	692,983	380,823	54.95	51.4
	6	大韓グラウンドゴルフ協会 (대한그라운드골프협회)	グラウンドゴルフ (그라운드골프)	385,023	245,116	63.66	51.1
	7	韓国近代五種連盟 (대한근대 5종연맹)	近代五種 (근대 5종)	3,844,711	2,488,053	64.71	52.1
	8	韓国バスケットボール協会 (대한민국농구협회)	バスケットボール (농구)	3,725,644	1,484,315	39.84	39.8
	9	大韓ビリヤード連盟 (대한당구연맹)	ビリヤード (당구)	3,115,873	1,242,584	39.88	80.1
	10	韓国ダンススポーツ連盟 (대한민국댄스스포츠연맹)	ダンススポーツ (댄스스포츠)	428,839	106,145	24.75	30.7
	11	韓国ラグビー協会 (대한럭비협회)	15 人制ラグビー (럭비)	1,401,969	817,732	58.33	44.7
	12	大韓レスリング協会 (대한레슬링협회)	レスリング (레슬링)	3,735,202	858,203	22.98	15.3
	13	大韓ローラースポーツ連盟 (대한롤러스포츠연맹)	ローラースポーツ (롤러스포츠)	1,071,162	694,627	64.85	56.3
	14	大韓リュージュ競技連盟	リュージュ	1,528,556	395,334	25.86	20.9

<sup>32</sup> 大韓体育会 登録状況 準会員種目団体 (대한체육회 등록현황 준회원 종목단체)  
<https://g1.sports.or.kr/stat/statorg.do>

<sup>33</sup> 大韓体育会 会員種目団体現況 (회원종목단체 현황) 基準日：2022 年 9 月 27 日  
[www.sports.or.kr/home/010612/0000/view.do?T\\_IDX=300819](http://www.sports.or.kr/home/010612/0000/view.do?T_IDX=300819)

<sup>34</sup> 韓弓は磁石の付いたダーツ状の韓弓ピンを一定の距離からアーチェリー標的版に向かって投擲しスコアを競う韓国独自の競技。

<sup>35</sup> 文化体育観光部 (2022) 2020 年体育白書 (2020 체육백서), pp.62-64 表 1-20

[www.mcst.go.kr/kor/s\\_policy/dept/deptView.jsp?pCurrentPage=1&pType=07&pTab=01&pSeq=1599&pDataCD=0417000000&pSearchType=01&pSearchWord=](http://www.mcst.go.kr/kor/s_policy/dept/deptView.jsp?pCurrentPage=1&pType=07&pTab=01&pSeq=1599&pDataCD=0417000000&pSearchType=01&pSearchWord=)

第6章 韓国

区分	連番	団体名	スポーツ	2020年決算状況			2019年 財政的 自立率
				合計決算額	自己負担	財政的 自立率	
		(대한루지경기연맹)	(루지)				
	15	大韓囲碁協会 (대한바둑협회)	囲碁 (바둑)	3,023,819	926,110	30.63	45.4
	16	韓国バイアスロン連盟 (대한바이애슬론연맹)	バイアスロン (바이애슬론)	1,668,678	310,521	18.61	18.2
	17	韓国バレーボール協会 (대한민국배구협회)	バレーボール (배구)	9,286,102	7,016,119	75.56	51.0
	18	大韓バドミントン協会 (대한배드민턴협회)	バドミントン (배드민턴)	6,170,117	1,454,258	23.57	22.8
	19	韓国ボディービル協会 (대한보디빌딩협회)	ボディービル (보디빌딩)	1,034,193	772,018	74.65	59.5
	20	大韓ボクシング協会 (대한복싱협회)	ボクシング (복싱)	1,759,527	321,635	18.28	20.1
	21	大韓ボウリング協会 (대한볼링협회)	ボウリング (볼링)	1,976,705	1,246,455	63.06	56.8
	22	大韓ボブスレー・スケルトン競技連盟 (대한봅슬레이·스켈레톤경기연맹)	ボブスレー・スケルトン (봅슬레이스켈레톤)	4,573,360	1,973,109	43.14	43.0
	23	大韓氷上競技連盟 (대한빙상경기연맹)	氷上競技 (빙상경기)	8,804,168	7,088,020	80.51	63.1
	24	大韓射撃連盟 (대한사격연맹)	射撃 (사격)	4,049,368	1,488,221	36.75	44.9
	25	大韓山岳連盟 (대한산악연맹)	山岳スポーツ (산악)	2,326,927	485,658	20.87	52.4
	26	大韓セパタクロー協会 (대한세팍타크로협회)	セパタクロー (세팍타크로)	1,156,986	158,713	13.72	11.9
	27	韓国ソフトテニス協会 (대한소프트테니스협회)	ソフトテニス (소프트테니스)	1,000,272	349,794	34.97	26.4
	28	大韓水上スキー・ウェイクボード協会 (대한수상스키·웨이크보드협회)	水上スキー, ウェイクボード (수상스키·웨이크스포츠)	526,473	311,827	59.23	36.3
	29	大韓水泳連盟 (대한수영연맹)	水泳 (수영)	3,644,375	973,865	26.72	27.6
	30	大韓水中・フィンスイミング協会 (대한수중핀수영협회)	水中・フィンスイミング (수중.핀수영)	1,294,288	971,917	75.09	81.3
	31	大韓スカッシュ連盟 (대한스쿼시연맹)	スカッシュ (스쿼시)	921,217	147,516	16.01	15.1
	32	大韓スキー協会 (대한스키협회)	スキー (스키)	8,147,679	3,872,445	47.53	38.2
	33	大韓馬術協会 (대한승마협회)	馬術 (승마)	1,650,115	913,777	55.38	39.4
	34	大韓シルム協会 (대한씨름협회)	シルム (씨름) ※韓国相撲	7,437,455	1,366,040	18.37	16.9
	35	大韓アイスホッケー協会 (대한아이스하키협회)	アイスホッケー (아이스하키)	5,969,484	342,468	5.74	56.2
	36	大韓野球ソフトボール協会 (대한야구소프트볼협회)	野球・ソフトボール (야구소프트볼)	7,467,013	2,275,045	30.47	28.7
	37	大韓アーチェリー協会 (대한양궁협회)	アーチェリー (양궁)	5,851,557	4,511,408	77.10	80.8
	38	大韓エアロビックヒップホップ協会 (대한에어로빅힙합협회)	エアロビクスヒップホッ プ (에어로빅힙합)	1,391,176	936,823	67.34	33.8
	39	大韓ウエイトリフティング連盟	ウエイトリフティング	1,736,586	502,214	28.92	30.1

区分	連番	団体名	スポーツ	2020年決算状況			2019年 財政的 自立率
				合計決算額	自己負担	財政的 自立率	
		(대한역도연맹)	(역도)				
	40	大韓ヨット協会 (대한요트협회)	セーリング (요트)	1,722,807	339,301	19.69	17.8
	41	大韓武術太極拳協会 (대한우슈협회)	武術太極拳 (우슈)	2,536,060	259,076	10.22	9.8
	42	大韓柔道会 (대한유도회)	柔道 (유도)	2,892,952	855,116	29.56	31.0
	43	大韓陸上連盟 (대한육상연맹)	陸上 (육상)	6,490,595	3,304,671	50.91	50.3
	44	大韓自転車連盟 (대한자전거연맹)	自転車 (자전거)	4,491,070	1,362,094	30.33	45.9
	45	大韓ボート協会 (대한조정협회)	ボート (조정)	1,676,295	816,407	48.70	61.4
	46	韓国縄跳び協会 (대한민국줄넘기협회)	なわとび (줄넘기)	379,092	240,690	63.49	65.2
	47	大韓チョック協会 (대한민국족구협회)	チョック (족구) ※足球	519,744	282,420	54.34	60.4
	48	大韓トライアスロン協会 (대한철인3종협회)	トライアスロン (철인3종)	1,666,824	1,017,474	61.04	42.2
	49	大韓体操協会 (대한체조협회)	体操 (체조)	3,519,045	1,119,572	31.81	39.4
	50	大韓サッカー協会 (대한축구협회)	サッカー (축구)	66,478,134	41,390,365	62.26	69.4
	51	大韓カヌー連盟 (대한카누연맹)	カヌー (카누)	1,445,332	402,967	27.88	25.1
	52	韓国カーリング連盟 (대한컬링경기연맹)	カーリング (컬링)	1,092,672	385,013	35.24	38.5
	53	大韓卓球協会 (대한탁구협회)	卓球 (탁구)	4,849,840	2,808,560	57.91	64.7
	54	大韓テコンドー協会 (대한태권도협회)	テコンドー (태권도)	7,417,535	4,499,088	60.65	57.1
	55	大韓テッキョン会 (대한택견회)	テッキョン (택견)	430,786	106,161	24.64	14.6
	56	韓国テニス協会 (대한테니스협회)	テニス (테니스)	2,701,687	1,059,027	39.20	54.2
	57	大韓パークゴルフ協会 (대한파크골프협회)	パークゴルフ (파크골프)	715,599	558,357	78.03	67.0
	58	韓国パラグライディング協会 (대한패러글라이딩협회)	パラグライディング (패러글라이딩)	421,042	167,119	39.69	38.9
	59	韓国フェンシング協会 (대한펜싱협회)	フェンシング (펜싱)	5,417,404	3,526,475	65.10	50.2
	60	大韓ホッケー協会 (대한하키협회)	ホッケー (하키)	1,885,959	444,504	23.57	23.6
	61	大韓ハプキドー協会 (대한합기도총협회)	ハプキドー (합기도) ※合気道	851,028	339,585	39.90	38.2
	62	韓国ハンドボール協会 (대한핸드볼협회)	ハンドボール (핸드볼)	9,306,904	7,377,656	79.27	70.5
準 会 員	1	大韓サーフィン協会 (대한서핑협회)	サーフィン (서핑)	24,800	24,800	100.00	—
	2	大韓柔術会	柔術	195,790	195,790	100.00	100.0

第6章 韓国

区分	連番	団体名	スポーツ	2020年決算状況			2019年 財政的 自立率
				合計決算額	自己負担	財政的 自立率	
		(대한주짓수회)	(주짓수)				
	3	大韓空手連盟 (대한카라테연맹)	空手 (가라테)	503,140	23,844	4.74	11.8
	4	韓国カバディ協会 (대한카바디협회)	カバディ (카바디)	172,514	113,501	65.79	18.4
	5	韓国キックボクシング協会 (대한킥복싱협회)	キックボクシング (킥복싱)	166,040	106,862	64.36	71.8
	6	大韓クラッシュ連盟 (대한크라쉬연맹)	クラッシュ (크라쉬)	25,980	25,980	100.0	100.0
認定 団体	1	大韓オリエンテーリング連盟 (대한오리엔티어링연맹)	オリエンテーリング (오리엔티어링)	N/A	N/A	N/A	N/A
	2	大韓ヨガ会 (대한요가회)	ヨガ (요가)	N/A	N/A	N/A	N/A
	3	大韓民国綱引き協会 (대한민국줄다리기협회)	綱引き (줄다리기)	N/A	N/A	N/A	N/A
	4	大韓チアリーディング協会 (대한치어리딩협회)	チアリーディング (치어리딩)	N/A	N/A	N/A	N/A
	5	大韓テックボール協会 (대한테크볼협회)	テックボール (테크볼협회)	N/A	N/A	N/A	N/A
	6	大韓特攻武術中央会 (대한특공무술중앙회)	特攻武術 (특공무술)	N/A	N/A	N/A	N/A
	7	大韓パワーボート連盟 (대한파워보트연맹)	パワーボート (파워보트)	N/A	N/A	N/A	N/A
	8	大韓民国フライングディスク連盟 (대한민국플라잉디스크연맹)	フライングディスク (플라잉디스크)	N/A	N/A	N/A	N/A
	9	大韓フロアボール協会 (대한플로어볼협회)	フロアボール (플로어볼)	N/A	N/A	N/A	N/A
	10	大韓ドッジボール連盟 (대한피구연맹)	ドッジボール (피구)	N/A	N/A	N/A	N/A
	11	韓国eスポーツ協会 (한국e스포츠협회)	eスポーツ (e스포츠)	N/A	N/A	N/A	N/A

6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

法律上の用語定義は以下のとおり。

- 国民体育振興法 第2条（定義）
  1. 「体育」とは、運動競技・野外活動等の身体活動を通じて健全な身体と精神を養い余暇を選用することをいう。
  2. 「専門体育」とは、選手らが行う運動競技活動をいう。
  3. 「生活体育」とは、健康と体力増進のために行う自発的で日常的な体育活動をいう。
- 国民健康増進法 第2条（定義）
  4. 「身体活動の奨励」とは、個人または集団が日常生活中に身体の筋肉を活用してエネルギーを消費するすべての活動を自発的に積極的に遂行するよう奨励することをいう。
- スポーツ産業振興法 第2条（定義）
  1. 「スポーツ」とは、健康な身体を育て、健全な精神を涵養し、質の高い生活のために自発的に行う、身体活動を基盤とした社会文化的行動をいう。
- eスポーツ（電子スポーツ）振興に関する法律 第2条（定義）

1. 「e スポーツ」とは、「ゲーム産業振興に関する法律」第2条第1号によるゲーム物を媒介として人と人との間に記録又は勝負を競う競技及び付帯活動をいう。

また、保健福祉部による「2013 年韓国人のための身体活動ガイドライン」における定義は以下のとおり<sup>36</sup>。

- 身体活動（신체활동）：骨格筋の収縮により起こる身体のすべての動き。
- 中強度の身体活動（중강도 신체활동이）：休んでいる時の強度より 3.0～5.9 倍高く行う活動。強度を 10 段階とした場合に通常 5 から 6 に相当する。
- 高強度の身体活動（고강도 신체활동）：休んでいる時の強度より大人であれば 6.0 倍以上、子供又は青少年であれば 7.0 倍以上高く行う活動で、強度を 10 段階とした場合に通常 7 から 8 に相当する。
- 有酸素身体活動（유산소 신체활동）：身体の大筋肉が一定時間規則的に反復運動する動きで、持久力活動（지구력 활동）とも呼ばれ、心肺持久力が強化される。
- 平衡性運動（평형성 운동）：自分で動いたり環境や他の物体によって揺れる姿勢を正しく維持したりするように、不安定な刺激に耐える個人の能力の向上を図るように設計された静的又は動的運動。
- 筋力運動（근력 운동）：骨格筋の筋力、持久力、瞬発力等を育てて筋肉量を増やす運動。

## 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

文化体育観光部による 2018 年 6 月の「2030 スポーツビジョン」にはマインドスポーツ(마인드스포츠)の言及がない。しかし囲碁については、2018 年 4 月に「囲碁振興法」が制定され、同法に基づいて文化体育観光部は 2021 年 12 月に「囲碁振興基本計画」を策定している。同基本計画の p.2 には次の記述がある。

- 社会・文化の変化に伴った代替スポーツとしての囲碁の普及推進
  - 週 52 時間勤務制度の定着や余暇を重視する生活行動の変化（ワーク・ライフ・バランスを重視する 90 年代生まれの本格的な社会進出）などから文化・芸術・スポーツの需要が急激に増加すると予想される
  - 囲碁は場所や装備の制約が少なく、スマートフォンを活用した対局など非対面方式でも楽しめるため、普及に有利な条件を備えている
  - 怪我の心配がなく、ストレスに弱い現代人の精神的な健康にも役立ち、代替スポーツとしての役割を果たすことが可能
- 囲碁文化産業の促進によるスポーツ産業の未来投資先としての成長を期待
  - 囲碁を素材とした文化コンテンツ（ドラマ「ミセン」（2014 年）、映画「神の一手」（2014 年）等の再評価された多様なコンテンツ）の開発による国民の関心の増大、ゲームコンテンツとしての囲碁プログラムの開発（ハンゲーム囲碁、東洋囲碁、サイバーオセロ、銀星（南北共同開発）など様々な囲碁ゲーム）など、囲碁の文化産業化を推進
  - 囲碁と新技術（AI、ビッグデータ等）の融合（イ・セドル 9 段-グーグルディープマインド 囲碁「アルファ碁」対局（2016 年 3 月））を通じた、これまでになかった新しい囲碁産業の出現（2022 杭州アジアゲーム国家代表選手も人工知能（AI）を活用した訓練を実施中）と成長の可能性

<sup>36</sup> 保健福祉部（2013）2013 年韓国人のための身体活動ガイドライン（한국인을 위한 신체활동 지침서）  
www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR\_MENU\_ID=03&MENU\_ID=032901&CONT\_SEQ=337139

また、文化体育観光部は、2016年8月に大韓チェス連盟と江陵嶺東大学校が共催し世界20か国以上5千人余が参加した「2016ハイワンリゾート世界青少年マインドスポーツ大会」の財政後援を行っている<sup>37</sup>。

なお、マインドスポーツの国際競技連盟に加入しているマインドスポーツの国内統括団体には以下がある。

- 大韓囲碁協会 ((사)대한바둑협회) : 大韓体育会 正会員種目団体
- 韓国ブリッジ協会 (한국브리지협회) : 大韓体育会 準会員種目団体
- 大韓チェス連盟 ((사)대한체스연맹) : 大韓体育会 準会員種目団体
- 韓国創意パズル協会 (한국창의퍼즐협회)
- 韓国珠算暗算数学研究会 ((사)한국주산암산수학연구회가)
- 大韓競技ポーカー協会 (대한스포츠홀덤협회)

## 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

### (1) 身体活動を伴うバーチャルスポーツ

韓国ではバーチャルスポーツを仮想現実スポーツ(가상현실 스포츠)という。

文化体育観光部による2018年6月の「2030スポーツビジョン」は4つの推進戦略(추진전략), 10個の核心課題(핵심과제), 25個の細部課題(세부과제)から構成されているところ、25個の細部課題の1番目「3歳から始まるスポーツ活動の習慣化」に次の記述がある。

- 多様なプログラム支援  
身体活動を中心とした遊びや安全教育など多様なプログラム支援を通じて、小学校低学年生徒の健康的な成長を体系的に支援し、両親の養育負担の軽減を図る。
- \* 拡張現実(AR), 仮想現実(VR)を用いた教室運営, 簡易水泳場を活用した安全水泳教育, 伝統的な遊び体験, 変形スポーツゲーム(ミニボウリング等), スポーツ文化体験(読み, 書き, 工作, 絵描き等)

また、細部課題の2番目「青少年のスポーツ体験の多様化」に次の記述がある。

- 仮想現実スポーツ室の普及推進  
AR, VRを活用し、施設や場所の制約を超えて様々な種目に挑戦し、体力向上のための機会を提供する
- \* 単純体験, ゲーム型コンテンツ排除, 身体活動を中心とした没入感や動機付けの増進, 運営の標準化を通じて学校・教師別のレベル差を克服

<sup>37</sup> 大韓チェス連盟プレスリリース, 「2016世界青少年マインドスポーツ大会」成績(2016 세계 청소년 마인드스포츠대회' 성료 (한국미디) 2016.8.19  
[www.mindsports.or.kr/%ec%95%8c%eb%a6%bc%eb%a7%88%eb%8b%b9/%eb%b3%b4%eb%8f%84%ec%9e%90%eb%a3%8c/?ckattempt=1&mod=document&uid=234](http://www.mindsports.or.kr/%ec%95%8c%eb%a6%bc%eb%a7%88%eb%8b%b9/%eb%b3%b4%eb%8f%84%ec%9e%90%eb%a3%8c/?ckattempt=1&mod=document&uid=234)

これらの課題は文化体育観光部が国民体育振興公団を通じて全国の小学校 100 校を対象に「仮想現実スポーツ室設置支援事業 (가상현실 스포츠실 보급사업)」施策として展開されている。同事業は小学校内の仮想現実スポーツ室及びシステムの設置費用の支援を行い、学校体育活動におけるさまざまな教育コンテンツの普及を推進するというもので、2022 年予算は 1 校当たり 35 百万ウォン (約 350 万円) で合計 35 億ウォン (約 35 百万円)、支援比率は基金 50%・地方費 50%である<sup>38</sup>。

IOC のアジェンダに示されている身体的バーチャルスポーツに関する大韓体育会加入種目団体の状況をみれば、正会員種目団体である自転車競技の大韓自転車連盟 (대한자전거연맹) は zwift を採用しておらず、ボート競技の大韓漕艇協会 (대한조정협회) も Concept 2 を採用していない。

## (2) 身体活動を伴わないバーチャルスポーツ

文化体育観光部と大韓体育会は共に FIFA (国際サッカー連盟) が推進する e フットボール等の身体活動を伴わないバーチャルスポーツに関する方針を示していない。

なお、大韓体育会のサッカー種目団体である大韓サッカー協会は、2022 年 7 月にコペンハーゲンで開催された FIFA e ネーションズカップ第 2 回国際大会の本選に韓国代表チームを初出場させた。

## (3) ビデオゲーム

議員立法「e スポーツ (電子スポーツ) 振興に関する法律案」が 2009 年 5 月に法案発議された。国会での法案審議の間、2011 年に産官学が設置した「e スポーツ・ゲーム産業共同協議体 (e 스포츠-게임산업 상생협약체)」が 1 年間活動し、官からは文化体育観光部コンテンツ政策官と韓国コンテンツ振興院長が参加した。「e スポーツ (電子スポーツ) 振興に関する法律」は 2012 年 2 月に成立し同年 8 月に施行され、その後 2020 年 5 月成立の改正法において、文化体育観光部と公取委が選手の標準契約書を策定し事業者及び競技団体に標準契約書の使用を義務付ける規定が設けられた。

同法第 6 条には文化体育観光部長官の責務として e スポーツ振興に関する中・長期計画を策定する義務が課せられているが、中・長期計画は 2022 年 12 月現在策定されていない。

### e スポーツ (電子スポーツ) 振興に関する法律

#### 第 6 条 (基本計画の策定等)

- ①文化体育観光部長官は、この法の目的を達成するために e スポーツ振興に関する基本的かつ総合的な中期・長期振興基本計画 (以下「基本計画」という。) と、e スポーツの各分野別・年度別細部施行計画 (以下「施行計画」という。) を策定・施行しなければならない。
- ②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
  1. e スポーツ振興の基本方向
  2. e スポーツ活性化のための基盤づくり
  3. e スポーツ関連専門人材の養成及び権益向上

<sup>38</sup> 仮想現実スポーツ室設置支援事業 (가상현실 스포츠실 보급사업) )  
www.vrsportsclass.com/business



4. e スポーツ関連国際大会などイベントの活性化，国際協力及び交流
  5. e スポーツ振興のための財源（財源）確保
  6. 専門 e スポーツの育成・支援及び生活 e スポーツの底辺拡大・活性化支援
  7. e スポーツの学術振興と基盤づくり
  8. e スポーツ施設の構築及び改善
  9. e スポーツ施設の感染症等に対する安全・衛生・防疫管理に関する事項
  10. その他大統領令で定める e スポーツ振興に必要な事項
- ③文化体育観光部長官は，基本計画及び施行計画の樹立と執行のために必要であると認められる場合，関係行政機関，地方自治団体，公共機関，研究所，大学，民間企業及び個人等に必要な協力を要請することができる。

e スポーツの統括団体である KeSPA（韓国 e スポーツ協会）は文化体育観光部ゲーム産業課が所管する社団法人である。2007 年以降毎年 KeG（全国総合アマチュア e スポーツ大会）を開催しており，2009 年以降は文化体育観光部と韓国コンテンツ振興院が共同で種目選定を行うようになり，種目別 1～3 位には文化体育観光部長官賞，韓国コンテンツ振興院長賞，KeSPA 会長賞が授与される<sup>39</sup>。

#### 9. デジタル技術・データ利活用による DX の推進状況

韓国では DX をデジタル転換（디지털 전환）というが，韓国政府の行政文書では，いわゆるデジタル化とデジタル転換が同じ意味で用いられている。

2022 年 9 月に科学技術情報通信部が公表した「大韓民国デジタル戦略（대한민국 디지털 전략）」では，冒頭に同戦略の主旨と「デジタル」の意味が次のように説明されている<sup>40</sup>。

「デジタル深化」に本格対応するデジタル総合戦略（Master plan）  
 ・第 4 次産業革命，デジタル深化本格化→「デジタル」に触発された経済・社会革新に対応して策定する韓国「デジタル」中心国家戦略

「デジタル（Digital）」とは，技術・産業中心の既存の ICT を超えて，デジタルで全ての分野が根本的に再編されるデジタル転換（Digital Transformation）を意味するもので，国際的にもデジタル（Digital）を使用\*

\* OECD はデジタル転換関連の国家政策を「National Digital Strategy」と呼んでいる。

文化体育観光部は 2022 年 2 月に国民体育振興公団と共同で国内中小スポーツ用品メーカー等を対象にデジタル転換事業「スポーツテックプロジェクト（스포츠테크 프로젝트）」の公募を開始した<sup>41</sup>。同公募事業は二種類があり，「先進的な新製品のリリース」事業については 2 社を採択し 1 社当たり年 10 億ウォン（約 1 億円）を 2 年間支援し，「既存市場に存在する製品の競争力強化」事業については 4 社を採択し 1 社当たり年 7 億ウォン（約 7 千万円）を 2 年間支援す

<sup>39</sup> KEG 第 14 回大統領杯アマチュア e スポーツ大会（제 14 회 대통령배 아마추어 e 스포츠대회）  
<http://e-games.or.kr/?ckattempt=2>

<sup>40</sup> 科学技術情報通信部（2022）プレスリリース 韓国デジタル戦略発表（[보도참고] 대한민국 디지털 전략 발표）  
[www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=2&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3182193&searchOpt=ALL&searchTxt=](http://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=2&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3182193&searchOpt=ALL&searchTxt=)

<sup>41</sup> 文化体育観光部，2022 年スポーツテックプロジェクト遂行者募集公告（2022 年 스포스테크 프로젝트 수행사 모집 공고）  
[www.mcst.go.kr/kor/s\\_notice/notice/noticeView.jsp?pSeq=16414](http://www.mcst.go.kr/kor/s_notice/notice/noticeView.jsp?pSeq=16414)

るというものである。文化体育観光部スポーツ産業課が2022年12月4日に実施した2023年のスポーツ産業支援事業の説明会では、2023年はスポーツ技術（テック）関連予算を大幅に拡大予定であり、スポーツ技術プロジェクト及び仮想現実スポーツ室の普及等に当たっての技術開発及び認証支援を実施すると説明された<sup>42</sup>。

---

<sup>42</sup> 文化体育観光部, 2023年スポーツ産業支援事業説明会開催(2023년 스포츠산업 지원 사업을 자세히 설명해드립니다)  
[/www.mcst.go.kr/kor/s\\_notice/press/pressView.jsp?pSeq=19889](http://www.mcst.go.kr/kor/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=19889)

10. 参考文献

【日本語文献】

- ・成耆政, 葛西和廣 (2010) e-スポーツの現況と成長戦略の構築, 地域総合研究 (松本大学) 11
- ・薦田勇智, 高橋良平, 八木力俊, et al (2022) e スポーツ主要国の現状に関する先行研究レビュー
- ・川又啓子, 大島正嗣, 丸山信人, et al (2019) 「e スポーツ」のスポーツ化に関する探索的研究, 青山学院大学総合研究所報 10(2)
- ・朴明姫, 波多野圭吾, 野川春夫, et al (2021) 韓国における e スポーツの発展過程と現状, スポーツ産業学研究 31(2)

【外国語文献】

- ・第5次国民健康増進計画 (국민건강증진종합계획 : HP2030)
- ・2021年地域社会統合健康増進事業 身体活動分野 (2021년 지역사회통합건강증진사업 신체활동분야)
- ・チェ ジョアン(2004)身体活動の概念分析, 基礎看護自然学会誌第6巻第1号( 신체활동(Physical activity)의 개념분석)
- ・保健福祉部 (2012) 韓国人のための身体活動指針と自己処方ガイドラインの開発 (한국인을 위한 신체활동 지침 및 자가처방 가이드라인개발)
- ・保健福祉部 (2013) 韓国人のための身体活動ガイドライン (한국인을 위한 신체활동 지침서)
- ・文化体育観光部 (2018) 2030 スポーツビジョン (2030 스포츠비전)
- ・文化体育観光部 (2020) 2020年体育白書 (2020년 체육백서)
- ・文化体育観光部 (2021) 囲碁振興基本計画 (바둑 진흥 기본계획)
- ・文化体育観光部 (2022) 2022年文化体育観光部業務報告 (2022년 문화체육관광부 업무계획)
- ・大韓体育会 (2021) 2021年主要事業計画書 (2021년도 대한체육회 주요 사업계획서)
- ・大韓体育会 (2022) 2021年度事業結果報告書 (2021년도 사업결과보고서)
- ・大韓体育会 (2022) 2022年主要事業計画 (2022년 대한체육회 주요 사업계획)
- ・韓国コンテンツ振興院 (2021) 2021年e スポーツ政策研究 (2021 이스포츠 정책연구)
- ・韓国コンテンツ振興院 (2011) e スポーツの基本概念と社会文化的価値の証明 (e 스포츠 기본이념과 사회문화적 가치조명)
- ・チェ ヒサン (2011) e スポーツのスポーツカテゴリ化に関する探索的研究, 韓国ゲーム学会論文誌第11巻第3号, pp.85-96 (e 스포츠의 스포츠 범주화에 대한 탐색적 연구)
- ・文化体育観光部 (2012) 2011 体育白書 (2011 체육백서) p.34 第1章 体育の定義と概念的限界
- ・ナム キヨン (2018) e スポーツの法的地位に関する研究, ITと法研究第16巻, pp.179-206 (e 스포츠의 법적 지위에 관한 연구)
- ・キム シンソク (2018) 韓国のゲーム産業予算決定過程に関する研究: 多重流と断絶均衡の結合モデルを中心に, 東亜大学大学院学位論文 (한국의 게임산업 예산결정 과정에 관한 연구 : 다중흐름 및 단절균형의 결합모형을 중심으로 / 김진석)
- ・文化体育観光部 (2021) 2019 体育白書 (2019 체육 백서) p.204, 表 3-4 政府別の専門体育政策の流れと状況
- ・シン フィジェ (2019) e スポーツの身体観, 韓国体育哲学学会誌第27巻第4号, pp.15-28 (e 스포츠의 신체관)
- ・イ スンフン (2020) スポーツのカテゴリ化に関する問題と課題—e スポーツを中心に, 韓国体育哲学学会誌第28巻第1号, pp.7-17 (스포츠의 범주화에 대한 쟁점과 과제 : e 스포츠를 중심으로)
- ・イ ハクジュン (2020) e スポーツはスポーツである, 韓国体育哲学学会誌第28巻第1号, pp.19-30 (e 스포츠는 스포츠이다)
- ・パク ソンジュ (2020) e スポーツは「本物の」スポーツか?, 韓国体育学会誌第59巻第3号, pp.47-58 (e 스포츠는 '진짜' 스포츠인가?)
- ・イジンウ (2021) 「e スポーツ (電子スポーツ) 振興に関する法律」改正案の評価及び改善方案の提言, 韓国ゲーム学会論文誌第21巻第4号 (「이스포츠(전자스포츠) 진흥에 관한 법률」 개정안 평가 및 개선 방안 제언)
- ・イ ハクジュン (2022) 統合体育における e スポーツ研究の動向と課題, 大邱大学韓国特殊教育問題研究所 理論と実践第23巻, pp.69-80 (통합체육에서 e 스포츠 연구의 동향과 과제)
- ・アジア競技大会のe スポーツ② 韓国国家代表をどのように選抜するか, プロッターメディア, 2021.11.25 ([e 스포츠 아시안게임 가다]②한국 국대, 어떻게 선발하나)
- ・ソン シンウ (2021) VR スポーツ統合プラットフォームの活用, 文化体育観光部・国民体育振興公団委託研究, 情報処理学会誌第28巻第1号 (가상현실 스포츠 통합플랫폼의 활용)

- 大韓体育会も NFT 時代—フィタスとチーム코리아 NFT を初発行, 朝鮮日報, 2022.9.20 (“대한체육회도 NFT 시대” ‘핏어스’와 베이징올림픽 팀코리아 NFT 첫 발행)

This Page Intentionally Left Blank

## ・第7章 アメリカ<sup>1</sup>

### 1. 概要

アメリカには競技スポーツを所管する行政機関はなく、保健福祉省の ODPHP（疾患予防・健康増進局）が予防保健上の身体活動の推進政策を進めている。また、ODPHP には大統領府の PCFSN（スポーツ・体力づくり・栄養に関する大統領委員会）の事務局が置かれている。

アメリカの中央競技団体は NGB（National Governing Body）といい、NGB が統括するスポーツは、オリンピック・パラリンピック競技大会の競技種目とパンアメリカン競技大会の競技種目のみである。連邦政府とは基本的に無関係の USOPC（合衆国オリンピック・パラリンピック委員会）は、NGB の認定と Team USA としての運営を一手に引き受けている。

身体活動の定義は保健福祉省の身体活動ガイドライン等にみられるが、スポーツは法律や政策に定義づけられたものがない。

アメリカには競技スポーツに関する行政計画もなく、NGB の競技種目がオリパラ大会とパンアメリカン大会に特化していることから、マインドスポーツやバーチャルスポーツについても議論の対象とならない。また、DX の推進を支援する政策もない。

### 2. 関係機関

アメリカには競技スポーツを所管する行政機関が置かれていない。疾患予防・健康増進の観点からの保健政策を所管する保健福祉省の ODPHP（疾患予防・健康増進局）には大統領府の PCFSN（スポーツ・体力づくり・栄養に関する大統領委員会）の事務局が置かれているが、肥満や慢性疾患の治療・予防のために日常生活にスポーツや身体活動を日常生活に取り入れるための施策プログラムを検討・提供する機関である。

オリンピック・パラリンピック競技大会やパンアメリカン競技大会に出場する競技スポーツの国レベルの振興は、非営利団体である USOPC（合衆国オリンピック・パラリンピック委員会）が担っている。USOPC は連邦法である「1978 年アマチュアスポーツ法」を根拠として設置されたことはよく知られているが、これは、現在では一般に認知されている IOC（国際オリンピック委員会）、IF（国際競技連盟）、NOC（国内オリンピック委員会）というグローバルなスポーツ管理構造が 1970 年代ではまだ目新しい国際法上の概念であったことから、アメリカ合衆国を代表する NOC の在り方を連邦政府が当時の国際法に照らして検討し、連邦議会での議論を経て設置及び運営を許可する連邦法が成立したに過ぎない。したがって USOPC が連邦政府から干渉されることや、USOPC が連邦政府に伺いを立てることは基本的にはない。USOPC が連邦政府とは無関係であることは明らかながら、設置根拠法の解釈から USOPC は「連邦政府の許可を得て運営するがアカウントビリティ構造がほとんどない準政府機関（quasi-governmental entity）」としての性格を有するという捉え方もある<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 本章において米国の通貨を表す際には、ドル 又は \$ を用いる。

参考までに、2022 年における対円年平均為替レートは、1 ドル = 131.43 円である。

<sup>2</sup> Dionne L.Koller (2019) Amateur Regulation and the Unmoored United States Olympic and Paralympic Committee, Wake Forest Law Review Online [https://scholarworks.law.ubalt.edu/all\\_fac/1091/](https://scholarworks.law.ubalt.edu/all_fac/1091/)

図表-7-1 合衆国政府のスポーツ及び身体活動政策に関する機関・団体

【連邦機関】

- HHS (U.S. Department of Health & Human Services) : 保健福祉省
  - ↳ Secretary's Advisory Committee on National Health Promotion and Disease Prevention Objectives for 2030 : 2030年に向けた国民の健康増進及び疾病予防目標に関する長官諮問委員会
    - ↳ Federal Interagency Workgroup : 関係連邦機関協働WG
      - (策定) Healthy People 2030 : 2030年の健康社会に向けた国家目標
    - ↳ OASH (Office of the Assistant Secretary for Health) : 保健担当副次官補
      - ↳ ODPHP (Office of Disease Prevention and Health Promotion) : 疾患予防・健康増進局
        - ↳ Social Determinants of Health Workgroup : 健康の社会的決定要因WG
          - (開発) LHIs (Leading Health Indicators) : 健康のための主要指標
        - ↳ Physical Activity Workgroup : 身体活動WG ※CDC, ODPHP, NCHSの三者協働によるWG
      - ↳ PCSFN (President's Council on Sports, Fitness & Nutrition) : スポーツ・体力づくり・栄養に関する大統領委員会事務局
      - ↳ White House Conference on Hunger, Nutrition, and Health : 飢餓・栄養不足・運動不足問題に関する大統領府会議
- ↳ CDC (Centers for Disease Control and Prevention) : 疾病予防管理センター
  - ↳ NCCDPHP (National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion) : 国立慢性疾患予防・健康増進センター
    - ↳ DPH (Division of Population Health) : 健康増進部
      - ↳ Workplace Health Resource Center : 職場の健康増進センター
        - (策定) Physical Activity Strategies : 身体活動推進戦略
  - ↳ NEF (National Fitness Foundation) : 体力づくり国家基金
  - ↳ ACL (Administration for Community Living) : 障害者・高齢者支援庁
  - ↳ NCHS (National Center for Health Statistics) : 国立保健統計センター

【スポーツの公的団体】

- U.S. Center for SafeSport : 合衆国スポーツ安全センター

【スポーツの民間団体】

- USOPC (United States Olympic & Paralympic Committee) : 合衆国オリンピック・パラリンピック委員会
  - ↳ (所管) NGBs (National Governing Bodies) : 中央競技団体

【身体活動の全国団体】

- NAHF (National Association of Health and Fitness)
- NCPPA (National Coalition for Promoting Physical Activity)
- ACE (American Council on Exercise)

3. 関係法令

本章で取り上げた調査内容に関連する法令はない。

アメリカにスポーツに関する連邦法令はそもそも少なく、連邦法はUSOPC(合衆国オリンピック・パラリンピック委員会)の設置根拠法である「1978年アマチュアスポーツ法」<sup>3</sup>と、合衆国スポーツ安全センター(U.S. Center for SafeSport)の設置根拠法である「スポーツ選手を虐待等から保護する法律」<sup>4</sup>の二つだけである。

<sup>3</sup> Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act  
[www.teamusa.org/Footer/Legal/Governance-Documents](http://www.teamusa.org/Footer/Legal/Governance-Documents)

<sup>4</sup> Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017  
[www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/534](http://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/534)

なお、PCFSN（スポーツ・体力づくり・栄養に関する大統領委員会事務局）は大統領令を設置根拠とする<sup>5</sup>。また、オリパラ競技及びパンアメリカン競技の中央競技団体である NGB（National Governing Body）の認定は USOPC の定款（ByLaws）第 8 条に基づく<sup>6</sup>。

4. スポーツに関する行政計画

スポーツに関する行政計画には、保健福祉省の ODPHP（疾患予防・健康増進局）が 2019 年に公表した NYSS（児童スポーツ国家戦略）がある<sup>7</sup>

NYSS は 18 歳未満の児童のスポーツ参加を振興するための連邦政府のロードマップが示され、保健福祉省が他の関係省庁、NEF（体力づくり国家基金）、PCFSN（スポーツ・体力づくり・栄養に関する大統領委員会事務局）等と緊密に連携を取りながら児童のニーズに合った安全なスポーツ参加を振興するとしている。なお同戦略は、スポーツの類ではアメリカ初のものである。

5. 中央競技団体のスポーツ

アメリカの中央競技団体は NGB（National Governing Body）といい、オリパラ競技又はパンアメリカン競技のスポーツの国内唯一の統括団体として USOPC から認定を受けている。

図表-7-2 USOPC 加盟団体（Member Organizations）<sup>8</sup>

NGB（中央競技団体）	スポーツ
オリンピックスポーツ団体（Olympic Sport Organizations）	
USA Archery (USAA)	アーチェリー, パラアーチェリー
USA Artistic Swimming (USAS)	シンクロナイズドスイミング
USA Badminton (USAB)	バドミントン, パラバドミントン
USA Baseball (USAB)	野球
USA Basketball (USAB)	バスケットボール
US Biathlon (USB)	バイアスロン
USA Bobsled and Skeleton (USABS)	ボブスレー, スケルトン, パラボブスレー
USA Boxing (USAB)	ボクシング
American Canoe Association (ACA)	カヌー/カヤック, パラカヌー
USA Climbing (USAC)	スポーツクライミング
USA Curling (USAC)	カーリング, 車いすカーリング
USA Cycling (USAC)	自転車
USA Diving (USAD)	ダイビング
US Equestrian (USE)	馬術, パラ馬術
USA Fencing (USAF)	フェンシング, 車いすフェンシング
USA Field Hockey (USAFH)	ホッケー
U.S. Figure Skating (USFS)	フィギュアスケート
USA Golf (USAG)	ゴルフ
USA Gymnastics (USAG)	体操
USA Hockey (USAH)	アイスホッケー, パラアイスホッケー
USA Judo (USAJ)	柔道, パラ柔道

<sup>5</sup> Executive Order (E.O.) 13265, amended by E.O. 13824  
[www.federalregister.gov/documents/2002/06/11/02-14807/presidents-council-on-physical-fitness-and-sports](http://www.federalregister.gov/documents/2002/06/11/02-14807/presidents-council-on-physical-fitness-and-sports)

<sup>6</sup> USOPC Bylaws Effective March 11, 2021  
[www.teamusa.org/Footer/Legal/Governance-Documents](http://www.teamusa.org/Footer/Legal/Governance-Documents)

<sup>7</sup> ODPHP (2019) NYSS (National Youth Sports Strategy)  
<https://health.gov/our-work/nutrition-physical-activity/national-youth-sports-strategy/about-national-youth-sports-strategy>

<sup>8</sup> Team USA, Member Organizations  
<https://www.teamusa.org/About-the-USOPC/Structure/Member-Organizations>



## 第7章 アメリカ

NGB（中央競技団体）		スポーツ
USA Karate (USAK)		空手
USA Luge (USAL)		リュージュ
USA Pentathlon (USAP)		近代五種
USRowing (USR)		ボート, パラボート
USA Rugby (USAR)		7人制ラグビー
US Sailing (USS)		セーリング
USA Shooting (USAS)		射撃, パラ射撃
USA Skateboarding (USAS)		スケートボード
U.S. Ski & Snowboard (USSS)		スキー/スノーボード
U.S. Soccer (USS)		サッカー, CPサッカー
USA Softball (USAS)		ソフトボール
US Speedskating (USS)		スピードスケート
USA Surfing (USAS)		サーフィン
USA Swimming (USAS)		水泳
USA Table Tennis (USATT)		卓球, パラ卓球
USA Taekwondo (USAT)		テコンドー, パラテコンドー
USA Team Handball (USATH)		ハンドボール
U.S. Tennis Association (USTA)		テニス, 車いすテニス
USA Track & Field (USATF)		陸上, パラ陸上
USA Triathlon (USAT)		トライアスロン, パラトライアスロン
USA Volleyball (USAV)		バレーボール, シットイングバレーボール
USA Water Polo (USAWP)		水球
USA Weightlifting (USAW)		ウエイトリフティング
USA Wrestling (USAW)		レスリング
パラスポーツ団体		
United States Association of Blind Athletes (USABS)		視覚障害者スポーツ
パンアメリカンスポーツ団体		
U.S. Bowling Congress (USBC)		ボウリング
USA Racquetball (USRA)		ラケットボール
USA Roller Sports (USARS)		ローラースポーツ
US Squash (USS)		スカッシュ
USA Water Ski & Wake Sports (USAWS)		ウォータースキー, ウェイクボード

### 6. 「身体活動」「スポーツ」等の用語の使い分け・整理

保健福祉省が2018年に公表した「国民のための身体活動ガイドライン第2版（HHS（2018）Physical Activity Guidelines for Americans 2nd edition）」には、次のように定義されている<sup>9</sup>。

- 身体活動（physical activity）：基礎レベルを超えてエネルギー消費を増加させる，骨格筋の収縮によって生じる身体の動き。ガイドラインにおいて身体活動は一般に，健康増進のための身体活動の部分となす
- 体力（physical fitness）：過度の疲労を感じることなく，活力と注意力をもって日課を遂行し，余暇を楽しみ，急な事態に対応するための十分なエネルギーを持つ能力。体力には，心肺機能の適応性（持久力又は有酸素運動力），骨格筋の適応性，柔軟性，平衡感覚，動きの速度など，いくつかの要素が含まれる
- 座位行動（sedentary behavior）：座りがちな行動。座っている又はリクライニングしているあるいは横になっている時のエネルギー消費が1.5METs以下と低水準であることを特徴とする覚醒時の行動

<sup>9</sup> HHS（2018）Physical Activity Guidelines for Americans 2nd edition  
<https://health.gov/healthypeople/tools-action/browse-evidence-based-resources/physical-activity-guidelines-americans-2nd-edition>

また、保健福祉省が 1990 年以降 10 年毎に策定している計画 Healthy People（健康社会に向けた国家目標）では、2000 年に策定された Healthy People 2010 以降の 10 年計画において、CDC（疾病管理予防センター）が策定した「強度（intensity）に応じた身体活動の定義（Measuring Physical Activity Intensity）」が用いられている<sup>10</sup>。

- 中強度（Moderate intensity）の身体活動：活動中は喋ることはできるが歌うことができない  
例：時速 3 マイル（4.8km/h）程度のウォーキング，水中エクササイズ，平坦又は丘のない平地での時速 10 マイル（16.1km/h）未満のサイクリング，テニス（ダブルス），ソシアルダンス，きつくないガーデニング
- 高強度（Vigorous intensity）の身体活動：活動中は呼吸を止めずに喋ることがほぼできない  
例：競歩・ジョギング・ランニング，ラップ（周回）スイミング，テニス（シングルス），エアロビクスダンス，上り坂での時速 10 マイル（16.1km/h）以上のサイクリング，なわとび，きついガーデニング（穴掘り・除草），上り坂や重いバックパックを背負ってのハイキング

#### 7. スポーツ政策における「マインドスポーツ」の位置づけ

身体活動と共に青少年スポーツ振興プログラムを提供する ODPHP（保健福祉省疾患予防・健康増進課）の行政文書にはマインドスポーツやバーチャルスポーツについての言及が一切ない。なお、マインドスポーツの国際競技連盟に加入している国内統括団体には以下がある。

- US Chess Federation：チェス
- AGA（American Go Association）：囲碁
- American Checker Federation：チェッカー
- USBF（United States Bridge Federation）：コントラクトブリッジ
- AXA（American Xiangqi Association）：象棋

#### 8. スポーツ政策における「バーチャルスポーツ」の位置づけ

##### （1）身体活動を伴うバーチャルスポーツ

Zwift は、USOPC と提携し、自転車競技及びトライアスロン競技における Zwift の活用を積極的に推進している<sup>11</sup>。

##### （2）身体活動を伴わないバーチャルスポーツ

USOPC は e フットボール等の身体活動を伴わないバーチャルスポーツには関与していない模様である。

##### （3）ビデオゲーム

アメリカ国内の統括団体には IESF（国際 e スポーツ連盟）に 2018 年に加盟した USEF（合衆国 e スポーツ連盟）がある。USEF は USOPC 認定 NGB ではないが、公的機関である U.S. Center for SafeSport と選手の安全管理のための協定を締結している<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> CDC（2010）Healthy People 2010 [www.cdc.gov/nchs/healthy\\_people/hp2010.htm](http://www.cdc.gov/nchs/healthy_people/hp2010.htm)

<sup>11</sup> Team USA animates race with three riders in top 10 at Esports World Championships [www.endurancesportswire.com/team-usa-animates-race-with-three-riders-in-top-10-at-esports-world-championships/](http://www.endurancesportswire.com/team-usa-animates-race-with-three-riders-in-top-10-at-esports-world-championships/)

<sup>12</sup> Is There an Esports NGB? Yes, But It's Complicated, Sports Travel, May 3, 2019 [www.sportstravelmagazine.com/is-there-an-esports-ngb-yes-but-its-complicated/](http://www.sportstravelmagazine.com/is-there-an-esports-ngb-yes-but-its-complicated/)

## 第7章 アメリカ

### 9. スポーツ行政機関による DX の推進状況

アメリカにはスポーツ政策を所管する中央行政機関がない。

なお、USOPC の事業計画にも DX 又はデジタル化の推進施策として講じられているものがない<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> USOPC Consolidated Financial Statements 2021  
[www.teamusa.org/footer/finance](http://www.teamusa.org/footer/finance)

10. 参考文献

【外国語文献】

- ODPHP (2020) Healthy People 2030
- ODPHP (2018) Physical Activity Guidelines for Americans, the 2<sup>nd</sup> edition
- HHS (2018) Physical Activity Guidelines for Americans, 2nd edition, November 12, 2018
- HHS (2021) Physical Activity Guidelines Midcourse Report on Older Adults
- Joel Teitelbaum. et al. (2021) Law and Policy as Tools in Healthy People 2030, Journal of public health management and practice, May 2021

This Page Intentionally Left Blank